

自己点検・評価報告書

2007年8月31日

西南学院大学大学院
法務研究科法曹養成専攻

研究科長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	6
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	8
第3	自己点検・評価の内容と結果	10
1-1-1	養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。	10
1-2-1	自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。	13
1-3-1	教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。	17
1-4-1	法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。	19
1-4-2	法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。	21
1-5-1	特徴を追求する取り組みが適切になされていること。	22
2-1-1	適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	24
2-1-2	入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	29
2-2-1	適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。	32
2-2-2	法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。	36
2-3-1	入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。	38
3-1-1	専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。	40
3-1-2	法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。	43
3-1-3	5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。	56
3-1-4	専任教員の半数以上は教授であること。	60
3-1-5	教員の年齢構成に配慮がなされていること。	62

3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。	64
3 - 2 - 1	教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。	66
3 - 2 - 2	教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。	69
3 - 2 - 3	教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。 .	72
4 - 1 - 1	教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。	74
4 - 1 - 2	教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。	77
5 - 1 - 1	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。	79
5 - 1 - 2	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。	83
5 - 1 - 3	法曹倫理を必修科目として開設していること。	88
5 - 2 - 1	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。	89
5 - 2 - 2	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。	91
6 - 1 - 1	開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。	93
6 - 1 - 2	開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。	96
6 - 2 - 1	理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。	123
6 - 2 - 2	臨床科目が適切に開設され実施されていること。	127
7 - 1 - 1	法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。	135
8 - 1 - 1	授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。	141
8 - 1 - 2	教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されているこ	

と。	144
8 - 2 - 1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。	146
8 - 2 - 2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。	148
8 - 2 - 3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。	151
8 - 2 - 4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。	153
8 - 3 - 1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。	155
8 - 3 - 2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。	156
8 - 3 - 3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。	157
9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。	158
9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。	168
9 - 1 - 3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。	170
9 - 2 - 1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。	172
9 - 2 - 2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。	175
9 - 2 - 3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。	177
別紙 学生数および教員に関するデータ	178

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1. 大学(院)名 | 西南学院大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法曹養成専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |

氏名	横田 守弘
所属・職名	法務研究科 教授(法務研究科長)
連絡先	092 - 823 - 4722

5. 認証評価対応教員・スタッフ

氏名	多田 利隆
所属・職名	法務研究科 教授(法科大学院教務主任)
役割	法務研究科点検評価委員会 委員

連絡先	092 - 823 - 4733
-----	------------------

氏名	梅崎 進哉
所属・職名	法務研究科 教授(法科大学院専攻主任)
役割	法務研究科点検評価委員会 委員

連絡先	092 - 823 - 4727
-----	------------------

氏名	一瀬 悦朗
所属・職名	法務研究科 教授(実務家教員)
役割	法務研究科点検評価委員会 委員

連絡先	092 - 823 - 4731
-----	------------------

氏名	石森 久広
所属・職名	法務研究科 教授（研究者教員）
役割	法務研究科点検評価委員会 委員
連絡先	092 - 823 - 4735
氏名	田中 修一
所属・職名	法科大学院事務室 事務室長（課長補佐）
役割	自己点検・評価の事務 責任者
連絡先	092 - 823 - 4701
氏名	相菌 幸恵
所属・職名	法科大学院事務室 専任事務職員（主事）
役割	自己点検・評価の各種 資料作成
連絡先	092 - 823 - 4703
氏名	浅井 修史
所属・職名	法科大学院事務室 専任事務職員（副主事）
役割	自己点検・評価の各種 資料作成
連絡先	092 - 823 - 4702

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2005年

6月29日 法務研究科委員会（法科大学院教授会 以下「教授会」という。）において第三者評価に向けた学内の体制づくりについて懇談。

7月27日 教授会において第三者評価に向けて中心的に検討し準備を進める法科大学院点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）の委員を選出。

12月13日 第1回点検評価委員会を開催。点検評価委員会においては、（財）日弁連法務研究財団（以下「法務研究財団」という。）による第三者評価を受けること、2006年の後期にトライアル評価を受け、およそ1年後の2007年後期に本評価を受けることを基本方針として、今後、必要な学内外の手續、調整を進めていくことを決定。

12月21日 教授会において、上記の決定事項について承認。

2006年

1月10日 西南学院大学全学点検評価委員会（以下「本学全学点検評価委員会」という。）において、第三者評価についての教授会の決定事項について報告し、承認を得る。

2月28日 第2回点検評価委員会開催。日弁連主催認証評価シンポジウム参加報告。

4月17日 法務研究財団と認証評価委託契約を締結。

7月26日 第3回点検評価委員会開催。トライアル自己点検・評価報告書作成分担等について協議。

9月27日 第4回点検評価委員会開催。トライアル自己点検・評価報告書作成日程及び本評価の現地調査日程について協議。

10月18日 教授会においてトライアル評価のための自己点検評価報告書原案について諮り、その後の微調整を認めることを含めて承認。

10月24日 トライアル評価学生アンケート調査を実施。

10月31日 法務研究財団にトライアル自己点検・評価報告書を提出。

12月12日 トライアル評価の現地調査実施。

12月20日 教授会にて本評価の全体スケジュール案について報告。

2007年

- 3月30日 第5回点検評価委員会開催。法務研究財団事務局担当者によりトライアル評価報告書原案について説明を受け、意見交換を行う。
- 4月10日 本学全学点検評価委員会にて、法務研究財団によるトライアル評価報告書原案の内容について報告。
- 4月25日 教授会にて同上の報告。
- 5月25日 第6回点検評価委員会開催。法務研究財団事務局担当者により本評価に係る自己点検・評価報告書作成要領の説明を受け、意見交換を行う。
- 6月27日 教授会にて、同上の説明。報告書及び教員調書の素案作成に着手。
- 7月25日 教授会にて、教授会メンバーより報告書原稿及び教員調書原稿が提出される。校正作業に着手。
- 8月6日 報告書原案を作成し、教授会構成員に配布、意見聴取に着手。
- 8月21日 上記の意見聴取を踏まえた報告書修正案を作成。再校正作業に着手。
- 8月31日 法務研究財団に自己点検・評価報告書を提出。

第3 自己点検・評価の内容と結果

1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

1. 現状

- (1) 本学法科大学院は、養成すべき法曹として以下のような法曹像を設定している。すなわち、専門知識や能力において優れているのみならず、豊かな人間性と強い責任感を持って奉仕の精神を実践することによって、人々から厚い信望を寄せられる法曹である。

「専門知識や能力において優れている」というのは、まず、日常的に生起する一般的な法律問題を的確かつ適切に処理できる専門的な知識や能力を十分に備えていることを基本とし、その上に、複雑かつ多様な法律問題を抱える現代社会に生きる法曹として自分なりの専門分野・得意分野を持っていることを内容としている。世間の脚光を浴びるような目立った事件や最先端の法律問題に飛びつくのではなく、まず、地味ではあっても一般的な法律問題をおろそかにせず的確に処理できる十分な実力を備えているということである。専門分野・得意分野としては、特に、涉外取引にかぎらず日本社会の国際化に伴って生起している様々な国際的な法律問題への取り組みを重視する。本学の培ってきた国際性重視の伝統や法学部国際関係法学科の存在、あるいは、「アジアへの玄関口福岡」に位置するという立地条件を法曹養成に生かしてゆく趣旨である。

後段の人間性等に関しては、本学院の基本的な教育理念であるキリスト教主義に根ざした博愛・奉仕の精神をバックボーンとして、他人の痛みを共感できる豊かな人間性と専門的能力を人々のために生かそうという強い責任感を持って誠実に職務を遂行し、それを通じて依頼人や当事者・関係者のみならず広く一般市民から信頼され厚い信望が寄せられることをその内容としている。

- (2) このような法曹像は、専任教員の間では周知の事実となっている。開設時からのメンバーである研究者教員は、法科大学院設置準備段階からワーキンググループや設置準備委員会あるいは法学部教授会の構成員として、上記のような法曹像が練り上げられる過程に直接関与している。同じく開設時からの実務家

教員も、設置準備の段階から研究者教員と共に教育内容や教育方法を検討する過程で法曹像についても検討に加わっている。開設後に新しく就任した教員については、採用時に本学法科大学院の教育理念や法曹像について説明しており、また、FD研究会や教授会等におけるカリキュラムや教育方法あるいは入試方法等の検討を通じて、法曹像については了知し理解している。なお、法学部との併任教員は、設置準備段階からの関わりを通じて法科大学院の専任教員に準じた立場にあり、また、非常勤講師については、委嘱の際にその点について説明するように努めている。

- (3) 本学のめざす法曹像は、入学案内(パンフレット)やホームページ(以下「HP」という。)あるいは様々な学校紹介記事や広告媒体を通じて外部に対して発信してきた。在学生は、入学前からそれらの媒体を通じて、あるいは入試説明会における説明を通じてその内容を了知しており、それが本学を選ぶ際の手がかりになったことが推測される。さらに、入学後のオリエンテーションの際には、カリキュラム編成の指針や特徴(たとえば1年次から3年次までの法律基本科目の編成の仕方、国際公法も含めて国際関係法科目が多く開講されていること、選択科目の中に「キリスト教倫理」という科目が置かれていること)を示し、本学法科大学院の教育理念及び養成すべき法曹像について説明を行っている。

なお、国際的な法律問題を専門分野とする法曹養成を重視するという趣旨を学生達に周知させる試みの一環として、2004年の開設直後に、国際海洋法裁判所判事(元西南学院大学法学部教授)の朴椿浩氏を講師に招いて講演会を開催した。また、2005年10月には、本学法科大学院棟の大講義室兼法廷教室で、国際宇宙法会議の一環として、世界各地の予選を勝ち抜いた2大学による模擬裁判の世界決勝戦が行われた(第14回マンフレッド・ラックス宇宙法模擬裁判世界決勝戦 裁判官役は小和田恒氏ほか国際司法裁判所の現・前判事)。

2. 点検・評価

本学法科大学院は、特定の職種や分野に限定された法曹ではなく様々な職種と分野で活躍する法曹の養成をめざしている。それとの関連で、養成しようとする法曹像は、法曹に共通して求められる様々な資質のうち本学として特に重視するものを

抜き出す方法で描かれている。特定の職種や分野に特化した法律家を直裁に掲げる方法(たとえば「知的財産の専門家」、「涉外弁護士」、「地域社会に密着した弁護士」)と比較すると抽象的な表現に留まっているが、その内容は、本学法科大学院の運営・活動の指針として備えるべき明確性を備えているものと評価される。

また、このような法曹像については、上記のような経緯や方法を通じて教員及び学生に周知されており、外部に対しても様々な媒体を通じて情報提供することで周知のための努力を尽くしている。

3. 自己評定 B

[理由] 養成する法曹像は明確に示されている。それを周知させる取り組みもしっかりなされているが、さらにそれを徹底させる余地が残っている。

4. 改善計画

特に改善のための計画は持っていないが、今後も、いろいろな機会や方法を通じて、本学法科大学院が養成しようとしている法曹像を周知させるための努力を続ける。また、現在掲げている法曹像自体の妥当性についても、教育の成果や修了生の進路に照らして継続的に検証を行う。

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

本法科大学院に置かれている自己改革を目的とした組織・体制とその活動については以下のとおりである。

(1) 大学院法務研究科点検評価委員会（法科大学院点検評価委員会）

この委員会は、西南学院大学の自己点検評価活動に関する組織の一部であり、法務研究科長（法科大学院長）、法務研究科教務主任、同専攻主任、それ以外の2人の専任教員及び法科大学院事務室役職者から構成されている（大学全体の自己点検・評価活動に関する組織等については「西南学院大学点検・評価規程」¹を参照していただきたい）。大学院法務研究科点検評価委員会のこれまでの活動は、全学点検評価活動の一環として法科大学院部門の自己点検・評価報告書（案）を作成することと（「2005（平成17）年版 西南学院大学自己点検・評価報告書」に収録）及び、第三者評価への対応を検討・協議しそれを実施することに主に向けられてきた。

(2) F D委員会・F D研究会

本学では、法科大学院開設準備の段階から、教育内容や教育方法について実務家も含めて専任教員予定者で検討する会議を継続的に開催していたが、開設後はそれを母体として専任教員全員を構成員とする「F D研究会」が組織され、ほぼ1ヶ月から2ヶ月に一回のペースで開催されて、本学の法科大学院教育の充実に大きな役割を果たしてきた。このF D研究会が、教授会と並んで本学の教育面での自己改革を担う実質上最も重要な組織であったといっても過言ではない。たとえば、シンポジウムや研修会に出席した教員はF D研究会でその内容を報告しそれにもとづいて検討・協議が行われてきた。また、学生による授業評価アンケートの結果については各人がこの会議でその内容を披露し、問題点について対策を協議してきた。あるいは、試験の実施方法や成績評価の仕方、カリキュラムの適切さ等についてもこの会議で協議を行い、必要な事項については教授会で審議決定してきた。

¹ 資料 1-2A参照

ただ、この研究会の活動には、教育内容や教育方法についての検討や研究だけではなく、教務案件の処理（たとえば成績評価についての調整）やFD活動の検討など性格の異なる多様なものが包摂されており、また、独自の規程がなく正式な議事録も作成されていなかった（法科大学院長及び教務主任が記録を取って保存をするにとどまっていた）。FD研究会における意見交換や検討を通じて法科大学院として審議決定が必要と考えられた案件については直接に教授会で正式に諮るというシステムになっていたのである。2006年度に受けた貴財団のトライアル評価において、規程や議事録を欠いていることや審議決定機関としての役割が明らかでないことからFDのための専門的な組織とは評価できないとの指摘があり、それを受けて、2007年4月にFD活動の企画・立案・実施を行う専門の組織として「FD委員会」が設置された（「西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」² 参照）。

もっとも、その後も、FD委員会とは別に、従来FD研究会で行ってきた研究、研修あるいは教務案件の処理のための会議は適宜開催されており（その中で、FD委員会の発案によって開催されるFDに関する会議が新「FD研究会」である）自己改革を目的とした組織として重要な役割を果たしている。なお、FD研究会とFD委員会については本報告書の4-1-1を参照していただきたい。

(3) 法務研究科委員会（法科大学院教授会）

教授会は、自己改革そのものを目的とした組織ではないが、本学法科大学院においては、実質的に、教育内容や方法、学生のケア、入試、図書、施設等、様々な事項の改革・改善を担う中心的な組織として機能している。すなわち、本学法科大学院は専任教員14～15人と小規模で、また、教員間及び教員と学生間の意思疎通がたいへん円滑に行われており、改革・改善の必要な事項については、教員相互間で率直に情報交換や意見交換が行われ（FD研究会もそのひとつの場であるが、その他にも日常的に口頭あるいはメールで頻繁に情報や意見が交換されている）執行部は速やかにそれに対応して、必要と考えられる場合には直接に教授会の審議、あるいは懇談や協議として取り上げてきた。前掲の点検評価委員会やFD委員会の実質的な機能の多くが、専任教員全員か

² 資料1-2B参照

ら構成される教授会によって兼ねられてきたといっても過言ではないであろう。実際、開設後これまでに教授会を通じて行われた改善改革は、教育内容の充実に関するものを初めとして多数にのぼっている。

(4) ロー・スクール協議会

福岡県下の4つの法科大学院は、開設準備段階から福岡県弁護士会と密接な協力体制を築いてきた。現在もほぼ3ヶ月に1度、弁護士会館内で「ロー・スクール協議会」が開催されている。この協議会は、連携科目(5-1-1の1(1)参照)の実施など主として教務面についての協議を行う場であり、弁護士会と法科大学院の間及び法科大学院相互間で継続的かつ率直に情報や意見の交換が行われている。この「ロー・スクール協議会」は、間接的なものではあるが、学外において本学法科大学院が自己改革のための情報収集を行い改革のチェックをする場となりうる。

なお、これらの組織が自己改革のために十分機能しうるためには、教員と学生との間あるいは教員相互間や教員と事務職員の間で日常的に風通しの良いコミュニケーションが行われ、その中から浮上してきた問題点の指摘やアイデアを自己改革のために積極的に生かそうとする姿勢が保たれていることが必要であると思われる。本学法科大学院は、小規模校であるという事情もあるが、教職員や学生達の努力によって開設以来そのような条件が良く保たれており、自己改革を進める大きな原動力となっている。

2. 点検・評価

本学法科大学院では、教授会を中心として、上記のような学内外の委員会や協議会がそれぞれの役割を担い、自己改革のために有効に機能している。また、日常的な風通しの良いコミュニケーションと自己改革への積極的な姿勢がそれらの活動を支える実質的要因として大きな力を発揮している。

3. 自己評定 A

[理由] 日常的な風通しの良いコミュニケーションと自己改革への積極的な姿勢が保たれており、教授会を中心として、学内外の委員会や協議会がそれぞれの役割

を担い、自己改革のために有効に機能している。

4. 改善計画

特に改善の方策は計画していない。

1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

学内向けの情報の公開は、通常の事務連絡と同様に法科大学院棟内にある掲示板、学内ポータルサイトのお知らせ機能や法科大学院生専用掲示板などのWebサイトを通じて行っている。公開している情報は、成績評価に関する学年毎のGPA分布表、定期試験結果の講評(個人向け)、授業評価アンケート結果など多岐にわたっている。

学外向けの教育活動等に関する情報は、主として本学法科大学院HP(<http://www.seinan-gu.ac.jp/es-law/index.html>)、入学案内、学生便覧等の媒体を通じて開示を行っている。具体的には、教育の理念、教務全般(カリキュラム、授業科目、担当教員、シラバス等)、過去の入試データ・試験問題、施設案内、本学で開催している課外プログラムに関すること、奨学金制度の説明等が挙げられる。

その他マスコミや受験生等から情報開示の要求があったものについては、個人情報保護等の情報管理の観点に鑑み、差し障りのないものについては、情報公開をおこなっている。公開の是非について判断がつかかねるものについては、本学法科大学院執行部や教授会での協議のうえ、対応している。

また、法科大学院事務室宛のメールアドレス(es-law@seinan-gu.ac.jp)、電話番号(092-823-4702)を公開しており、それぞれ問い合わせがあった場合は、迅速かつ丁寧に対応している。

2. 点検・評価

本学法科大学院の教育活動等に関する情報公開に対しては、公開できる情報は積極的に開示するという姿勢で対応している。開学から3年以上が経過しているが、情報公開の範囲、内容、学内外からの質問や提案があった場合の対応についての苦情や不満などはない。

3. 自己評定 B

[理由]情報公開に関する適切性は確保されているが、さらにそれを充実させる余

地がある。

4. 改善計画

インターネットによる教材配信等については、情報開示を行うWebサイトとして学内ポータルサイトのお知らせ機能と法科大学院生専用掲示板とが並存していることからこれを一元化して欲しいという要望が学生から出されている。この件については、学内の統一のお知らせ機能を有する学内ポータルサイトに一元化する方向で考えているが、法科大学院専用掲示板の方が学生の利用頻度が高い現状に鑑み、年度変わりでの変更を検討したい。

1-4-1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

本学の法科大学院は、法学部と別組織であるのみならず、既成の大学院からも独立した組織であり、教授会を中心とした主体的かつ自立的な意思決定にもとづいて運営されている。大学全体の意思決定過程や会議体の中では、法科大学院は一つの学部に対応する取り扱いがなされており、大学院委員会に属さないという点では他の研究科よりも独立性が強い。(学則も独自のものを持っている。³ 法務研究科長(法科大学院長)は、学部長と同格の部長会議構成員とされている。この点については「西南学院大学規程」⁴を参照されたい。

教授会は学部教授会と同様に、カリキュラムをはじめとする教育内容の決定、採用・昇任人事、役職者や各種委員の選出、学生の入学、修了、学籍等、広く様々な案件について自律的に決定することができる(教授会の権限等については、「西南学院大学大学院法務研究科委員会規程」⁵参照のこと)。採用・昇任人事や学則・規程の改正を伴うもの等については全学的な会議体(部長会議、連合教授会及び理事会)の承認手続きを経る必要があるが、教授会の決定が尊重されており、これまでその段階で否決されたことはない。

2. 点検・評価

法科大学院の管理運営における自主性・独立性については、ルール上それが尊重され保障されることになっているのみならず、実際にもそれが維持されており、特に問題はない。

3. 自己評定 合

[理由] 制度上も運営上も、法科大学院の教育活動に関する重要事項が自主性・独立性をもって意思決定されている。

³ 資料 1-4A参照

⁴ 資料 1-4B第 47 条参照

⁵ 資料 1-4C第 6 条参照

4. 改善計画

特に改善の方策は計画していない。

1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

学生便覧、大学案内等の小冊子やHPに掲載した開設科目はすべて予定どおり開講している。また、他大学移籍のために大学案内に掲載されていた教員が翌年の入学時にはいなかったという例がこれまで3件あったが、これについては、まず、教員紹介の該当ページに「平成 年 月 日現在」という表示をしていた。また、その教員の後任人事を直ちに行い、いずれもその科目の開講時期までには採用して予定通り授業を実施している。

本学法科大学院は少人数教育をひとつの特徴として大学案内等にもそれをうたっているが、講義形式の授業で50人程度、演習は25人程度を上限として授業を実施しており、きめ細かい指導を実施する趣旨の拡大オフィスアワー（以下「拡大OH」という。）もそのとおり実施している。

また、大学案内等には施設についても説明しているが、この点も、その内容どおりの提供ができており、特に問題はない。

2. 点検・評価

管理運営における学生への約束履行については適切に履行しており、特に問題はない。

3. 自己評価 合

[理由] 管理運営における学生への約束履行については適切に履行されている。

4. 改善計画

特に改善の方策は計画していない。

1 - 5 - 1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

(1) 本学法科大学院は、養成する法曹像に関して、国際的な法律問題に強い法律家の養成を重視することを掲げている（1 - 1 - 1 参照）。そのための取り組みとして、14人中2人の国際関係法分野の専任教員を擁するとともに（そのうち1人は企業法務として国際取引に携わっていた経験を持ち、アメリカのロー・スクールのLL.M.（修士号）及びS.J.D.（博士号）を取得している）、法学部との兼任教員や非常勤講師の担当科目も含めて様々な国際関係法科目を開講し、さらに外国人教員による外国法や法律英語の授業を開講している。これらの科目の成果の検証については、学生による授業評価アンケートを実施しているほか、FD研究会で検討の機会を持ってきた。また、国際法関係の講演会を実施したり模擬裁判世界決勝戦（国際宇宙法学会主催）の会場校となっている（1 - 1 - 1 参照）。

(2) 本学法科大学院は、豊かな人間性と強い責任感を持って奉仕の精神を実践する法曹の養成を掲げている（1 - 1 - 1 参照）。その一環として、選択科目「キリスト教倫理」を開講し、人間性や倫理に対する普遍性を有する深い洞察に触れ、法曹のバックボーンをなすべき豊かな人間性や博愛・奉仕の精神について自ら考える機会を提供している。

また、「法曹倫理」の授業の中で、本学のカウンセラーや家庭裁判所調査官をゲストスピーカーとして招き、人の心の痛みに対してどのようにそれを受け止めればよいのか、悩みを持っている人とのコミュニケーションの取り方、家事事件や少年事件に見られる人の悩みの多様さや問題解決のむずかしさ等について認識を深め、法曹に求められる豊かな人間性を追求する機会を提供している。これについては、毎回、学生に感想を書かせてその反応や成果について検証している。

(3) 本学法科大学院は、少人数教育の良さを生かしたきめ細かいケアをすることを特徴として追求している。そのために、クラス担任制度を設けて各学年4～6人ずつのグループに分け、担任の教員がそれぞれの学生に目配りするようにしている。月初めの「拡大OH」の時間は各クラスで集まって、勉強のことだ

けではなく様々な事柄について意見交換をする機会として活用している。

また、建物の構造上学生達の自習スペース（図書室兼自習室）から教員の研究室がアクセスしやすいように両者の配置が工夫されているとともに、教員はできるだけ常時学生の質問や相談に対応するようにしている。さらに、学生の要望や意見を吸い上げるひとつの方法として、自習室兼図書室の中に「意見箱」を設置している。

- (4) 本学法科大学院は、学生がお互いに活発に議論ができる場として自主的な勉強会を重視しており、それをバックアップするために、事務室を通じて使用を申し込めば空いている教室を学生達が勉強会のために自由に使用できるようにしている。また、学生の希望に沿って、専任教員以外の弁護士が勉強会のチューターとして指導を行っている。⁶

2. 点検・評価

特徴を追求する取り組みは適切になされている。ただ、国際性の追求については、司法試験合格に向けた合目的的な勉強に学生達が走りがちであるということもあって、国際関係法科目を受講する学生数があまり多くないという状況にあり、独自の創意工夫にもとづく取り組みをさらに徹底して行う余地がある。

3. 自己評価 B

[理由] 特徴を追求する取り組みはしっかりなされている。しかし、国際性の追求については、さらに積極的に取り組む余地がある。

4. 改善計画

国際関係法の重要性について学生達を啓発する企画（講演会など）をより積極的に行う。

⁶ 資料 1-5A参照

2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の内容については、入学試験要項、⁷ 入学案内、⁸ 及びHP⁹にて公開し、入試説明会等で適宜説明している。以下、これらの資料に即して検討する。

(1) 受入方針

入試要項では、「法曹養成に特化した高度専門職業教育を受けるために必要な資質を備えているか否かを多面的に計る」として、以下の5点を具体的基準として掲げる。

推理力や分析力等の論理的思考力並びに読解力、さらには、一般的な問題解決能力

学部段階で専門科目のみならず幅広く教養科目や語学科目等を十分履修しているか否か

取得した資格の内容や検定試験の成績等

社会人については、社会人としての経験が本学法科大学院における学習にどのように生かされるか、また、どのような特色あるバックグラウンドを持った法曹となることが期待できるか

社会に生起する様々な問題に対して多様な観点から分析・検討を行い、説得力ある方法で論旨を展開できるか否か

また、「上記の～のポイントについては、法学未修者として受け入れるか法学既修者として受け入れるかを問わず共通に評価して全体の合格者を決定」し、かつ「多様なバックグラウンドを備えた法曹を多数輩出するという司法制度改革の理念に照らして、他学部出身者や社会人を積極的に受け入れ」旨宣言している。

(2) 選抜基準

⁷ 資料 2-1A参照

⁸ 資料 2-1B参照

⁹ 資料 2-1C参照

上記の方針に即した選抜基準として、本学は、[1]大学入試センター又は(財)日弁連法務研究財団の実施した統一適性試験の成績、[2]学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容(以下自己推薦書等と略記)、[3]小論文試験、の3点を評価対象とし、各100点、合計300点満点で評価を行っている。

[1]適性試験はいうまでもなく、上記評価ポイント に対応するものである。

[2]自己推薦書等は、評価ポイント に対応するものである。自己推薦書の字数の上限を高く、かつ幅広い許容範囲を設定してある(2000字~6000字)のは「多様なバックグラウンドを持つ」人材に十分な自己アピールの機会を与えると同時に、主張の内容に即して適正な量の文章を設定できるかという単純な知識を越えた社会的判断力を見るねらいである。

[3]小論文は、評価ポイント に対応するものであるが、3時間という長時間を設定したのは、なるべく多くの、かつ立場を異にする資料を偏見なく読み取り自己の立場を構成する能力(法曹にとっては最も重要な能力の一つといえるだろう)を見、かつ新司法試験の長い資料を用いた長時間の論述試験に耐えうる素質を見ることを意図したものである。

(3) 選抜手続

上記選抜試験の実施手続において本学が特に工夫した点は、有職社会人にも配慮して、できるだけ受験しやすくするという点である。

この目的で、日程を年度毎に変更するのではなく、9月23日(祝日)に固定し、かつ開始時刻を13時と遅く設定する、また、台風シーズンの折から、予備日を募集要項配布段階から事前告知する、本学での入試のみでなく、東京会場も設置する、等の方策を採った。いずれも、会社員などが休暇を取りやすく、かつ1日の休暇だけで受験できる日程設定である。さらに、東京会場を設置したのは、主に福岡県出身の学生や社会人に地元への回帰を促し、法曹の首都一極集中という問題を緩和する社会的意義も考慮している。

(4) 公開

ア 媒体

入学試験に関する情報は、入学試験要項、入学案内(パンフレット)、HP、さらには様々な学校紹介記事や広告媒体を通じて発信している。前2者は、法科大学院事務室に常置するだけでなく、後記説明会においても配布してい

る。

イ 説明会（HPにて開催情報掲示）

2007年度の入試説明会は、6日程、延9会場で行った¹⁰（2006年度もほぼ同様）。説明会について本学が工夫したのは、可能な限り事務職員と教員とを同時配置することである。奨学金や諸手続に関する質問と教育に関する質問の双方に的確かつ誠実に対応するためである。特に実務家教員による教育内容の説明は好評である。また、社会人が受験しやすくし、かつ法曹の首都圏集中を緩和するという上記目的から、福岡以外での入試説明会も積極的に行っている。¹¹

ウ 試験問題及び試験結果の公開

小論文の過去問題については、昨年度までは本学HPにおいて自由に閲覧・ダウンロード可能にしていたが、出題文の原著者の著作権を配慮し、本年度から希望者のみe-mail配布する方式に変えた。希望者への配布の旨は、HPにおいて明記している。

試験結果については、HPに受験者数、合格者数、受験者・合格者の適性試験の点数（平均点、最高点・最低点）を記載して公表しているほか、法科大学院案内にも概略を記載している。

2. 点検・評価

(1) 学生受入方針の明確性・法科大学院の基本方針との適合性等については、概ね良好であると思料する。

開設当時、「他人の痛みを共有できる豊かな人間性」という本学の養成方針¹²との関連で、面接試験の導入も議論されたが、10分からせいぜい数10分程度の対談で相手の人格や能力を把握するのは困難であるばかりでなく、それを通じて序列化がなされること自体問題であり、また恣意的判定の危険が伴うこと、面接試験を行うと、どうしても日程が2日以上に渡らざるを得ず、特に有職者の受験がしにくくなること、上記理念はむしろ入学後の教育上の理念であり、入学試験時に入学を拒む理由とすべきではないこと等を考慮して、導

¹⁰ 資料 2-1D参照

¹¹ 広島・大阪・名古屋各1回、東京2回

¹² 資料 2-1B 2頁参照

入を見送ることとなった。今後、面接の必要性が明らかになった場合には実施を検討するという合意があり、毎年度、入試要項作成前に教授会で面接の導入の要否について審議することにしている。今のところ、特段の問題はなく、むしろ教育環境としては好ましい状況が実現していると考えている。

また、後述のように、既修者認定試験は一般試験合格者の中から既修者として受け入れる学生を選考する方式（いわゆる内部振り分け方式）を採用しているため、専門法律科目の成績が一般入試と完全に遮断され、一般入試は夾雑物のない純粹に選抜基準どおりのものとなっていると自負している。

(2) 学生受入方針・選抜基準・選抜手続の開示については、いくつか継続的に考慮しておくべき課題がある。

第一は、自己推薦書等及び小論文の、さらに具体的な採点基準の公表の問題である。これは、採点基準の設定の問題と表裏の関係にあるが、具体的基準を明示すればするほど、その基準に対応した受験予備校のハウ・ツー式の受験指導が可能になる。既に自己推薦書の書き方の指導は予備校の常識となっており、小論文についても、本学の傾向として、複数の資料に基づき「反論を想定した」主張を求めるとの分析がなされているという。このような形で「対策」を練られると、本来のねらいからかけ離れた試験になる危険もある。現在の開示度は、公表によって得られる公平さと、予備校による「対策」の弊害の衡量の結果ではあるが、今後とも、更なる開示の可能性を模索する必要があるだろう。

第二は、開示の機会としての入試説明会の問題である。法科大学院開設当初は、社会の注目度も高く、予備校や新聞社主催の入試説明会が各地で行われており、本学もそれを利用することで、多くの機会を獲得してきた。しかしながら、わずか3年にして、「法科人気」が翳り、この種の説明会の開催は急速に減少しつつある。これは現状の問題点というよりは今後の課題だが、単独説明会や複数校の提携による共同説明会をどのようにして増やしていくかを考えておかなければなるまい。特に、東京会場での入試は、本学の理念ともつながるものでありながら、受験生は減少傾向にある（2006年度30人、2007年度15人）。将来に亘って東京会場を維持していくのであれば、他社主催の共同説明会が減少する中で、東京の受験者にどのように情報伝達の機会をつくるかを考えておく必要がある。

3. 自己評定 A

[理由]他学部出身者を積極的に受け入れるべく法学的知識を問うことなく法曹に相応しい人材を発掘するという法科大学院の創設理念に添った入試制度の工夫がなされている。

4. 改善計画

特にない。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 自己推薦書等の審査

自己推薦書等の審査は、教授会合意事項である「自己推薦書・附帯資料採点要領」に即して厳密に行っている。採点対象の性質上、どうしても画一的基準による公平の確保は限界があることから、手続的保障を心がけている。

この目的で、専任教員 12 人が一室に集合し、二人一組のチームを作り、集中的に採点を行うシステムを採用し、2007 年度入試においては、9 月 7 日の 9 時 30 分より 17 時 30 分までかけて行った。一室に集まる目的は、各チーム内で評価が分かれたり、評価の難しい資格等が出た場合に、その場で全員による審議ができるためである。標準点を 70 点と定め、上限を 90 点、下限を 50 点とし、それを越え、又は下回る評価をしようとする場合には、全員に諮ることになっている。また、各チームの採点の平均を比較し、必要があれば再検討のうえ調整することで、チーム間の格差の軽減をはかっている。

(2) 小論文

ア 出題

小論文の問題内容は、毎年出題委員の作成した原案を入試委員会で検討して決定しているが、複数の長文資料を貼付すること、内容把握と自己の主張をそれぞれ小問として設定することが、例年採用されており、この点についてはすでに基本的な方式として了承されているといえるだろう。

上記のような小論文試験の目的¹³に照らし、過去 4 回ともに適切な問題内容であったと自負している。

問題の作成・採点は、当然ながら複数の委員により行う。但し、少ない教授会構成員の負担を考慮し、2 人による作成・採点とし、2 年任期で毎年 1 人交代のシステムを採ることで、過重負担を回避し、問題傾向の偏りを回避するとともに必要な経験の継承を図っている。

出題委員は協議を重ねて問題候補を作成し、9 月中に入試委員 7 人の出席

¹³ 上記 2-1-1(2)選抜基準[3]参照

による検討会に問題候補を提出し、評価ポイントの概要を説明する。入試委員は実際に問題文を通読して問題点等を指摘し、必要があれば、検討会を重ねる。2007年度入試においては、9月6日及び14日のいずれも午後一杯をかけて、小論文問題を検討・決定した。

イ 実施

実施にあたっては、学部入試と同等の実施体制を整備した上で、身体障害者や持病の訴え等に幅広く応えるべく努めている。2004年度入試では、過吸気症者の訴えに応じて、飲料水の持ち込み利用の許可、2007年度入試では、身体障害者のための特別室受験・時間延長試験も実施した。なお、2007年度の大学入試センター主催の全国統一適性試験を本校で実施した際には、東京でストーカー被害に逢っている受験生の特別受験を受け入れ、他の受験生に威圧感を与えない警戒態勢の構築に苦慮した。

ウ 採点

採点にあたっては、当然ながら、答案番号制を採用し、採点者が、受験生の氏名はもちろん、受験番号も確認できない状態で採点している。問題内容を最もよく吟味している二人の出題者がそのまま採点も行う。採点者による誤差の不公平を回避するため、採点者は1週間程度をかけて、各人ですべての答案を採点した後に、その成果を持ち寄って個別協議のうえ、個別答案の得点を確定する。

(3) 合否判定

合否判定は教授会の審議事項である。合否判定の基準となるのは、上記の[1]大学入試センター又は法務研究財団の実施した統一適性試験の成績、[2]学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容（以下自己推薦書等と略記）、[3]小論文試験、の3つの得点の合計点である。それ以外の要素によって合否が左右されることはない。教授会の審議で実際上最も問題とされてきたのは、推定される「歩留まり率」に照らして得点の高い者から何人までを合格とするかという点である。

入試の実施・判定につき、特段の苦情や疑義を寄せられたことはない。

2. 点検・評価

入学者選抜は、選抜基準・選抜手続の規定に従い、かつ公平・公正に実施されているものと思料する。

3. 自己評定 合

[理由]少人数教授会の特性を活かして、全員参加形式で有機的な問題作成・採点
がなされている。

4. 改善計画

特にない。

2 - 2 - 1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 既修者の割合と選考の方法

既修者として受け入れる者の割合は、合格者全体の4割を超えないものとしている。¹⁴

既修者の選考は、一般入試の合格者の中から既修者として受け入れる学生を選抜する、いわゆる内部振り分け方式によって行っている。

開設前の第1回目の入試(2004年度入試)では、一般入試に接続して希望者に対して既修者選考試験を行ったが、2005年度入試からは、一般入試の合格者が確定した後、翌年の2月に、合格者の中の希望者のみを対象として既修者選考試験を実施している。不合格者が既修者選考試験を受けてその答案をも採点するという無駄を省いてより厳密で丁寧な採点を行うこと、また、合格発表から入学までの間合格者が積極的に専門科目の勉強をする動機付けを与えることを考慮したものである。合格発表直後の11月上旬に合格者のための説明会を実施し、そこで既修者試験の内容や各科目の学習法などについての説明を行っているほか、既修者試験実施日が近づいた段階で改めて入学予定者全員に通知し、既修者選考試験の受験を募っている。

(2) 既修者試験科目と既修単位の認定

既修者選考試験の科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、商法の5科目である。¹⁵ 各科目の試験時間、配点、試験範囲は、次のとおりである。

憲法(90分/100点): 統治機構(いわゆる憲法訴訟論は除く)、基本的人権

民法(180分/150点): 担保物権を除く財産法及び家族法

刑法(90分/100点): 刑法総論、刑法各論

民事訴訟法(90分/100点): 総則、第一審の訴訟手続、上訴・再審(手形・小切手訴訟、少額訴訟、督促手続、執行停止は除く)

¹⁴ 資料 2-1B 2頁参照

¹⁵ 資料 2-1A 5頁参照

商法（90分/100点）：会社法、商法総則、商行為法（保険・海商及び手形・小切手法を除く）

上記の科目、時間・配点、及び出題範囲は、1年次必修科目の内容に対応して設定されている。¹⁶ 既修者試験合格者は1年次必修科目の履修を免除され、実質上2年次への入学を許されることに鑑みて、受験生の能力を審査するために必要十分な構成になっているものと評価できる。

このように、本学法科大学院では、既修者については個別の科目について既修単位を認定するのではなく、1年次の必修科目すべてについて履修を免除できるだけの学力があると認定されて初めて、一括して1年次の必修科目すべての単位が免除されるものとしている。

(3) 判定基準と判定手続

判定基準は「1年次の当該科目について履修を省略できる程度の基礎的な学識があると判定される」ことである。¹⁷ 既述の一般入試科目と同様に、画一的基準によって公平を保つには限界があるため、ここでも手続的保障による公平の実現をめざしている。以下、概述する。

ア 出題

出題については、憲法2人、民法3人、刑法3人、商法2人、民訴法2人の12人が出題委員として直接の出題・採点を担当する。まず各担当チームで問題候補を作成した後、全出題委員の集まる出題委員会において相互に批判検討し、修正を加える。

イ 実施

社会人をも想定して、土曜・日曜に実施する。試験監督には、必ず当該科目の出題委員の1人が加わる。質問等に対応するためである。また、本試験も試験番号制であり、採点者は、答案の作成者の氏名・受験番号ともに認識し得ない状態で行う。

ウ 採点

採点は、出題担当チームが行う。答案を分担するのではなく、各人がすべての答案を採点した後に、個別答案毎に審議して得点を決定する。

¹⁶ 資料 2-1B 4 頁参照

¹⁷ 資料 2-1B 13 頁参照

エ 合否判定

合否判定は教授会で行う。合格の一応の基準として、「すべての科目について6割以上の得点(従って合計では330/500点以上)」という合意がある。ただ、年度ごとの難易度の差という問題があるので、合格基準点近くの受験生については、基準点に満たない科目について、採点担当者が答案を見ながら、個別に所見を述べ、合否を決定している。

オ 開示

開示媒体は入学試験要項、入学案内、及びHPである。過去の問題もHPから取得できる。受験者は入学後の既修者試験解説特別講義において、当該問題の評価ポイント等のレジメも入手できる(外部には公表していない)。

カ 受験者からのフィードバック

受験者からの意見聴取の場としては、入学後の拡大OHを利用した既修者試験解説特別講義(各科目90分~120分程度)がある。¹⁸ この講義は、入学直後の4~5月に各科目の出題・採点担当者が開設し、既修者試験の受験者だけでなく、未修入学者や在学生に対しても事前に問題文を配布し、解いてみたうえで自由に聴講できるようになっている。この中で、採点ポイント等も伝える。受験者が希望すれば、自分の得点が告知されるのはもちろん、自分の答案を見ながら、問題点などの指導を受けることもできる。この講義や講義後の質疑で聴取した受験生の意見は、その年の出題委員会で提起され、次の試験作成に反映される。例えば、昨年度は、時間が足りなかったという意見に応え、問題のボリュームを下げた。

2. 点検・評価

本学開設当初の理念との連続性という点に鑑みて、法学既修者選抜・既修単位認定の基準・方法については、良好であると思料する。

内部振り分け方式を採用すると、結果的に、専門科目の高得点を持ち点として既修者として入学する者の割合が低くなることが予想される。実際に、本学では既修者の割合が非常に低く、既修者選考試験の受験者自体も少ない。もっとも、2005年度の受験者が8人と極端に少なかったことから、合格者説明会での説明を工夫した

¹⁸ 2005年度は資料2-2A(1)、2006年度は2-2A(2)、2007年度は2-2A(3)参照

ところ、2006年度が14人、2007年度が21人と受験者数は増加する傾向にある。今後も引き続き既修者試験挑戦を促す方策を模索し実行する予定である。

本学は、未修者入学を原則とし、3年間をかけて法曹としての能力を丁寧に育て上げることが基本方針としてきた。その点よりすれば、既修者の数が少ないことはそれほど重大な問題点ではないと考えられる。もっとも、全国の法科大学院の多くが既修者中心へとシフトしている現状をどのように捉え、態度決定をしていくか、いましばらく冷静に状況分析を続ける必要がある。

3. 自己評定 A

[理由]受験者への1年次科目と既修者試験科目との対応関係が明確であり、内部振り分け方式を活かした受験者への説明、試験実施後のフィードバックの工夫も有効になされている。また小規模教授会を活かした判定の正当性の手続的担保も適切であると思料する

4. 改善計画

特にない。

2-2-2 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

	05年度		06年度		07年度	
	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)	入学者数	法学既修者数 (内数)
学生数	42人	2人	52人	2人	61人	3人
学生数に対する割合	100%	5%	100%	4%	100%	5%

上記基準及び手続に即して実施した内容は次のとおりである。

(1) 出題

出題については、上記の手続通りに各担当チームで問題候補を作成し、出題委員会において相互に批判検討し、修正を加えた。昨年度の場合、1月30日、2月14日の2回、検討・改訂を行って問題を決定した。

(2) 実施

昨年度は2月17日～18日の土日に21人の入学予定者を対象として実施した。

(3) 採点・合否判定

昨年度は2月19日～26日にかけて各出題チームが行い、最終合否判定は2月28日の教授会で行われた。¹⁹

既修合格者数は、いずれの年も未修合格者の4割(上記公表上限基準)を下回っている。また、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに関する苦情・疑義等は寄せられていない。

2. 自己点検・評価

現状スタッフの体制の中では、可能な限り丁寧な実施・判定を行っているとは自負している。既修者合格は、1年次科目の履修を免除する反面、その学習機会を奪う

¹⁹ 2005年度：資料2-2B、2006年度：2-2C、2007年度：2-2D参照

ものでもあるとの認識のもと、判定は厳格に行っている。受験予備校等でも、本学の既修合格はかなり難しいとの評価を得ていると聞く。

3. 自己評定 合

[理由]少人数教授会の特性を活かして、全員参加形式で有機的な問題作成・採点
がなされている。

4. 改善計画

特にない。

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

(1) 定義²⁰

実務等経験者（社会人）：2008年3月31日までに、満25歳に達し、3年以上の社会経験を有する者

他学部出身者：法学を履修する課程以外の課程を履修した者。ただし、専門科目取得単位のうち法学関連の単位が1/2以上の者は除く

(2) 割合

	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等経験者	合計
入学者数 07年度	42人	8人	12人	64人
合計に対する割合	65.53%	12.5%	21.88%	100.0%
入学者数 06年度	35人	8人	9人	52人
合計に対する割合	67.31%	15.38%	17.31%	100.0%
入学者数 05年度	23人	7人	12人	42人
合計に対する割合	54.76%	16.67%	28.57%	100.0%

2. 点検・評価

定義、割合ともに問題なしと史料する。当面の対策は必要ないが、新司法試験の合格率が当初の予想よりも大幅に下回っていることなどから全国的に社会人や他学部出身者の志願者数が顕著に減少している状況に鑑みると、本学においても、基準を満たすための方策を検討しておく必要がある。

²⁰ 資料 2-1A 1頁参照

3. 自己評定 合

[理由]基準を満たしている。

4. 改善計画

特にない。

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

本学法科大学院の学生の収容定員は150人であり、現在の専任教員総数は14人(2007年3月に退職した教員の補充人事により10月からは15人)である。したがって、単純計算して、学生11人に対して専任教員1人という割合になる(10月からは学生10人に対して専任教員1人の割合となる)。

専任教員の適格性については、本学法科大学院は以下のように検証している。採用時には、候補者を選定する段階から、専門職大学院設置基準第5条及び文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項を定める件)第2条に定める要件を満たし、本学の法科大学院教育を担うにふさわしい人材であることを基準として人事を進めてきた。

開設に際しては、法学部に設置された「法科大学院設置準備委員会」が候補者探しと資格審査を担い、法学部教授会に採用を提案して審議決定した(その前後に、全学の会議体である部長会議で諮り、最終的には理事会で決定)。研究者教員、実務家教員のいずれについても、履歴書・業績表にもとづいて研究業績や実務家としての業績を厳密に審査することはもとより、法科大学院教育について高度の教育上の指導能力があるか否かを慎重に審査した。特に、実務家教員については、教育者としての資質や意欲あるいは教育経験の有無について面接等を通じて把握に努めた。開設後現在まで、研究者教員2人及び実務家教員3人の採用人事を行ってきたが(研究者教員については、1人は他大学へ移籍した教員の後任人事、1人は法学部との併任教員の交代に伴う採用人事。実務家教員については、1人は他大学へ移籍した研究者教員の後任人事、1人は任用期間満了によって退職した実務家教員の後任人事、1人は新規採用人事)、適格性の検証に関する基本方針とその方法は開設時におけるそれと同様である。なお、開設時に法科大学院設置準備委員会が行った作業は、開設後は人事委員会と審査委員会とがそれぞれ行い、教授会で採用の可否を諮り決定している(全学的な手続きについては開設時と同じ)。

本学法科大学院は、2005年に、大学全体としての自己点検評価作業の一環として自己点検を行ったが、発足後間もないこともあり、その際には特に改めて専任教員

の適格性についての検証作業は行わなかった。むしろ、適格性については、授業に対する学生からの個別の指摘や授業評価アンケート結果あるいは教員相互の授業参観を通じて得られた情報等をFD研究会等での出し合い、あるいは、同研究会で成績調整のための協議をすること等を通じて日常的にきめ細かく行われてきた。

以下では、研究者教員と実務家教員、設置審議会の審査を受けた者とそれを経ていない者に分けて全体の状況を記載する。また、個々の教員の適格性については、3-1-2及び3-1-3で述べる。

【研究者教員】

(1) 開設時からの専任教員で設置審議会の審査を受け合格判定を受けた者

横田守弘(教授・憲法) 石森久広(教授・行政法) 多田利隆(教授・民法)
沢野直紀(教授・商法) 紺谷浩司(教授・民事訴訟法) 梅崎進哉(教授・刑法)
小山雅亀(教授・刑事訴訟法) 大隈一武(教授・国際私法、国際取引法)

(2) 開設後に専任教員となり、設置審議会の審査を経ていない者

和田安夫(教授・民法) 古賀衛(教授・国際法、国際紛争解決法)

【実務家教員】

(1) 開設時からの専任教員で設置審議会の審査を受け合格判定を受けた者

松本正文(教授・弁護士) 一瀬悦朗(教授・弁護士)

(2) 開設後に専任教員となり、設置審議会の審査を受けていない者

小野寺雅之(教授・元検察官) 西郷雅彦(教授・弁護士・元裁判官)

(なお、2007年10月1日より、元裁判官で民法担当の実務家教員を1人採用する予定である。)

2. 点検・評価

必要な専任教員数は満たしており、また、学生数と教員数の割合についても十分に基準を満たしている。

すべての専任教員は必要な適格性を満たしている。

3. 自己評価 合

[理由] 教員の数及び適格性のいずれも十分に基準を満たしている。

4. 改善計画等
特にない。

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

本学法科大学院における法律基本科目各分野ごとの専任教員は以下のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	2人	1人	1人	1人	1人

2007年10月に、民法担当の専任教員を1人採用する予定である。

以下、法律基本科目各分野について、各教員の科目適合性を根拠づける主要な事項を抜き出して記載する。適格性を判断するための詳細な資料については教員調書を参照していただきたい。

【憲法】

横田守弘

最終学歴

京都大学大学院法学研究科博士後期課程公法専攻単位取得満期退学

学位

法学修士

教歴

昭和62年4月より西南学院大学法学部講師

平成元年4月より同助教授

平成8年4月より同教授、西南学院大学大学院法学研究科博士前期課程講義担当

平成10年4月より同研究科博士前期課程演習担当

平成13年4月より同研究科博士後期課程研究指導担当

平成16年4月より西南学院大学大学院法務研究科教授

研究業績

教育にかかわる人権論を中心に、憲法に関する多数の論文や判例研究等があり、優れた学問的業績として高い評価を受けている。主な論文として、「ド

イツにおける私学助成と『私立学校の自由』(1)～(4)』西南学院大学法学論集第28巻4号～33巻4号(平成8年～平成13年)、「児童扶養手当法と児童扶養手当法施行令 2002年最高裁判決の検討」『川上宏二郎先生古稀記念 情報社会の公法学』(信山社 平成14年)、「教育を受ける権利と学校選択」ジュリスト1244号(平成15年)、「学校選択と教育権論」田原宏人・大田直子編『教育のために 理論的応答』(平成19年 世織書房)。

教科書・教材等の作成

複数の憲法入門書、参考書の分担執筆がある。主なものとして、大隈義和＝大江正昭編『憲法学への招待(第2版)』(青林書院 平成13年)、また、多数の判例解説や判例演習がある。たとえば、法学セミナーの「最新判例演習室(憲法)」(平成13年5月から15年3月まで)担当。

【行政法】

石森久広

最終学歴

広島大学大学院社会科学研究所法律学専攻博士課程後期単位取得満期退学
学位

博士(法学)

教歴

平成元年4月より大島商船専門学校講師

平成5年4月より熊本女子大学学長室所属講師

平成6年4月より熊本県立大学総合管理学部助教授、同大学院博士前期課程
講義、演習、同後期課程講義担当

平成15年4月より西南学院大学法学部教授、同大学院博士前期課程講義、演
習担当

平成16年4月より同大学大学院法務研究科教授(法学部と併任)

研究業績

研究成果をまとめた学術書として「会計検査院の研究 ドイツ・ボン基本
法下の財政コントロール」(有信堂 平成8年)がある。行政法、税財政法、
地方自治法の分野について、多数の論文がある。主なものとして、「自主制度

設計・運用による自治体の政策実現 自治体政策法務・財務論 序説」(共著) アドミニストレーション 8巻3・4号〔尾形不未夫先生退職記念号〕(平成14年)、「ハンセン病訴訟熊本地裁判決」法政研究〔九州大学〕69巻1号 平成14年)、「総合管理学と行政法学の対話 素描 「効率」「政策」「協働」を素材として」アドミニストレーション 8巻1・2号〔手島孝教授退職記念号〕(平成13年)、「行政法上の一般原則としての経済性 「経済性」「効率性」「有効性」の裁判基準性」『北野弘久先生古稀記念 納税者基本権論の展開』(勁草書房 平成13年)

教科書・教材等の作成

以下のような行政法の教科書・参考書の分担執筆がある。芝池義一・高木光編『ケースブック行政法』(弘文堂 平成16年)、高田敏・村上武則編『ファンダメンタル地方自治法』(法律文化社 平成16年)、手島孝・中川義朗編『基本行政法学〔第2版〕』(法律文化社 平成13年) 村上武則編『基本行政法〔第2版〕』・同『応用行政法〔第2版〕』(有信堂 平成13年)。また、複数の判例解説、論点解説、法律用語辞典のほか、公務員試験問題集の演習問題・解説がある。

【民法】

多田利隆

最終学歴

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学

学位

博士(法学)

教歴

昭和57年10月より北九州大学法学部講師

昭和60年10月より同助教授

平成元年4月より同大学大学院法学研究科修士課程講義担当

平成5年4月より同大学法学部教授

平成7年4月より西南学院大学法学部教授、同大学院法学研究科博士前期課程講義及び演習担当

平成 8 年 4 月より同大学院法学研究科博士後期課程研究指導担当

平成 16 年 4 月より西南学院大学大学院法務研究科教授

研究業績

信託保護の法理及び信託保護制度の具体的な解釈論、物権変動論、生活妨害と差止請求、医療事故・微生物事故等、民法財産法分野における多数の論文、判例研究、注釈書（分担執筆）、翻訳がある。特に、従来のがが国の民法学が取引の安全保護を重視する反面において信託保護制度における帰責の要素を軽視してきた事実を検証し、ドイツ法の詳細な検討にもとづいて危険主義（危険支配説）を帰責の原理とするわが国なりの信託保護の法理を提示したこと、また、民法 177 条の「対抗」の解釈に関して、登記をしないことに対する制裁あるいは法定制度という考え方と根本的な制度趣旨である登記への信託保護とを止揚する法律構成として定型的・消極的な信託保護構成（消極的公示主義説）を提示したことについて、その学問的業績が高く評価されている。

研究の成果をまとめた学術書として『信託保護における帰責の理論』（信山社 平成 10 年）がある。その他に、主な論文として、「詐称代理人に対する善意弁済保護の法律構成」『中川淳先生還暦記念論文集 民事責任の現代的課題』（世界思想社 平成元年）、「民法 177 条の「対抗」問題における形式的整合性と実質的整合性(1)(2)(3)」『民商法雑誌 102 巻 1 号、2 号、4 号（平成 2 年）』、「日本における医療過誤訴訟の現状と問題点」『北九大法政論集 20 巻 4 号（平成 5 年）』、「善意要件の二面性 上・下」『北九大法政論集 21 巻 1 号、2 号（平成 5 年）』、「微生物事故と動物占有者責任」『西南学院大学法学論集 29 巻 4 号、30 巻 4 号（平成 9 年～10 年）』、「不動産取引における信託保護 - 民法 177 条の二面性と信託保護法理 - 」(浦川道太郎 / 内田勝一 / 鎌田薫編『現代の都市と土地私法』所収)(有斐閣 平成 13 年)、Zurechnungsprobleme beim Gutgläubensschutz im japanischen BGB(Recht in Japan Heft.13 2002 年)、「不動産登記の公信力 民法 94 条 2 項の類推適用法理を中心に - 」『土地法学 19 号（平成 15 年）』。注釈書として、篠塚昭次 / 前田達明編『新判例コンメンタール民法 6』（三省堂 平成 4 年）、遠藤浩 / 北川善太郎 / 水本浩 / 伊藤滋夫編『民法注解 財産法 2 物権法』（青林書院 平成 9 年）。

教科書・教材等の作成

編著として教科書『物権法・担保物権法』（柳沢秀吉教授と共編著）（嵯峨野書院 平成 11 年 改訂版平成 16 年）がある。また、民法財産法分野の多数の教科書、参考書の分担執筆がある。主なものとして、篠塚昭二／石田喜久夫編『講義民法総則』（青林書院 昭和 56 年）、本城武雄／小脇一海編『現代社会と民法 民法総則』（嵯峨野書院 昭和 59 年）、川井健／鎌田薫編『民法総則＜現代青林講義＞』（青林書院 平成 6 年）、伊藤進編『ホーンブック民法 物権法』（北樹出版 平成 8 年 改訂版平成 18 年）。その他に、多数の判例解説や論点解説等がある。

和田安夫

設置審議会による資格審査は受けていない。

最終学歴

昭和 61 年 3 月 京都大学大学院法学研究科博士課程民刑事法専攻単位修得
満期退学

学位

法学修士

教歴

昭和 61 年 4 月より京都大学法学部助手

昭和 62 年 4 月より姫路獨協大学法学部専任講師

平成元年 4 月より姫路獨協大学法学部助教授

平成 5 年 4 月より姫路獨協大学大学院法学研究科博士前期課程講義担当

平成 8 年 4 月より姫路獨協大学法学部教授、同大学大学院法学研究科博士前期課程演習担当

平成 19 年 4 月より西南学院大学大学院法務研究科教授

研究業績

主要な研究テーマは、契約締結後の状況の変化に対して当事者あるいは立法機関・司法機関がどのような対応をなすべきかという法律問題である。このテーマについて、ドイツの理論や所説を丹念に紹介・検討し、あるいは、わが国の判例・学説を詳細にたどって分析整理することを通じて、進むべき

方向を提示した多くの論稿があり、学問的業績として高く評価されている。

主要な論文として以下のものがある。「金銭債務と貨幣価値変動(一)(二)(三)」民商法雑誌 92 巻 6 号、93 巻 1 号、93 巻 2 号(昭和 60 年)、「契約の調整について」『谷口知平先生追悼論文集 2』(信山社 平成 5 年)、「名目的金銭債務論」民商法雑誌第 99 巻第 2 号(昭和 63 年)、「長期契約の調整と契約の再交渉義務」姫路法学 13 号(平成 5 年)、「契約内容と契約環境 - 経済的不能に関する R G 判例の分析 - 」姫路法学 29・30 合併号(平成 12 年)、「サブリース契約訴訟の最高裁判決」姫路法学 39・40 合併号(平成 16 年)、「賃貸借における賃料決定規範」姫路法学 41・42 合併号(平成 16 年)。

また、このほかに、多数の判例研究や翻訳がある。

教科書・教材の作成

教科書、教材あるいは参考書の分担執筆が多数ある。小杉茂雄ほか著『法律問題分析 民事法』 嵯峨野書院(昭和 62 年)、杉村敏正・天野和夫編『新法学辞典』(日本評論社 平成 3 年)、奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法 債権』(悠々社 平成 14 年)

【商法】

沢野直紀

最終学歴

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学

学位

法学修士

教歴

昭和 55 年 4 月より立教大学法学部助手

昭和 57 年 10 月より西南学院大学法学部講師

昭和 58 年 4 月より同助教授

平成元年 4 月より同教授、西南学院大学大学院法学研究科博士前期課程講義担当

平成 3 年 4 月より同演習担当

平成 5 年 4 月より同博士後期課程研究指導担当

平成 16 年 4 月より西南学院大学大学院法務研究科教授

研究業績

金融法、会社法分野の多数の論文や判例研究等がある。主な論文として、「アメリカ連邦電子資金振替法について」ジュリスト 772 号（昭和 57 年）、「商事代理の非顕名主義」西南学院大学法学論集 17 巻 2・3・4 合併号（昭和 60 年）、「エレクトロニックバンキングと法的諸問題」『鴻常夫先生還暦記念論文集 八十年代商事法の諸相』（有斐閣 昭和 60 年）、「クレジット・カード」加藤市郎・竹内昭夫編『消費者法学講座 第 5 巻』（日本評論社 昭和 63 年）、「消費者保護法と市民法」西南学院大学法学論集 20 巻 3・4 合併号（昭和 63 年）、「無権限資金移動と損失負担」『竹内昭夫先生還暦記念論文集 現代企業法の展開』（有斐閣 平成 2 年）、「三当事者信用販売と加盟店問題」西南学院大学法学論集 22 巻 2・3 合併号（平成 2 年）、「アメリカ統一商事法典第 4A 編（資金移動）の新設について」西南学院大学法学論集 25 巻 2・3 合併号（平成 5 年）、「手形割引と利息制限法」西南学院大学法学論集 26 巻 1・2 合併号（平成 5 年）、「企業経営と商業使用人制度」『蓮井良憲・今井宏先生古希記念論文集 企業監査とリスク管理の法構造』（法律文化社 平成 6 年）、「Lender Liability under Japanese Law」（Sian Stickings と共著）西南学院大学法学論集 30 巻 4 号（平成 10 年）、「融資者責任（レンダー・ライアビリティ）」沢野他編『企業ビジネスと法的責任』（法律文化社 平成 11 年）。また、「クレジット・カードの不正利用と損失負担」西南学院大学法学論集 29 巻 1 号（平成 8 年）ほか、多数の判例研究がある。

教科書・教材の作成

商法、手形小切手法、会社法に関する多数の教科書の分担執筆があるほか、多数の判例解説等がある。主なものとして、蓮井良憲編『手形法・小切手法』（法律文化社 昭和 60 年）平出慶道／田村淳之助編『手形法・小切手法』（青林書院 平成 2 年）蓮井良憲／森淳二郎編『商法総則・商行為』（法律文化社 平成 4 年）蓮井良憲／森淳二郎編『手形・小切手法』（法律文化社 平成 5 年）

【民事訴訟法】

紺谷浩司

最終学歴

京都大学大学院法学研究科修士課程修了

学位

法学修士

教歴

昭和 42 年 4 月より広島大学政経学部助手

昭和 45 年 4 月より同講師

昭和 49 年 4 月より同助教授

昭和 51 年 4 月より同大学大学院社会科学研究科講義担当

昭和 52 年 4 月より同大学法学部助教授

昭和 58 年 4 月より同大学法学部教授

昭和 60 年 4 月より同大学大学院社会科学研究科博士課程(法律学専攻)研究
指導担当

平成 14 年 10 月より西南学院大学法学部教授、同大学院法学研究科博士後期
課程研究指導担当

平成 16 年 4 月より同大学大学院法務研究科教授

研究業績

民事手続における審問請求権保障に関する論文を中心に、民事訴訟法に
関連して主に 4 つの領域における多数の論文、判例研究、注釈書(分担執
筆)、翻訳、資料紹介がある。

1. 審問請求権保障の原則に関するドイツの判例学説上の取扱いを初めて
わが国に紹介し、後の手続保障論展開の契機となった。主な論文として、
「民事手続における審問請求権について(1)(2)」広島法学政経論叢 18
巻 1・2 号、18 巻 3・4 号(昭和 43 年)、「審問請求権の保障とその問題
点」民事訴訟雑誌 18 号(昭和 47 年)、「西ドイツ民事訴訟法にあげる第
三者の訴訟関与」広島大学政経論叢 24 巻 4・5 号(昭和 49 年)、「審問
請求権をめぐる法諺序説(1)(2)」広島大学政経論叢 25 巻 6 号、26 巻 2
号(昭和 51 年)、「西独抗告手続にあげる時機に遅れた主張の却下と審
問請求権」広島法学 7 巻 1 号(昭和 58 年)、「確定判決の無効と詐取(騙

- 取)」新堂幸司ほか編『講座民事訴訟(7)』(弘文堂 昭和60年)、Garntie und Problematik des Anspruchs auf rechtliches Gehör' (Japanisches Recht Bd.19 1985)。
2. 民事執行・保全法、倒産法、司法制度に関する論稿として、「自動車に対する強制執行」『演習民事訴訟法(下)』(青林書院新社 昭和48年)、「仮登記仮処分の対抗要件否認」『金融・商事判例増刊号 倒産手続と担保権・否認権・相殺権の諸問題』(平成11年)等。
 3. ハワイ大学ロー・スクールとの学術交流のなかで、裁判外紛争処理制度、ハワイ及びミクロネシアの法制度に関する諸論文の翻訳などとして、「ハワイ州の裁判所付設仲裁計画(COURT-ANNEXED ARBITRATION PROGRAM) 最終評価報告(1)~(5)」『広島法学 18巻1号~第19巻1号(平成6年~平成7年)』、「ミクロネシア連邦における伝統的紛争解決と制度的紛争解決の関係について」『広島法学 14巻1号(平成2年)』、「ミクロネシア連邦憲法」『アジア憲法集〔第2版〕』(明石書店 平成19年(初版16年))ほか多数。
 4. 判決原本の一時保管への協力と、その後の「中国地方における法と裁判制度の展開過程の研究」のテーマのもとで、中国地方の裁判所の保管にかかる明治期の裁判記録の共同調査・研究と資料紹介などとして、「民事判決原本の一時保管について」(みんけん 法務総合研究会 平成9年3月号(通巻479号))、「民事判決原本の一時保管と文書の保存」FAS協会『自己・世界・歴史と科学』(宝蔵館 平成9年)、「民事事件簿などの保存について」『ジュリスト 1128号(平成10年)』、「妻取戻ノ件」「天皇ノ名ニ於テ」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺産』(信山社 平成15年)、「『明治九年松江裁判所へ事務引渡書』について」(加藤 高と共筆)林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』(信山社 平成15年)、「明治初年代の『東京裁判所民事課事務節目』について - 明治九年三月山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その1 - 」(加藤 高と共筆)西南学院大学・法学論集 37巻4号(平成17年)、「明治初年代の『広島裁判所民事課事務節目』について - 明治九年三月山口裁判所民事課の「決議録」調査報告・その2 - 」(加藤 高と共筆)西南学院大学・法

学論集 38 卷 1 号 (平成 17 年) など。

編著として、『現代民事法改革の動向』(高橋弘・後藤紀一・辻秀典と共同編集)(成文堂 平成 13 年)、『国民の司法参加と司法改革』(甲斐克則と共同編集)(成文堂 平成 9 年)、『南太平洋諸国の法と社会』(編集代表 畑 博行、共同編集、有信堂 平成 4 年) などがある。

教科書・教材等の作成として、民事訴訟法分野における多数の教科書、参考書の分担執筆がある。主なものとして、竹下守夫編『民事訴訟法を学ぶ』(有斐閣 昭和 52 年) 吉村徳重ほか編『講義民事訴訟法』(青林書院新社 昭和 57 年 第二版 昭和 62 年、新版 平成 13 年) 谷口安平編『現代倒産法入門』(法律文化社 昭和 62 年 第二版 平成 11 年)。その他、多数の判例解説、若干の書評がある。

【刑法】

梅崎進哉

最終学歴

九州大学大学院法学研究科博士課程終了

学位

法学修士

教歴

昭和 60 年 4 月より九州大学法学部助手

平成 3 年 4 月より久留米大学法学部講師

平成 7 年 4 月より同助教授

平成 10 年 4 月より同教授

平成 11 年 4 月より同大学大学院比較文化研究家博士前期課程講義担当

平成 14 年 4 月より西南学院大学法学部教授、同大学大学院法学研究科博士前期課程講義及び演習担当

平成 14 年 10 月より同大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導

平成 16 年 4 月より同大学大学院法務研究科教授

研究業績

研究成果をまとめた学術書として『刑法にあげる因果論と侵害原理』(成文

堂 平成 13 年)がある。主な論文として、「啓蒙に至る犯罪観の変遷と行為主義の土壌」九大法学 52 号(昭和 61 年)、「性風俗の刑事規制と社会法益の構造」九大法学 59 号(平成 2 年)、「個人の保護と社会法益の構造」刑法雑誌」35 巻 2 号(平成 8 年)、「侵害原理の『論理構造』」『横山晃一郎追悼論文集 市民社会と刑事法の交錯』(成文堂 平成 9 年)、「過失犯と因果関係」刑法雑誌」38 巻 1 号(平成 10 年)、「国家に盗聴の権利はあるか」(宗岡嗣郎・吉弘光男と共同執筆)九州国際大学法学論集 5 巻 2・3 号(平成 10 年)、「罪刑法定主義と現代的自由保障」現代刑事法」31 号(平成 13 年)、「自律・自己決定の現代的意義と刑法」刑法雑誌」41 巻 2 号(平成 14 年)。

教科書・教材等の作成

刑法の体系書『刑法原論』(宗岡嗣郎と共著)(成文堂 平成 10 年)がある。

【刑事訴訟法】

小山雅亀

最終学歴

大阪大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学

学位

博士(法学)

教歴

昭和 60 年 4 月より西南学院大学法学部講師

昭和 62 年 4 月より同助教授

平成 5 年 10 月より同教授

平成 6 年 4 月より同大学大学院法学研究科博士前期課程講義担当

平成 8 年 4 月より同大学大学院法学研究科博士前期課程演習担当

平成 10 年 4 月より同大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導担当

平成 16 年 4 月より同大学大学院法務研究科教授(法学部と併任)

研究業績

研究成果をまとめた学術書として『イギリスの訴追制度』(成文堂 平成 7 年)がある。主な論文として、「イギリス検察庁の創設と私人訴追主義」刑法雑誌 35 巻 3 号(平成 8 年)、「伝聞証拠を实践する--理論編」季刊刑事弁護

9号(平成9年)、「公的費用による被疑者弁護制度について」自由と正義 52 巻6号(平成13年)、「有罪答弁制度導入の可否」現代刑事法 22号(平成13年)、「外国人の刑事手続」刑法雑誌 41 巻3号(平成14年)、「証拠開示--イギリス」法学セミナー584号(平成15年)、「イギリスの刑事訴訟追制度の動向(補論)」西南学院大学法学論集 39 巻1号(平成18年)、「伝聞法則の再構築」村井敏邦ほか『刑事司法改革と刑事訴訟法 下巻』(平成19年)、「Prosecuting--Japanese Style" New Law Journal, vol.141(1991)」、「Criminal Legal Aid in Japan" The Criminal Lawyer, [1995] No.54 "Public Prosecutor in Japan", in S.Nagel(ed.), Handbook of Global Legal Policy (M.Denker N.Y.2000)。また、複数の注釈書の分担執筆、多数の判例研究、文献紹介等がある。

教科書・教材の作成

刑事訴訟法の教科書の分担執筆及び法律用語辞典の刑事訴訟法部門の編集がある。庭山英雄・岡部泰昌編『刑事訴訟法』青林書院(初版 平成6年、2版 平成14年、3版 平成18年)、中川淳・大野真義編『法律用語辞典(新版)』世界思想社(平成19年)

なお、2007年10月に、民法担当の専任教員として、坂梨喬(教授)を採用する予定である(法学部と併任 担当科目:民法(家族法) 民法演習)。同氏についても調書を作成し添附しているのでご参照いただきたい。坂梨氏は25年近く裁判官として様々な事件を担当しており、特に家庭裁判所判事として長いキャリアと豊かな経験を持っている。また、同氏には、家族法の様々なテーマや家庭裁判所のあり方等に関する著書(分担執筆) 論文や判例評釈など、相当数の研究業績がある。なお、同氏は本学神学部出身であり、法曹のキャリアを開始する前に8年間の牧師の経験がある。このことは、同氏の人間性や教育能力と深く関わるものであり、特に、他人の痛みを共感できる豊かな人間性を備えた法曹の養成という本学の教育理念に照らして貴重な人材であり適任であると評価されている。

2. 点検・評価

法律基本科目のすべてについて適格性ある専任教員の人数が必要数を満たしている。

3. 自己評価 合

[理由] 法律基本科目の各分野毎に科目適合性と適格性を有する必要数の専任教員が配置されている。

4. 改善計画

特にない。

3 - 1 - 3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

本学法科大学院の場合、法令上必要とされる実務家教員の数3人であるが、5年以上の実務経験を有する専任教員は現在4人（10月からは5人）である。

以下、本学法科大学院の実務家教員について、十分な実務経験ほか科目適合性を根拠づける主要な事項を抜き出して記載する。適格性を判断するための詳細な資料については教員調書を参照していただきたい。

松本正文

実務家としての主な履歴

平成元年 司法試験合格

平成4年 最高裁判所司法研修所修了、福岡県弁護士会福岡部会登録、以後、現在にいたるまで弁護士業務に従事

教歴

平成16年4月より西南学院大学大学院法務研究科教授

弁護士として手がけた主な事件

福岡地裁飯塚支部判決平成6年1月26日判例タイムズ857号194頁(損害賠償請求事件)、福岡高裁判決平成11年2月26日金融商事判例1063号3頁(求償金請求控訴事件)等、民事を中心に多数の重要な事件を弁護士として担当している。

弁護士会等における活動

平成11年以降司法修習委員を勤め、平成12年以降、複数回にわたり司法修習生指導担当弁護士として実際に司法修習生の指導に当たっている。また、平成13年度から平成16年度まで、福岡法務局管内法務局職員中等科及び専修科研修講師として民事訴訟法の研修を担当している。

一瀬悦朗

実務家としての主な履歴

昭和62年 司法試験合格、平成2年 最高裁判所司法研修所修了、福岡県弁

護士会福岡部会登録、以後、現在にいたるまで弁護士業務に従事

教歴

平成 10 年より 15 年まで、西南学院大学法学部で非常勤講師として「法曹の世界」(オムニバス講義)の中の刑事弁護のテーマを担当

平成 16 年 4 月より西南学院大学大学院法務研究科教授

弁護士として手がけた主な事件

福岡高裁判決平成 5 年 11 月 16 日判時 1480 号 82 頁(福岡任意取調中接見拒否損害賠償訴訟控訴審判決)、福岡高裁判決平成 9 年 12 月 4 日判時 1633 号 147 頁、熊本地裁判決平成 13 年 5 月 11 日判時 1748 号 30 頁(ハンセン病訴訟熊本地裁判決)等、多数の重要な刑事事件及び民事事件を担当している。

弁護士会等における活動

刑事弁護等委員会委員、消費者問題委員会委員、福岡県弁護士会主任、財団法人法律扶助協会事務局長等を歴任してきた。また、平成 11 年以降同 14 年まで、司法修習委員を勤めた。なお、平成 2 年には、福岡県弁護士会掲示弁護等委員会編『当番弁護士付添人ハンドブック』(福岡県弁護士会会員向け冊子)の編集・執筆を担当した。

小野寺雅之

設置審議会による資格審査は受けていない。

実務家としての主な履歴

平成 10 年 4 月～平成 12 年 3 月 東京地方検察庁検事(交通部・刑事部)

平成 12 年 4 月～平成 14 年 3 月 鹿児島地方検察庁三席検事

平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月 東京法務局訟務部付検事

平成 15 年 4 月～平成 19 年 3 月 福岡高等検察庁検事(総務部・刑事部)

教歴

平成 16 年 4 月～平成 18 年 3 月 熊本大学大学院法曹養成研究科へみなし専任教員として派遣

平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月 鹿児島大学大学院司法政策研究科法曹実務専攻へ非常勤教員として派遣

平成 19 年 4 月～現在 西南学院大学大学院法務研究科教授

検察官としての業務

捜査経験

平成2年4月に検事任官後、東京地方検察庁、長崎地方検察庁、鹿児島地方検察庁等に赴任し、麻薬（覚せい剤等薬物事犯）係、風紀（売春等事犯）係、暴力（暴力団関係者等事犯）係、外事（外国人犯罪）係、公安労働（左翼等事犯、労働災害事故）係等を担当。東京地検特捜部への応援派遣経験（3回）。

捜査・公判を担当した著名、重要事件

1 オウム真理教関連事件捜査担当

地下鉄サリン事件、松本サリン事件等における被疑者・関係者の取調べに従事。

2 片山隼君事件（東京都世田谷で発生した小学生轢過事件）捜査担当

3 いわゆる大崎再審事件の原決定審及び抗告審担当

4 保険金目的による実子殺人事件の捜査・公判担当

その他に、実務指導の実績がある（警察大学での捜査指導、後進法曹指導等）。

西郷雅彦

設置審議会による資格審査は受けていない。

実務家としての主な履歴

平成9年4月～平成11年3月 佐賀地方・家庭裁判所唐津支部判事補

平成11年4月～平成12年3月 佐賀地方・家庭裁判所唐津支部判事

平成12年4月～平成16年3月 福岡法務局訟務部付検事

平成16年4月～平成18年4月 東京地方裁判所判事

平成18年5月 福岡県弁護士会福岡部会登録

以後、現在にいたるまで弁護士業務に従事している。

教歴

平成19年4月 西南学院大学大学院法務研究科教授

裁判官として手がけた主な事件

浦和地裁平成2年3月26日判決・行政事件裁判例集41-3-76（行政処分取消請求事件・合議）（インフルエンザ予防接種禍に関する情報公開の範囲が問

題となった事案) 浦和地裁平成 2 年 7 月 30 日判決・行政事件裁判例集 41-6-7
(換地処分無効確認請求事件・合議)(土地整理組合解散後、県を被告として
換地処分無効確認を求めた事案) 浦和地裁平成 2 年 6 月 18 日判決・税務訴
訟資料 176-1276 (所得税更正処分取消請求事件・合議)(自衛隊が違憲であ
ることを理由として、自衛隊に関する予算等に相当する割合の納税を拒否し
た事案) 鹿児島地裁平成 9 年 1 月 27 日判決・判例地方自治 168-7 (損害賠
償請求事件・合議)(高校体操部部員の練習中の事故について、指導教諭に過
失を認めた事案) 鹿児島地裁平成 9 年 3 月 24 日判決・判例地方自治 169-6
(土地所有権並びに居住権に基づく妨害排除等請求事件・合議)(治山ダムの
設置の瑕疵を理由として人格権に基づく妨害排除請求等がなされた事案)

法律実務に関する論文など

分担執筆として。東京地方裁判所建築訴訟委員会編『建築訴訟の審理』(判
例タイムズ社 平成 18 年) 判例評釈として、「タックスヘイブン課税の適用
除外要件(管理支配基準)の充足性 - ニコニコ堂事件」行政判例研究会編『平
成 12 年行政関係判例解説』(ぎょうせい 平成 14 年)、「駐留軍用地につき占
有権原のないまま占有を継続したことが国賠法上違法とされた事例 - 楚辺通
信所訴訟 - 」行政判例研究会編『平成 13 年行政関係判例解説』(平成 15 年 ぎ
ょうせい)、「干潟について私人の所有権が成立するか(積極) また、公有水
面との境界の確定を求める訴えは適法か(肯定)」みんけん 5 4 3 号(平成
14 年)がある。

2. 点検・評価

「5 年以上の実務経験」及び割合についてはいずれも満たしている。

3. 自己評定 合

[理由] 実務家教員について必要な基準は十分に満たしている。

4. 改善計画

特にない。

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

下記の表に示したように、現在の専任教員 14 人はすべて教授である（10 月に採用予定の実務家教員 1 人も教授）。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	14人	0人	14人	4人	0人	4人
計に対する割合	100%	0%	100%	100%	0%	100%

本学法科大学院の教授資格要件は以下のとおりである。まず、実務家であることを前提とする法科大学院独自の任期制の実務家教員（狭義）については、専攻分野について高度の技術・技能若しくは特に優れた知識及び経験を有し、専攻分野における 13 年以上の実務経験（司法修習期間を含む）及び高度の実務能力を有する者でなければならない。なお、この実務経験の年数は、当該実務の内容に照らして、専攻分野との関連性等を考慮して算定される（「西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程」²¹ 参照）。実務家教員は、常勤の実務家教員と、年間 6 単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラム編成等法科大学院の運営に責任を持つ常勤でない実務家教員との 2 種類があるが（前掲「実務家教員に関する規程」²² 第 1 条第 2 項）、教授の要件については特に両者の間に区別は存しない。

次に、それ以外の法科大学院の教授については、「西南学院大学教員任用基準」²³ により、以下のようにその要件が規定されている。すなわち、「第 4 条 教授に任用し、又は教授に昇任するためには、次の各号の 1 に該当していなければならない。

(1) 准教授として 6 年以上の教歴又は研究歴を有すること。 (2) 前号に定める基準に相当する教歴又は研究歴を有する者と認められること。」この基準は、法科大

²¹ 資料 3-1A参照

²² 資料 3-1A第 1 条 2 項参照

²³ 資料 3-1B参照

学院独自のものではなく、全学に共通の基準である。この基準が適用されるのはほとんどが研究者教員であるが、法科大学院で法曹としてのキャリアや能力を生かして教育を行う実務家教員(広義)として採用される場合はこの第5号が適用される。具体的に本学法科大学院の教授として適格か否かについては、法科大学院における「教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認め」られるか、また、法科大学院の「教授にふさわしい研究業績を有すると認められる」か否かを審査して判定する。

教授資格の認定に関しては、採用時においても昇任時においても、教授会の議を経て審査委員会を設置し、そこでの審査結果を教授会に報告・提案し、審議のうえ採決により認否を決定する(採用時には、採用の可否と教授資格の認定は合わせて行われることになる)。また、全学的な手続きとしては、教授会で採用や昇任を審議決定する前に、全学的な調整のために部長会議を経て承認を得る必要がある(法科大学院だけではなくすべての学部について同様の手続きがとられる)。教授会で決定すればそれを部長会議で報告し、理事会で最終的に承認する。

2. 点検・評価

専任教員の半数以上は教授であることという基準は、適格性も含めて十分に満たされている。

3. 自己評定 合

[理由] 専任教員の半数以上は教授であることという基準は十分に満たしている。

4. 改善計画

特にない。

3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

西南学院大学法科大学院の専任教員の年齢構成は以下の表のとおりである。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	3人	4人	3人	0人	10人
		0%	30%	40%	30%	0%	100.0%
	実務家教員	0人	4人	0人	0人	0人	4人
		0%	100%	0%	0%	0%	100.0%
合計		0人	7人	4人	3人	0人	14人
		0%	50%	28.6%	21.4%	0%	100.0%

2. 点検・評価

研究者教員は、40代後半から50代後半にかけてが多く、実務家教員は40代後半に集中している（10月に採用予定の実務家教員は65歳）。やや同年代に固まっているきらいはあるが、低年齢層や高年齢層に過度に偏っているわけではなく、また、経験豊富な60代の研究者教員も擁しており、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点に照らして特に支障はないと評価される。

年齢構成の点でこれまで特別の工夫や苦勞を要したわけではなく、研究者教員、実務家教員とも、適格性を持ち意欲ある教員を揃えたところ、結果的に、現状のようないわば働き盛りの年齢層が厚い構成になった。もっとも、開設準備に際しては、特に65歳以上のベテラン教員及び30代の若手教員の採用については慎重な態度をとった。

3. 自己評定 B

[理由] 一定の年齢層に集中しているきらいはあるが、教員の年齢構成には配慮がなされており、働き盛りの年齢層の厚い適切な構成になっている。

4. 改善計画

特に改善の計画はない。今後とも、採用人事に際しては年齢構成に充分留意し、適正な年齢分布を維持するように努める。なお、このまま経緯すると数年あるいは十数年後には高い年齢層に集中することが予想されるので、特に若い年齢層の教員を補充することを指針のひとつとしたい。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

本学法科大学院の2007年度のジェンダー構成は以下の表のとおりである。

教員区分 性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	10人	4人	19人	4人	37人
	27%	10.8%	51.4%	10.8%	100%
女	0人	0人	2人	1人	3人
	0%	0%	66.7%	33.3%	100%
全体における女性 の割合	0%		8.1%		8.1%

上の表のように、現在は本学法科大学院には女性の専任教員はいない。女性の教員としては、兼任及び非常勤の教員として3人が教育に当たっている。

女性の実務家教員（非常勤講師）1人には、正規の授業だけではなく「拡大OH」も担当して学生の質問や相談に対応してもらっている。勉強に関するだけでなく、特に女子学生からのいろいろな相談に適切に対応できるようにというのがその主な趣旨のひとつであるが、学生から好評を得ている。

2. 点検・評価

女性の専任教員がないという現状は、ジェンダー構成の観点からはバランスを失っており、改善の必要がある。それを補う方法として、非常勤講師の形で女性教員を採用していること、また、非常勤講師による相談や質問の機会を設けていることは評価できる。

3. 自己評定 C

[理由] 専任教員の構成においては取り組みが不十分であるが、非常勤講師の活用などそれを補う努力がなされている。

4. 改善計画

将来専任教員の採用人事の際には、女性の適任者を鋭意探す努力をする。また、女性の非常勤講師あるいは兼任教員に「拡大OH」も含めて授業を担当してもらう機会を今後も維持し拡充する。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状

2005年度から2007年度における、専任教員、兼任・非常勤教員の担当授業数は以下の通りである。

(コマ数)

・ 2005年度前期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6	4	1	1	1コマ 90分
最 低	1	1.5	1	1	
平 均	3	2.5	1	1	

・ 2005年度後期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5.5	4	1	1	1コマ 90分
最 低	1	2.5	1	1	
平 均	3.2	3.25	1	1	

・ 2006年度前期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	4	1	2	1コマ 90分
最 低	1	2	0.33	1	
平 均	3	3	0.91	1.33	

・ 2006 年度後期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	5	1	1	1コマ 90分
最 低	1	3	1	1	
平 均	3.3	3.5	1	1	

・ 2007 年度前期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7	4	1	2	1コマ 90分
最 低	1	2	0.33	1	
平 均	3.6	3.25	0.92	1.33	

・ 2007 年度後期

教員区分 授業 時間数	専任教員		兼任教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	7	4	1	1	1コマ 90分
最 低	1	3	1	1	
平 均	4.56	3.5	1	1	

2. 点検・評価

2007年度で見ると、法科大学院専任教員の担当授業数の平均は、研究者教員で前期3.6コマ、後期4.56コマ、実務家教員で前期3.25コマ、後期3.5コマである。このコマ数は適正な範囲にとどまっており、授業数の多さにより授業の準備に支障が生じているという事態は発生していないと評価できる。

専任の教員のうち、法学部との併任教員については、従来、学部での授業担当義務4コマを満たす必要があるとされていたため、法科大学院での担当数を必要最小限にとどめざるをえない事情があった。しかし、2007年度前期より、法学部及び法

科大学院の授業を通算して4コマを満たせばよいことに改められ、これにより、併任教員の加重負担という事態が生じるおそれが避けられるとともに、必要に応じて法科大学院の授業担当を増やすこともやりやすくなった。

3. 自己評定 B

[理由]授業数の多さにより授業の準備に支障が生じているという事態は発生しておらず、概ね適正な範囲に留まっているといえる。

4. 改善計画

特にない。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

- (1) ティーチング・アシスタント（以下「T A」という。）等、授業の補助をする者の数、及び法科大学院の事務スタッフの数は以下の通りである。

2006 年度

教員総数	職員総数	T A の総数
40人（うち専任14人）	4人	2人（弁護士）

教育支援体制については、本学では、まず、4人の専従の法科大学院事務職員が日常的に手厚いサポートを行っている。教室環境や機器の整備・管理、教材作りの補助（印刷等）、レジュメ等の配信・配布、レポートや答案の回収整理、非常勤講師との連絡、講演会や特別講座の準備と実施のケア等について、積極的できめ細かい支援が行われている。また、この他に、法科大学院棟の中にある図書館分館の2人の専従職員が、図書館兼自習室の管理・整備のほか、学生のみならず教員に対しても、資料の収集や検索についてきめ細かくサポートしている。

本学では、2006年度までは恒常的なT Aは存在していなかったが、夏休みを利用して、主に若手の弁護士による答案練習を中心とした夏期特別講座を開催してきた。また、専任教員が実施する答案練習について外部の若手研究者に採点を委嘱することが行われてきた。さらに、ゲストスピーカーや特別講座の形で、外部の専門家を呼んで授業内容をより充実し補足することも積極的に行ってきた。平成19年度からは、2人の若手弁護士がT Aとして継続的に学生たちの指導に当たっている。これは、教員の授業を直接補助するものではなく学生たちの自主的な勉強会のチューターとして指導にあたるものであるが、授業の進行に配慮しながら学生たちの疑問点を解消し、主に答案練習の形できめ細かく学生たちの勉学を補助することを通じて、間接的に教員の教育活動をフォローアップする役割を果たしている。

- (2) 施設、設備面においては、本学法科大学院では、授業やその準備等を支援す

るため、判例検索、雑誌記事検索ほか各種のオンライン・データベース及びCD-ROMのシステムが導入されている。

授業で配布する教材・レジュメについては、2006年度までは、事前に各教員が事務室に当該データを送付し、事務室職員がWEB-ctにアップロードし、また、紙媒体については事務室職員が印刷したり、時間的余裕のない場合には教員が印刷して事務室を通じて法科大学院棟ロビーにおいて事前に配布することとされていた。しかし、2007年度前期からは、全面的にオンライン上の学習支援ツールを利用することになり、教材・レジュメは事前に各教員がアップロード、それを学生が印刷、予習を施して授業に持参、という形になった。

2. 点検・評価

4人の事務職員と2人の図書館職員が常時積極的に教育活動をサポートしている点においては、本学法科大学院の教員支援体制は充実していると評価できる。この点は、2007年度に株式会社TKCが提供する法科大学院教育研究支援システムサービス(以下「TKC教育支援システム」という。)を導入した後も基本的には変わりはない。また、答案の添削や授業のフォローアップ等を外部の弁護士等に委嘱することについては本学は比較的慎重な態度をとってきたが、これは、法科大学院教育の趣旨やカリキュラムの内容に適った指導が旧司法試験合格のノウハウによって容易に履践できるとは思えなかったからである。今後、新司法試験の合格者たとえば本学のOB、OGの中から適任者を選んで、より積極的にTAの活用を行うことが期待される。

授業やその準備のため導入されているオンライン・データベース等の支援ツールは、各教員において大いに活用されている。また、同時に学生にとっても、予習・復習時、自らあるいは教員の指示を通じ、学習を効率的に進める不可欠のツールとなっている。

レジュメや資料の学生への提示(上記アップロード)は、予習のため、遅くとも授業の2日前に行われるよう申し合わせ、概ね実施されている。これらを学生にデータで提供することは、学生自らが、予習や講義、復習を通じてこれを補充・充実させ、自己のサブノートとして活用するなど、学習効果を高めていると思われる。従前の教員自身による印刷・配布は、全学的な方針ゆえやむをえない取扱いであっ

たが、この点で2007年度以降、教員の多大な負担軽減が図られた。学生に対しても、印刷の便宜（各人に割り当てられる印刷可能枚数の増大）が講じられた。

3. 自己評定 B

[理由] T A制度などなお積極的に活用する余地は残されているが、事務職員・図書館員からのバックアップ、サポート体制が十分に得られ、教員の教育活動を支援する仕組み・体制は概ね用意されているといえる。

4. 改善計画

特にない。

3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

個人として学内で各年度に使用可能な研究資金は、図書館予算において配賦される個人研究図書費370,000円、学術研究所予算において配賦される、備品・図書購入費140,000円、旅費364,000円、複写・消耗品費90,000円の、合計964,000円である。なお、学術研究所予算は費目間で200,000円までの流用ができることになっている。これとはほかに、学内で教員の研究を支援するプロジェクトが立ち上げられており、こちらからの研究資金獲得も可能である。

大学院図書館においては、蔵書、購入雑誌の充実が図られるほか、本年度は、法学部及び法科大学院の教員からの強い要望が容れられ、West-Law及びBeck-Onlineの各データベースが導入された。本学図書館において所蔵していないものについても、他図書館との相互貸借、複写依頼がWeb上でできるなどの改善が図られている。

専任教員には、約27㎡の広さの個室が研究室として割り当てられている。

研究成果の発表の場として、法学部と共同で刊行している紀要「西南学院大学法学論集」がある。編集委員は、法学部、法科大学院双方から出されている。年間4冊の発行が計画され、ほぼ毎号、計画通り発行されている。

法科大学院の専任教員にも、学部教員と同じく、研究活動の機会として在外研究（1年、6ヶ月又は3ヶ月以内）や国内研究（6ヶ月 実質的なサバティカルイヤー）が認められており、希望を出せばそれが認められる立場（順位）にある者も少なくない。しかし、教育に力を集中する必要性が高く、しかも、本学法科大学院の場合には専任教員の数が少ないため、それらの制度を利用するのは当面は事実上困難な状況にある、そのような中で、2007年度に3ヶ月の短期在外研究を1人、2007年度から2008年度にかけて1年間の在外研究を1人（併任教員）実施が予定されている。

2. 点検・評価

研究室は広さとしてほぼ十分な空間が確保され、図書館における研究支援もハード・ソフト面において概ね充実している。研究資金もほぼ必要額は確保され、研究

成果の公表の場や在外・国内研究の機会も整備されている。全体として、教員の研究活動を支援するための制度や研究環境としては、概ね充実しているものと思料する。在外・国内研究の制度は、今後法科大学院における教育内容や方法がある程度確立し、本学のように専任教員が少ない法科大学院においては適任の兼任教員や非常勤講師に授業を委嘱しても差し支えない状況になれば、貴重な研究機会としてより有効に活用されるようになるものと予想される。

3. 自己評定 B

[理由]なお十分に活用すべき余地も残されているが、教員の研究活動を支援するための制度・環境は概ね整えられていると思われる。

4. 改善計画

特にない。

4 - 1 - 1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

- (1) F Dを専門的に扱う組織として「F D委員会」がある（2007年4月設置）。この委員会は、F D活動の企画・立案・実施を行うことをその任務としており、現在の委員は、実務家教員2人と研究者教員1人（専攻はそれぞれ、民事系、刑事系、公法系）である。F D委員会制度の根拠規定は「西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」である。
- (2) F D委員会の提案によって専任教員全員を構成員とする「F D研究会」が開催され、授業内容や授業方法の改善に向けた幅広い取り組みを行っている。

なお、F D研究会の従来 of 活動内容やF D委員会設置の経緯については、本報告書1 - 2 - 1を参照していただきたい。
- (3) 2007年度の「F D委員会」及び「F D研究会」の開催状況とその内容については、別紙記録にある通りである。授業評価アンケートの実施状況報告と検討、授業参観の実施状況報告と検討、成績評価の意思統一、中間試験の結果を受けての学生の成績に関する意見交換、成績評価・修了認定や司法試験の内容に関するシンポジウム・セミナーの報告、科目の進行状況報告、新司法試験の合格発表（択一段階）を受けての意見交換などが取り扱われている。

このほかにも、分野ごとに、担当教員の間でより具体的な内容について意見交換を行い改善のための工夫を行ってきた。
- (4) 開設時から、教員相互で授業の参観をすることを申し合わせており、教授会でも申し合わせ事項として確認している。それにもかかわらず、2006年度まではそれほど積極的になされたという状況にはなかったため、2007年度には、F D委員会からの発案で、相互参観をより徹底して行うことが教授会で決定された。2007年度の実施状況は別紙記録のとおりである。
- (5) 2007年度前期より、学生の意見箱を設置し、その対応につきF D委員会で原案が検討され、教授会又はF D研究会に提案がなされる体制がとられている。これまでのところ数通の意見が投函され、その内容がF D委員会より教授会で報告された。

2. 点検・評価

1 - 2 - 1 で述べたように、本学法科大学院では、FDを重視しており、開設前から定期的に教育内容や方法についての協議を積み重ね、開設後はFD研究会と称してほぼ1～2月に一度の頻度で開催してきた。この会議は、率直な情報及び意見交換の場であると同時に研修の場でもあり、そこで法科大学院としての審議決定が必要と考えられるにいたった案件については直接に教授会で正式に諮るというシステムになっていた。小規模な法科大学院であり教員相互のコミュニケーションが円滑であるという状況下で、それがFDについての効率的な方法として機能していたのである。トライアル評価の指摘を受けて、FD活動の企画・立案・実施を行う専門の組織としてFD研究会とは別にFD委員会が設置され、規程も制定された。これによって、「FD」に組織的継続的に取り組むための体制がより強化・整備されたと評価できる。FD委員会自体の活動はまだ緒に就いた段階ではあるが、FDの牽引車として機能する機動的な組織として授業改善に有効であることが教員間で次第に認識されてきている（さらに西南学院大学内でもFD専門組織の先駆として、その効果が注目されているところである）。

また、FD委員会設置後も、全教員を構成員とするFD研究会が様々なテーマを取り上げて開催されており、FD委員会を中核としつつ、できるだけ全員が情報を共有し知恵を持ち寄り、協力してよりよい教育を実現しようという小規模校なりの本学の良い伝統が生かされている。

3. 自己評定 B

[理由]未だ試行錯誤の要素は残っているが、教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みの体制・環境は概ね整えられたと思われる。

4. 改善計画

- (1) FD委員会の分析・検討・提案事項の客観性、効率性をさらに高めるため、FD委員会委員の研修の機会を増やす。特に、全国的な動向や他校の取り組みの把握に努めると共に、本学の特性に合致した取り組みの途を探求し実現する努力をより積極的に行う。

- (2) 教員相互の授業参観は平成19年度前期にはかなり積極的に行われたが、より有効なFD機能を発揮するよう、一層の徹底のための定着に向けて方策を講じる。

4 - 1 - 2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 全学授業評価アンケート実施

法科大学院における授業の改善を、より客観的、効率的に果たすための取り組みの一環として、2007年度より、全学的に実施されている「授業評価アンケート」に参加することとした（前期は7月、後期は12月に実施）。

参加にあたり、FD委員会からの提案に基づき、次のことが確認されている。

学生への周知（意義、手続）協力依頼を行うこと。結果に基づきFD委員会がデータの比較分析、改善すべき事項、推進すべき事項等の抽出を行うこと。

その結果が拡大FD研究会に報告され、検討が行われること。各教員はそれをもとに、自らの集計結果（自由記述含む）とそれに対するコメントを、学生に掲示にて示すこと、である。

アンケート項目については、全学共通質問項目のほか、法科大学院については法科大学院独自の項目を8項目設定した。その項目は別紙アンケート用紙のとおりである。従来各教員独自のアンケートで使用されてきた質問項目を中心に、できるだけ汎用的な項目をFD委員会で選択し、教授会決定を経て設定されたものである。

(2) 独自アンケートの並行実施

各教員の判断により、上記全学アンケートに加え必要な場合には、発足時より実施してきた各教員独自のアンケートも並行して行われることとされている。この実施にあたっては、学生への周知（意義、手続）協力依頼、各教員が結果を分析、改善すべき事項、推進すべき事項等の抽出、拡大FD委員会への報告、検討、各教員のコメント掲示、が申し合わされている。

2. 点検・評価

学生による授業評価は、毎セメスター専任教員の担当科目全科目について実施し、その結果については、FD研究会で担当者が自ら披露し、問題点について協議し検

討してきた。また、アンケート結果とそれに対する対応を学生に報告することを申し合わせていた。しかし、2006年度前期までは実際にどこまでそれを徹底するかについては最終的には各人の対応に委ねられており、また学生への報告の仕方もばらばらで実態が把握しにくい状況にあった。そこで、2006年度後期からは、担当者がアンケート結果とそれに対するコメントを書面にして掲示することを教授会で申し合わせ、実施した。さらに、授業評価アンケートが組織的、客観的、効率的な取り組みとなるよう、上記記載のような方式に移行した。

全学アンケートについては全科目同時期になされ、その結果がデータとして得られる結果、FD委員会の分析の重要な参考資料となることが期待される。また、FD活動の一環として、各教員の授業の改善に資するべく、FD委員会からの提案事項検討の資料となる。独自アンケートについても、全学アンケートで各科目に共通することがすでに質問されていることから、科目独自の事項につきじっくり質問することが可能になった。

3. 自己評定 B

[理由]なお改善の余地は残されているが、学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みの体制は概ね整えられていると思われる。

4. 改善計画

さらに効果的に実施できるよう、FD委員会の活動を検証したうえで所要の措置を講じる。具体的には、質問項目の見直し、データ分析の専門性、客観性確保のためのFD委員の研修、アンケート結果に対するコメントへの意見聴取、などが考えられる。

- 5 - 1 - 1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1. 現状

- (1) 本学における授業科目には、2007年度現在、法務研究科学則8条1項及び同別表第1に定める科目として、法律基本科目群25科目、法律実務基礎科目群5科目、基礎法学・隣接科目群11科目、展開・先端科目群22科目、計63科目がある。²⁴

この他に、福岡県内4大学の連携科目として他大学で開講される3科目があり、これらを履修し単位を修得した場合には、展開・先端科目群の科目として扱われ、修了に必要な単位数に数えられる。²⁵

さらに、臨時開講科目と呼ばれる科目がある。これは、学生が履修して単位を修得しても修了に必要な単位数のなかには参入されないものであり、毎年度の教授会の判断により適宜開講されている。2006年度には、司法試験選択科目に該当する科目を速やかに開講する必要があること、初心者に入門的な授業が有益ではないかなどの判断から、7科目を臨時開講科目として開講した。そのうち「環境法」、「経済法」、「国際経済法」の3科目は、2007年度において展開先端科目群の正規科目とされるに至った。2007年度の臨時開講科目としては、法律実務基礎科目群及び展開・先端科目群を補うための3科目が開講されている。²⁶

- (2) 上記のうち、法律基本科目群25科目は全科目必修である(62単位、ただし法学既修者は32単位)。また、法律実務基礎科目群5科目のうち3科目6単位は必修である。残りの2科目すなわち「模擬裁判」と「弁護士実務」の受講は3年次の段階での学生の選択にまかされているが、履修を希望する場合はどちらか1科目のみを履修するよう履修指導している。2006年度の3年次生45名のうち、どちらか1科目を受講した学生が36名、どちらも受講しなかった学生

²⁴ 資料5-1A 7~8頁、45~46頁参照

²⁵ 資料5-1B 11頁、52頁参照

²⁶ 資料5-1A 7~8頁参照。11頁には2科目しか掲げられていないが、7~8頁が正しい記述である。

が9名であった。また、2007年度の3年次生34名（休学1名を除く）は、全員がどちらか1科目を受講している。なお、法律実務基礎科目群において必修の6単位を超えて修得した単位がある場合には、超過した2単位までを展開・先端科目に充当できることとしている（以上について、6-2-2参照）。²⁷

開設時には、基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群を合わせて最低26単位（ただし基礎法学・隣接科目群から最低4単位）、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を合計して最低32単位の修得が必要とされていた。しかし、貴財団のトライアル評価において、法律基本科目群以外の科目の単位数が少なすぎるのではないかと指摘を受け、学則等を改正し、2007年度入学生からは、修了に必要な単位数を2単位増やし、基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群を合わせて最低28単位（ただし基礎法学・隣接科目群から最低4単位）、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を合計して最低34単位の修得を必要とすることになった。²⁸

- (3) 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないような配慮」として、時間割上の工夫をあげることができる。すなわち、1年次必修科目と1年次に履修可能な基礎法学・隣接科目群科目との間で、及び、2年次必修科目と2・3年次履修可能な展開・先端科目群科目との間で、両者がなるべく同一の曜限にならないように設定している。
- (4) 2006年度修了生44名の修得単位数の平均は、法律基本科目群62単位（法学既修者は32単位）、法律実務基礎科目群7.5単位、基礎法学・隣接科目群10.0単位、展開・先端科目群16.31単位であった。2007年度3年次生35名が2年次までに修得した単位数と3年次に履修している単位数を合計した数の一人当たり平均は、法律基本科目群62単位（法学既修者は32単位）、法律実務基礎科目群8単位、基礎法学・隣接科目群13.48単位、展開・先端科目群17.54単位である。
- (5) 開講科目のなかで、継続的な補習への出席を義務付けている科目はない。また、展開・先端科目群や臨時開講科目のなかに法律基本科目群科目を補って司法試験対策をするというような内容の科目はない。

²⁷ 資料5-10 12～16頁の各頁における注4参照

²⁸ 資料5-1A 7～8頁参照

2. 点検・評価

授業科目は各科目群全てについて開設されており、修了までに「法律実務基礎科目のみで6単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」が履修されるようになっている。1(2)で述べたように、2007年度入学生から貴財団の基準である「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるようになった。配当学期や時間割の点での配慮もなされている。実際の学生の履修も各科目群のいずれかに過度に偏っているということはないといえる。

もっとも、法律基本科目群と法律実務基礎科目群から必修科目68単位(法学既修者は38単位)の履修が必要であるため、選択科目履修の余地がもともと狭いという指摘は可能であり、今後の検討課題である。また、法律実務基礎科目群において必修6単位を超えた単位数を他の選択科目として振り替える仕組みについても、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の意義付けとの関係で、さらに検討をする必要があるだろう。

臨時開講科目の制度は、教員の配置等との関係でやむを得ない面もあるが、正規科目化するのが本来の姿である。2007年度に3つの科目が正規科目となったことは改善に向けた一歩である。²⁹ なお、科目別受講者数表³⁰をみると、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群において科目間での受講者数にばらつきがみられる。学生の関心や科目内容の違いを考えれば当然と言える面もあるが、その他の要因はないか検討する必要がある。

3. 自己評価 B

[理由]全科目群の授業科目が開設されており、履修が偏らないような配慮が良好になされている。必修科目と選択科目とのバランスについては、今後検討する余地がある。

4. 改善計画

現在のところ改善計画として決定されたものはないが、今後さらなる議論検討を

²⁹ 5-1-2参照

³⁰ 資料5-1D参照

行う。

5 - 1 - 2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

(1) 授業科目の基本的な内容と編成の方針については、設置認可申請書の中で以下のように説明している。その内容は、現在でも特に変わることなく維持されている。

1年次の教育は、法曹にとって最も基本的な法的学識と基礎的な法的問題解決能力を習得させる段階として位置づけ、法律基本科目群の必修科目(30単位)を中心に履修するものとする。2年次、3年次と学年が進むにつれて、法律実務基礎科目群の必修科目の履修の他に、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から各自が選択して履修する科目の占める割合が大きくなるように編成する。

法律基本科目は、1年次には基本的な知識の体系的理解と基礎的な法的問題解決能力の養成を主たる目的とし、2年次には主に判例や仮設事例を素材として、知識や理解を深めるとともにより高度の法的分析能力を養うものと位置づける。3年次には法分野に分断されない事件そのものを全体として把握し、多角的に分析し対応することのできる実践的な問題解決能力を習得させる。このように、法律基本科目については、3年間をかけて段階的に、基礎 応用・深化 総合化 というプロセスを経て法曹に必要な深い学識と卓越した能力を養成する。

法律実務基礎科目は、2年次から履修する。2年次では「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」(各2単位)を必修科目とし、民事及び刑事の訴訟手続きの各段階において必要となる実務的対応について、事実認定や要件事実を中心に理論と技能を学ぶ。3年次には、それまでに学んだ知識や技能を用いてより実際の事件処理に近い体験ができる科目として、「模擬裁判」及び「弁護士実務」(各2単位)を選択科目として配置する。なお、3年次には、「法曹倫理」(2単位)を必修科目とし、法曹に求められる職業倫理について学ぶ。

基礎法学・隣接科目においては、基礎法学に属する科目の他に、法学と密接な関連性を有する社会科学分野の科目、国際的視野と語学力を養うための科目、そして、法曹に求められる倫理性をより広い観点から探求するための科目を配

置する。

展開・先端科目においては、学生たちの問題関心や将来の志望に応じて必要な内容が学べるように、「税法」、「地方自治法」、「土地私法」、「金融法」、「知的財産法」、「労働法」、「執行・倒産法」、「執行・保全実務」、「特別刑法」(各2単位)等の科目を配置するほか、国際的な法律問題に対応できる素養を備えた法律家の養成という本学法科大学院の教育方針に沿って、私法分野に限らず公法分野に属する科目も含めて、「国際私法」、「国際取引法」、「国際商事仲裁」、「国際紛争解決法」、「国際環境法」、「国際人権法」、「国際組織法」(各2単位)といった多様な国際関係法科目を配置する。また、先端的な法律問題に最前線で取り組んできた弁護士としての経験に基づく実践的な理論と知識を学ぶ科目として、「消費者問題」及び「高齢者・障害者問題」(各2単位)を配置する。

(2) 上記のような設置認可申請書における授業科目編成についての考え方は、本報告書1・1・1の1(1)において示した法曹像に対応したものである。この法曹像は、本学への入学希望者向けパンフレットなどにおいて、教育において重視する4つの要素という形で、以下のようにまとめられている。

ア 日常的に取り扱う一般的な法律問題について、正確な知識と確かな技能できちんと対応できること

イ 他人の痛みを共有できる豊かな人間性を備え、専門的な知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること

ウ 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に適切に対応できるだけの応用力を備えていること

エ 特に今後益々重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処するために必要な基礎的素養を備えていること

上記(1)及び5・1・1に示した本学における授業科目の特色のうち、修了に必要な単位のなかで法律基本科目が比較的重視されていることはアに、キリスト教主義に根ざした博愛・奉仕の精神をバックボーンとした「キリスト教倫理」という科目が基礎法学・隣接科目群におかれていることはイに、福岡4大学の連携科目も含めてできる限り多くの展開先端科目を提供しようとしたことはウに、そして本学法学部国際関係法学科の存在を生かして展開先端科目のなかで国際関係法の科目が多様に提供されていることはエに、それぞれ対応している。

- (3) 関連する各科目間の内容の調整は各分野の教員による開設前の相談によりなされている。また、3年間実際に実施をしてみて問題が初めて判明するということもある。たとえば、「法曹倫理」は当初、他の法律実務基礎科目よりも後の3年次後期の開講となっていたが、法曹の仕事への具体的なイメージや知識を持たせ自覚とモチベーションを与えるというこの科目の意義からみて、もっと早い時期に履修させたほうがよいとの判断により、2007年度から1年次前期に開講することにした。2007年度2年次生には移行措置として2007年度後期に開講する。
- (4) 2006年度に開講された必修科目は、1年次が前期4科目12単位、後期6科目18単位、2年次が前期6科目14単位、後期6科目12単位、3年次が前期3科目6単位、後期3科目6単位であった。同じく2006年度における基礎法学・隣接科目群科目は、前期に7科目(集中講義を含む)、後期に4科目開講されている。展開先端科目群は、前期に10科目(集中講義を含む)、後期に9科目開講されている。2007年度に開講される必修科目は、1年次が前期5科目14単位、後期6科目18単位、2年次が前期6科目14単位、後期7科目14単位、3年次が前期4科目8単位、後期2科目4単位である。³¹ 基礎法学・隣接科目群科目は、前期に7科目(集中講義を含む)、後期に4科目開講されている。展開・先端科目群は、前期に10科目(集中講義を含む)、後期に12科目開講されている。³² このように、各年次における開講科目は前期後期のバランスがとれるように配置されている。

各期における時間割の面では、次のような工夫をしている。すなわち、各年次における必修科目が1日に2科目までとなるようにしている。各年次の必修科目を、可能な限り連続した時限に設定しないようにしている。進級はしたものの前年度に単位を修得できなかった科目がある学生などに配慮して、1年次必修科目と2年次必修科目、2年次必修科目と3年次必修科目を同一曜限におかないようにしている。1年次から履修できる基礎法学・隣接科目群科目と1年次必修科目、2年次・3年次が履修できる展開・先端科目群科目と2年次・

³¹ 2において述べるように、2007年度から「法曹倫理」の配当年次を1年次とするとともに2年次学生に経過措置を施したため、各年次に開講された必修科目の数を合計すると学則上掲げられた科目数と一致しなくなる。

³² 2007年度から従来臨時開講科目であった科目が正規の科目となったため、先端展開科目の科目数が2006年度と2007年度では異なっている。

3年次必修科目を、なるべく同一の曜限に置かないようにしている、³³ などである。

2. 点検・評価

- (1) 関連する科目間での内容の調整は教員間の話し合いによりなされている。配当時期や時間割の面では、学生に現実に履修可能なコマ組になっており、教育効果の点でも特に問題はない。
- (2) 法律基本科目及び法律実務基礎科目群においては、現在開講されている科目は教育方針からみて適切なものと言える。もっとも、仮に選択科目履修の余地を広げるとすると、法律基本科目群の必修単位数を減らすことを可能にするような科目の整理ができるか否かを議論する必要がある。この点は法曹としての基礎的な力量を養うという目標をいかに達成するかとの兼ね合いも含めて慎重な検討が必要である。法律基本科目群のなかで民事刑事公法の各部門間でのバランスはこのままでよいかといった点も、なお議論し検討する余地はある。また、法律実務基礎科目群については科目の充実を図られないか検討する余地があろう（6・2・2参照）。
- (3) 展開・先端科目群のなかで国際関係法科目を比較的多く提供することができていることは、すでに述べたように、国際的な法律問題に対応できる素養を備えた法律家の養成という本学法科大学院の教育方針に沿うものである。また、福岡4大学の連携科目は、福岡県弁護士会から各分野を専門とする弁護士を非常勤講師として迎え入れて行われているものであり、学生に法曹としての将来の専門分野を意識させるものとして重要な役割を果たしている。なお、5・1・1で述べたように、「環境法」、「経済法」、「国際経済法」の3科目は2006年度までは臨時開講科目であったが、2007年度から展開・先端科目群の正規科目とすることができた。本学の教育方針の具体化とあわせて、今後一層、展開・先端科目群を充実できるよう検討することが望ましい。
- (4) 1(2)イの要素を具体的に体現するのは、「キリスト教倫理」という科目である。「法曹倫理」における外部講師招聘も人間性育成とかかわっている（6・1・

³³ 2007年度入学の法学未修者が60名を超えたため、1年次法律基本科目は2クラスに分けて開講した。その結果、時間割作成に若干の困難が生じた。

2、1(10)(イ)d)。その他の科目においてこのような教育目的をどのように具体化することができるのかについては、今後さらに検討する必要があるだろう。

3. 自己評定 B

[理由]カリキュラムの体系性・適切性は概ね良好であり、必要な改善もされてきているが、なお改善を検討すべき余地がある。

4. 改善計画

とくに必修科目のカリキュラムについては教員配置と密接な関係があり、大幅な改革を直ちに実現することはむずかしく、改善計画として決定に至ったものはない。
5・1・1における検討とも関連させながら、とくに2(2)の点について検討する。

5 - 1 - 3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理を教育内容とする授業科目としては、2006年度までは3年次必修科目として、2007年度入学生からは1年次必修科目として、「法曹倫理」2単位を開講している。その科目内容については学生便覧に書かれている通りである。この科目においては、弁護士倫理についての授業が中心となるが、使用する教科書には弁護士倫理の他に裁判官倫理と検察官倫理についての記述もあり、授業においてもそれらを扱う予定である。

2. 点検・評価

科目の内容や授業計画にはとくに問題はない。2007年度入学生から1年次配当科目としたことについては、5・1・2の2(1)で述べた通りである。

3. 自己評定 合

[理由]法曹倫理が必修科目として開設されている。

4. 改善計画

特にない。

5 - 2 - 1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

- (1) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするために学生便覧 12～16 頁にコース別履修モデル表を提示している。もっとも、ここでいう「コース」はカリキュラムに具体化されているものではなく、あくまでも学生が将来どのような分野に強い法曹となることを希望するかに応じての「目安」ととどまる。
- (2) 新入生に対しては、入学式後に履修ガイダンスを行い、教務主任からカリキュラムの特徴や科目選択のうえでの注意事項を説明している(全員参加)。在学生に対しては、新年度が始まる前の3月半ばに履修ガイダンスを行い、教務主任から新年度の科目や時間割を含めて科目選択上の注意事項を説明している(概ね7～8割参加)。
- (3) 本学法科大学院においては、法律基本科目はすべて必修科目であり、法律実務基礎科目の5科目中3科目が必修科目である。したがって、学生が履修科目を選択するという場合、基礎法学・隣接科目と展開・先端科目における選択が最も重要となる。とくに展開・先端科目はその内容が学生にとってイメージがわきにくいものもある一方で、司法試験選択科目の選択と密接な関連がある。そこで、(2)記載のガイダンスとは別に、2006年度の初めに展開・先端科目各分野の教員に科目内容等について説明してもらうためのガイダンスの場を設けた。
- (4) 基礎法学・隣接科目と展開・先端科目の履修に先立って担当教員に学生たちが直接個別の相談ができるよう、学生には各科目教員のメールアドレスを伝達している。

2. 点検・評価

各科目の受講者数は「科目別受講者数表」³⁴ 参照。選択前の指導としては、可能な限りのことをしているといえる。もっとも、実際に学生が「適切」に選択したか

³⁴ 資料 5-1D参照

否かについて、受講者数のみをもって判断することは難しい。結果としてどのような履修選択がなされたのか、その要因がどこにあるのかの調査、分析が必要である。また、これに関連して、学生便覧掲載の履修モデル（コース）が実際に学生の選択にあたってどれだけ有益な情報となりえているかについても検討する必要がある。

なお、履修希望者が少ない科目について、希望者に履修を思いとどまるようしむけるような指導はしていない。

3. 自己評価 B

[理由]履修選択指導は充実しているといえる。

4. 改善計画

5・1・1 及び 5・1・2 における検討を関連させながら、学生による履修選択の実際について調査、分析する。

- 5 - 2 - 2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は 4 4 単位を標準とするものであること。

1. 現状

- (1) 法務研究科規則 3 条 2 号は、「学生が履修科目として登録することができる単位数は、1 年につき 36 単位を上限とする」と定めている。³⁵ 修了年度の年次の学生も同様である。なお、臨時開講科目の単位は「履修科目として登録することのできる単位数」に参入されないが、修了に必要な単位数にも参入されない。臨時開講科目を受講することによって登録可能単位数制限の趣旨を逸脱するといった事態が生じないにするための、一つの歯止めである。

各学期ごとの上限は存在しない。時間割の上で前期後期開講科目数のアンバランスがないように努めている。

- (2) 週 1 コマ (1 時間 30 分) 15 回の授業をもって、2 単位としている。
- (3) 授業内容が正規の時間数に収まり切らないために時間割に定められた曜限以外の日時に行う授業という意味での「補講」は、一部の法律基本科目及び一部の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において行われた例がある。2006 年度には、「民法」2 回、「民法」2 回、「刑法」1 回、「刑法」1 回、「公法演習」3 回、「国際取引法」1 回である。これらのうち、「公法演習」3 回が学期 (定期試験) 終了後に任意参加の形で行われたほかは、すべて学期中に行われた。
- (4) 本学では、正規の授業時間とは別に、正規の授業内容の理解を助けるための「補習」の時間を制度として設けることはしていない。なお、専任教員は週 1 回特定の曜限 1 コマを「拡大 OH」として指定し、毎月 1 回はアドバイザーとして担当する学生との懇談を行うとともに、その他の週には、専ら学生の質問に答えたり、あるいは、判例研究、基本書輪読などの形で学生の学習を助ける試みを行っている。「拡大 OH」の内容を具体的にどのようにするかは各教員の判断に委ねられており、この時間を利用して正規の授業時間だけでは理解が不十分な学生のために指導を行うケースもある。しかし、「拡大 OH」に参加する

³⁵ 資料 5-2A 5 頁参照

か否かは完全に学生の自由であり、その利用の有無や利用の仕方によって正規授業の単位取得が左右されることはない。

2. 点検・評価

登録することのできる単位数上限及びその運用に関しては、格別の問題は認められない。なお「拡大OH」の内容が、仮に継続的に正規科目の授業時間不足を補うために用いられ、あるいは正規科目の補足のために出席を事実上義務付けられるようなものになっているとすれば問題であるが、現在は各教員の「拡大OH」の内容、予定は各教員間で公表されており、実際に懸念されるような運用の例はない。

3. 自己評価 合

[理由]履修単位数上限が36単位以下である。

4. 改善計画

特にない。

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

- (1) 2006年度には、シラバスを収録した学生便覧を、新入生には入学時に、在学学生には3月半ばに、それぞれ配布した。2007年度には、学生便覧とシラバスを分離し、シラバスをCD-ROMとして2006年度と同じ時期に配布した。シラバスのフォームには、「講義目的」、「各回の授業内容」、「成績評価方法・基準」、「準備学習等についての具体的な指示」、「教科書・参考文献」、「履修条件」といった項目を設けている(2007年度の場合)。
- (2) シラバスに記載された授業計画と実際の授業が乖離したという事例としては、2005年度に「民事手続法」が予定授業回数内で消化できなかったため、翌年度前期に「執行倒産法」のなかで事実上「民事手続法」の未消化部分をこなさざるを得なかったことがあるが、その他には例はない。各回の授業内容がシラバスと完全には一致しないことが生じるという例はあるが、後に述べる事前のレジュメ配布でカバーされていると思われる。これまで、2005年度ないし2006年度が実質的にみて第1回目の授業であるような場合(2年次科目、3年次科目)には、予定していた授業回数では収まりきれずに補講を行った例、演習の進め方について学生から強い要望があり方法を変更した例、実務科目(弁護士実務や模擬裁判)において学生の反応を見ながら、学生と協議して内容を進め、最終的にシラバスの範囲を網羅する形になったという例があった。これらは、初めての経験であることに加えて学生と相談してのことであり、問題はないと思われる。
- (3) 法科大学院として各科目の教材に特に組織的に工夫を求めるという試みはしていないが、「民事法総合演習」や「刑事法演習」のように、本学教員による独自の教材が作成されている例はある。なお、民事法担当教員はシラバス作成、教材選択に当たって教員間の検討を行っている。その他の分野でも実質的にその種の相談は適宜行われている。
- (4) いずれの科目においても授業時間前にレジュメや「次回の予告内容」(さらに必要に応じて判例等の資料など)を配布して、学生が効果的な予習ができる

ようにしている。従来からレジュメ等を学生がWeb上でダウンロードすることが可能だったが、2007年度からTKC教育支援システムが導入され、レジュメ等のほとんどがこのシステムを通じて提供されている。科目によっては、レジュメのなかにいくつかの設問を用意し、予習と授業を結びつける努力をしている。

2. 点検・評価

シラバスの配布時期は適切と言える。また、シラバスに掲載される項目も妥当である。もっとも、各科目の記載内容をみると、その内容に差があることは否めない。たとえば、「各回ごとの授業内容」をみると、数行にわたり内容が記されているものもあれば、項目だけというものもある。科目による特性からやむを得ないものもあるが、通常の講義科目についてはなるべく詳しくするべきだろう。「成績評価方法・基準」についても、点数や小テストなどの割合まで明示されている場合もあれば、そうでない場合もある。この点については、9・1・1参照。

授業計画については概ね問題はないと思われるが、状況の変化に応じた検討は常に必要であるし、演習科目のように判例の検討や事例研究を行う場合には判例事例の選択や学生の参加の仕方などについて、学生の意見も聞きながらよりよいものにする努力は必要だろう。

教材選択についても、概ね問題はないと思われる。法律基本科目の講義科目においては、絶対と言える教科書がない場合もあり、レジュメ等で補っていくしかない。演習科目の場合、判例や事例等独自に配布する例もあればケース・ブックなどを使用する例もある。法科大学院用教材が新たに出版されている状況もみながら、独自教材の可能性も追求する必要があるだろう。

3. 自己評定 B

[理由]授業準備が質的にも量的にも充実しているが、改善の余地がある。とくにシラバスにおける記載内容については改善の必要性がある。

4. 改善計画

計画として決定されているものはない。FD活動などを通じて議論をし、特にシ

ラバス記載に関しては翌年度分原稿執筆に先立って、組織的に注意を喚起する必要がある。

6 - 1 - 2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 現状と点検・評価

(1) まず、以下の(2)から(10)までにおいて、「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」を含む必修各科目の現状についての各科目担当者自身による点検・評価を記す。

(2) 憲法・行政法

ア 「統治の基本構造」

(ア) 1年次前期という入学直後の科目であるので、制度論を中心にしつつも、解釈論の基礎にもふれ、統治機構の基本と行政法の概観ができるように試みている。

(イ) シラバスと事前配布レジюмеにより授業内容を示しており、達成すべき目標も明確になっていると思われる。毎回冒頭に前回授業内容のチェックテストを行っている(成績には関係なし)。板書ではなく、パソコンに入力した画面をスクリーンに示して、学生の理解に資するようにしている。事前配布レジюмеに記した設問に答えるよう学生に求めることで一方的な授業にならないようにしている。定期試験以外に小テストを2回実施している。

(ウ) 事前配布するレジюмеにはテキストや参考書の該当箇所を明示している。またこのレジюмеには授業中に答えてもらう設問を複数記しており、学生の予習へのメリハリを付けている。授業終了時に補足プリントを配布している。週1回の「拡大OH」を利用して、この科目の受講生のうち特に完全未修者を主たる対象としたフォローアップを行っている。なお、2007年度から、レジюме、補足プリント、チェックテスト及びその解説は、TKC教育支援システムを通じて配布している。

イ 「基本的人権の基礎」

(ア) 人権にまつわる判例学習の比重が高くなり、問題解決のためにどのような手法があるのかに注目するように、授業中に話している。また、前期に

統治の制度論と行政法、とくに行政訴訟を概観したことを前提に、各判例がどのような訴訟であるのかに常に注意するようにしている。

- (イ) シラバスと事前配布レジюмеにより授業内容を示しており、達成すべき目標も明確になっていると思われる。毎回冒頭に前回授業内容のチェックテストを行っている（成績には関係なし）。板書ではなく、パソコンに入力した画面をスクリーンに示して、学生の理解に資するようにしている。事前配布レジюмеに記した設問に答えるよう学生に求めることで一方的な授業にならないようにしている。2005年度と2006年度には定期試験とは別に中間試験を実施した。
- (ウ) 事前配布するレジюмеにはテキストや参考書の該当箇所を明示している。またこのレジюмеには授業中に答えてもらう設問を複数記しており、学生の予習へのメリハリを付けている。授業終了時に補足プリントを配布している。週1回の「拡大OH」を利用して、この科目の受講生のうち特に完全未修者を主たる対象としたフォローアップを行っている。なお、2007年度から、レジюме、補足プリント、チェックテスト及びその解説は、TKC教育支援システムを通じて配布している。

ウ 「法と行政活動」

- (ア) 理論の理解と判例の流れを体系的に習得させるべく授業内容を計画している。教材は、具体的事例に即した問題解決能力を養うべく高木光・稲葉馨『ケースブック行政法〔第3版〕』（弘文堂、2007年）、基本書としては、塩野宏『行政法〔第4版〕』有斐閣、2006年）を推薦し、その徹底的読込みを推奨している。授業は、ほぼテキスト（『ケースブック行政法』）に沿って計画し、各回、基本的事項の確認、判例の流れの概説、重要判例の検討、設問の検討、で構成している。事前に「授業のスキームと予習事項」を示し、「Q」として設問を掲げ、予習を求めている。授業では、できるだけケースに即し、改めて最も適切な問題解決方法を考察するなどして、実務への架橋に留意している。併せて、体系的理解に基づく立論を意識させるよう強調し、行政法理論の存在意義を確認させるよう企図している。

(イ) 各回の授業の目標はシラバスで示し、具体的内容・レベルは「授業のスキーム」として示している。「統治の基本構造」でここまで到達して、「法と行政活動」ではここまで学ぶ、という形にしている。授業の理解度は、中間テスト及びレポートでチェックすることを試みている。ただし、点数や記載内容だけでは必ずしも状況の細かいチェックはできないので、授業のなかで基本的事項の確認を問いを発する形で行うようにし、できるだけ直接に学生の状況をチェックすることを試みている。学生からの質問は、毎回授業終了後！時間程度は続く。ここで学生の理解について一定の情報は得られるが、概ね理解度の高い学生が質問にくるケースが多いと推測される。理解度の低い学生について、どのようにチェックしフォローするかは課題として残っている。そこで、授業のフォローの充実を図るため、2007年度後期から「拡大OH」を開講することとした。これにより、理解の不十分な学生のより正確な把握をし、フォローアップに意を尽くしたいと考えている。双方向、多方向の授業については、レジユメの「Q」を多く設定し、これを端緒に議論を展開することを試みている。しかし、基本的事項の確認に予定時間以上の時間を費やすことが多く、学生との議論、学生相互の議論に十分な時間をあてることが難しい場合が多い。

(ウ) 上記「授業のスキーム」の中に予習事項をQという形で示し、事前に考えてくることを求めている。予習に当たって、基本書の立場を確認させる設問を多く設定するようにしている。応用的な設問についても、糸口となる考え方をヒントの形で示し、基本書で確認させるようにしている。レポートを通じての添削指導は多用したいと考えているが、実際には半期に1度程度にとどまっている。任意のレポート提出は多くあり、これに添削を施すことで提出者の理解が向上していることは確認できている。平成19年度後期からは、「拡大OH」の機会を利用し、事例に即した問題解決の実践的な練習を数多く組み込み、各自の体系的理解の向上を促し、もって「法と行政活動」の内容のより効果的な修得を実現したいと考えている。

エ 「公法演習1」

(ア) 前半の行政訴訟、後半の憲法訴訟ともに、法曹として必要な基本知識

の習得を目標にしている。行政訴訟においては、種々の事件においてどのような訴訟提起が可能なのかを常に意識できよう心がけている。憲法訴訟においても、単なる「論点」としてではなく、一つの事件のなかで位置づけることができればと考えている。

(イ) シラバスと事前配布レジюмеにより授業内容を示しており、達成すべき目標も明確になっていると思われる。事前配布レジюмеに記した設問に答えるよう学生に求めることで一方的な授業にならないようにしている。2 クラスに分けた授業のため、1 年次科目に比べて学生は解答を求められる頻度が増える。また、多様な意見が出るように一つの設問について複数の学生に解答を求める機会を増やしている。毎年、小テスト（中間試験）を3 回行ってきた。

(ウ) 事前配布するレジюмеにはテキストや参考書の該当箇所を明示している。またこのレジюмеには授業中に答えてもらう設問を複数記しており、学生の予習へのメリハリを付けている。「拡大OH」においてこの授業のための特別の時間は設けていないが、学生の質問には適宜答えている。なお、2007 年度から、レジюме等はTKC 教育支援システムを通じて配布している。

オ 「公法演習」

(ア) 2006 年度には、最高裁判例や下級審の裁判例を素材にして、判決の結論とともに理由付け、当事者主張を吟味し、自分が当事者・裁判官であったら他にどのような主張・判決が考えられるか検討した。2007 年度には、自分の主張を論理的な文章にして表現する機会を設けるため、授業の前半に判例検討を行い、後半には、関連する事例について考えられる当事者主張を報告者（3 名）にあらかじめ提出してもらい、全員で検討するようにした。憲法上の問題を中心に扱ったが、行政訴訟の事例の場合には、行政法上の論点にもふれるよう努めた。

(イ) 2006 年度には学生には事前に判例だけを配布し、質問を事前に示さず、自ら読んで考えてくるようしむけたが、学生によって予習の程度に差が生じた。2007 年度には、授業の進行手順とともに判例検討に際しての質問事

項をあらかじめ学生に示すようにした。また、報告者による主張内容は授業の3～4日前には受講者全員にメールで送信している。授業中は前半も後半もなるべく多くの学生を指名するようにしている。

(ウ) 2006年度に比べて2007年度は学生にとって予習しやすくなったと思われる。毎回の授業における報告者の主張には添削をしている。その結果、個々の学生の理解度だけではなく、法的文章作成能力も含めた状況把握と助言が可能になった。授業後に学生の質問に答えられるように時間をとっている。なお、2007年度から、レジュメ等は、TKC教育支援システムを通じて配布している。

(3) 民法

ア 「民法」

(ア) この授業は、法学未修者1年次の学生を対象として、民法総則と物権法（担保物権法を除く）の領域について、体系的理解にもとづく基礎的な知識と基本的な問題解決能力を修得させることを目的としており、そのような目的に照らして、ふさわしい内容の授業になっていると考える。

(イ) 各回の授業で達成すべき目標については、予定の形でシラバスに明示しているほか、予め配布するレジュメの中でより具体的に示している。なお、2007年度からは、電子媒体（TKC教育支援システム）で事前に各回のテーマと予習内容を指示するとともにレジュメを配信しており、その中で各回の目標についても示している。

理解度のチェックに関しては、そのひとつの手がかりとして、レジュメに適宜「Q .」を挿入している。授業では、関連する内容をひととおり説明した後でQ .について質疑応答を行う。その過程で、理解の程度やどこがむずかしかったのか等のチェックを行っている。また、理解度が気になるときは授業終了後にこちらから個別に学生に尋ねることもある。ミニテストは実施していないが、中間試験を実施し、レポートを提出させている。また、「拡大OH」（週1回 任意参加）では、授業の進行にほぼ合わせて、事例問題に即して学生達の理解度を確認している。

映像等の利用に関しては、2006年度は毎回パソコンからプロジェクター

に図や表を投影する時間を持ったが、2007年度は、レジュメに同様の図や表を掲載していることもあり、時間節約を優先して、プロジェクターの利用はほとんど行わなかった。

学生達の積極的な受講態度を維持し、また、考える機会や議論をする機会を設ける趣旨で、毎回、質疑応答を行っている。具体的には、レジュメに、予習で解答を準備しておくべき質問事項として記載した「Q.」(多くは、授業内容の理解を前提にその具体的適用や応用を問うもの)や判例の内容について学生に答えさせ、適宜問いを投げ返して、正確な理解と説得力のある立論ができるよう導いている。また、異なる見解を採る学生の間で相互に議論をさせることもある。もっとも、質疑応答の十分な展開とシラバスに即した進行との両立がむずかしく、昨年度も今年度も、終わり頃の数回の授業ではほとんど質疑応答の時間が取れなかった。授業で取り上げる内容をより精選すること等、今後工夫したい。

(ウ) 予習については、(イ)でも述べたように、電子媒体(TKC教育支援システム)で事前にテーマと予習すべきポイントを指示し、該当箇所のレジュメを配信している。レジュメの中に「Q.」や重要判例等が示されており、学生達はテキストの該当箇所を読んでくるほかに、それらについても準備をして授業に臨むことになっている。

レポートについては、(イ)で述べたように全員に作成させ(1回)、添削や評を付して返却している。理解度のチェックもその趣旨のひとつであるが、必要な情報を検索・収集し、しっかりと自分の頭で考え、注や文章表現も含めて、しっかりした法学のレポートを書けるようにするのがもうひとつの目的である。

また、これも(イ)で述べたとおり、拡大OH(週1回 任意参加)で、授業の進行にほぼ合わせて、事例問題を解くことを通じて知識の確実化と問題解決能力の充実を図っている。

イ 「民法」

(ア) 基本的な知識や思考方法は伝えられたと思っている。

(イ) 各回の授業の目標は事前に講義要綱において明示してある。教科書を指

定しつつ、事前にレジュメを配付し、そこには教科書の理解を深めるために、重要判例の事実をまとめたうえで判決原文を比較的長く引用し、長文を読む中から教科書で扱っているテーマだけでなく関連制度も理解できるようにしている。レジュメには設問を設け、考えながら条文・教科書を読むよう仕向けている。これらの設問について、授業中に質問し、一方的な講義に終始することのないようにしている。

- (ウ) 予習に関しては、できるだけ早い時期に教科書あるいは各自が使っている基本書を通読することをレジュメ及び口頭で指示し、それを前提に授業を行っている。債権総論の授業終了時点で中間テストを行い、それまでにレジュメ及び授業で取り上げた重要項目を短いフレーズあるいは短文で答えさせる形の問題を150問作成し、事前に予告して質問を受け付ける形で個別指導を行い、双方向授業の不足部分を補った。レポートの提出はさせていないが、中間テストの答案を解説とともに返却しており、レポートに代わるものと考えている。

ウ「民法」

- (ア) この授業は、本学法科大学院の2年次生を対象として、担保物権法について、体系的理解にもとづく基礎的な知識と基本的な問題解決能力を修得させることを目的としており、そのような目的に照らして、法曹教育としてふさわしい内容の授業になっていると考える。この法領域の学習にとっては民法の他の領域について一通りの知識を持っているだけではなく法解釈学の素養という点である程度しっかりした足腰を備えている必要があるとの配慮から、本学では担保物権法は2年次科目としているが、それは妥当な配置であったと評価している。

- (イ) 各回の授業で達成すべき目標については、シラバスにテーマの形で示しているほか、予め配布するレジュメの中でより具体的に示している。なお、2007年度からは、電子媒体（TKC教育支援システム）で事前に各回のテーマと予習内容を指示するとともにレジュメを配信しており、その中で各回の目標についても示している。

理解度のチェックに関しては、そのひとつの手がかりとして、レジュメ

に適宜「Q .」を挿入している。授業では、関連する内容をひとつおき説明した後でQ .について、あるいは、適宜その他の質問を投げかけて、質疑応答を行う。その過程で、理解の程度やどこがむずかしかったのか等のチェックを行っている。理解度が気になるときは授業終了後にこちらから個別に学生に尋ねることもある。ミニテストは実施していないが、中間試験を実施し、レポートを提出させている。

映像等の利用に関しては、2006年度は毎回パソコンからプロジェクターに図や表を投影する時間を持ったが、2007年度は、レジюмеに同様の図や表を掲載していることもあり、時間節約を優先して、プロジェクターの利用はほとんど行わなかった。

学生達の積極的な受講態度を維持し、また、考える機会や議論をする機会を設ける趣旨で、解答を準備しておくべき質問事項としてレジюме記載しておいた「Q .」や判例の内容について、あるいは、適宜投げかける質問について、質疑応答を行っている。もっとも、シラバスに即した進行との両立がむずかしく、昨年度も今年度も、終わり頃の数回の授業ではほとんど質疑応答の時間が取れなかった。授業で取り上げる内容をより精選すること等、今後工夫したい。

(ウ) 予習については、(イ)でも述べたように、電子媒体（TKC教育支援システム）で事前にテーマと予習すべきポイントを指示し、該当箇所のレジюмеを配信している。レジюмеの中に、「Q .」や重要判例等が示されており、学生達はテキストの該当箇所を読んでくるほかに、それらについても準備をして授業に望むことになっている。

レポートについては、(イ)で述べたように全員に作成させ、添削や評を付けて返却している。理解度のチェックもその趣旨のひとつであるが、必要な情報を検索・収集し、しっかりと自分の頭で考え、注や文章表現も含めて、しっかりした法学のレポートを書けるようにするのがもうひとつの目的である。

また、2006年度には、後期の拡大OHの時間（週1回 任意参加）に、短答式問題を素材にして知識の確認・整理をしたり、事例問題の答えをその場で書かせて検討を行う時間を設けた。

エ 「民法」(2006年度について)

- (ア) 基本的な知識や思考方法は伝えられたように思っている。
- (イ) 各回の授業の目標は事前に講義要綱において明示してある。中間テストを行ない、答案(又はそのコピー)を学生に返却し、中間テストの解説を配付するなどして進めている。民法と同様に、事前にレジユメを配布している。レジユメに設けた設問について、授業中に質問するなどしている。しかし、伝えなければならない知識の多さから、このような質疑応答の時間が十分にとれず、また、多方向の議論をする余裕もない。
- (ウ) 事前(約1週間前)に配付するレジユメには次回の内容に関連する教科書の頁も明記してあり、予習の指示内容には特に問題がないと思われる。レポートの提出はさせていないが、中間テストの答案を解説とともに返却しており、レポートに代わるものと考えている。

オ 「民法」(2006年度について)

- (ア) 本講義では、民法実体法上の理論的な諸問題はもとより、法科大学院が法曹養成機関であることに鑑み、家事審判法、家事審判規則、人事訴訟法、民事執行法、人身保護法などの手続法との関係にも目配りするように心がけた。ただ、手続法の領域については不案内な領域も多く、さらなる研鑽の必要性を痛感している。
- (イ)a 授業の目標：前述のように、学生の予習のために、事前に、毎回の教科書の該当ページ、判例教材の事件番号を指示しており、概ね、その通りに授業は進行したと思う。
- b 中間テストなど：期末試験以外に、中間テストを行っている。中間テストは知識を問う正誤問題と、解釈や適用の能力を問う論述式の事例問題から構成される。講義前半の部分(親族編)が終了した段階で行っている。講義の途中段階での学生の理解度を把握することは、後半における授業の修正・改善を考えるにあたってもたいへん有意義であると思われる。
- c 映像などの工夫：前述のようなレジユメ教材によって学生の理解を促

している。毎回事前に配布するレジюмеは、文字の羅列ではなく、判例の事実関係を図示したり、さまざまな概念を一覧表にまとめたり、手続の流れをフローチャートにしたりするなどして、より学生の視覚に訴える工夫もしている。また、法律上重要な用語や概念、判例において特に重要と思われる判旨の部分などは、赤や青で（あるいは、ゴシック体で）記載することによって、レジюмеの記載の方法にメリハリをつけるようにしている。

- d 双方向・他方向：本科目は、1年次の科目であり、また、限られた時間でできるだけ範囲全体を説明したいという（個人的な）考えから、講義の大部分は一方的な講義形式の授業となっている。ただし、前述のしたレジюмеの設問（3～4問）については必ず学生に答えてもらうようにしている。計画通りに講義を進行することと、学生とのやりとりに時間を要することとのジレンマに悩むところであるが、より周到な講義計画を準備して、設問以外にももっと学生に問いかけるなど、双方向の授業となるような努力が必要なのかもしれない。
- (ウ) また、学生の予習について、前述のように、事前に、教科書の該当ページ、判例教材の事件番号を指示しているが、毎回の教科書の該当ページ数に大きな差が出たところもあり、学生の予習の負担を考慮して、毎回扱う分量をできるだけ平準化するように、適宜、講義案の再構成も考えていきたい。

カ 「民法演習」

- (ア) 判例を第一審から読むことで、事実関係を整理し、法的问题点を抽出し、法的に構成する訓練や、討論をする訓練がある程度できたと思っている。
- (イ) 各回の授業の目標は、講義要綱にあげたテーマについて判例と学説を調べの中から何を学ぶべきかを概説する形で、初回の授業で示した。また以後の授業で気づいた点を指摘することでさらに明確化した。演習という科目の性格上、中間テストは行わず、講義要綱に示した判例について、その事実の概要や判旨、関連判例、学説等について授業中に報告してもらい、その後、質疑応答を重ねている。2005年度においては破棄判決を素材とし、

上告審側と控訴審側とに分かれて討論した。また、2006年度においては、ケースブックを用い、判例について報告と質疑応答を行うほか、設問について担当教師が質問するなど、それぞれ、双方向・多方向の議論をする機会を設けた。2007年度においては、債権法の主要テーマについて、できるだけ新しい最高裁判決を取り上げ、学生による報告、学生間での質疑応答、担当教員からの質問、あるいは解説を行い、双方向授業になるように工夫した。

- (ウ) 講義要綱に示したテーマについて1回目の授業で、報告担当者を確定し、あわせてオリエンテーションを行ったので、予習の指示内容には特に問題がないと思われる。報告レジュメがいわばレポートのようなものであり、その内容についてのコメントは授業中に教師が行った。

キ 「民法演習」

- (ア) この授業科目は、民法全体についてひとつおりの知識と事例に即した基礎的な法的分析能力を修得していることを前提として、物権法、担保物権法及び債権法中の責任財産の保全に関する法領域について、それをより高度なものとするを目的とする演習科目である。すなわち、専門知識を拡充し深化させるとともに、法的分析能力に関しては、複雑な事例に対処できるだけの応用力と正確な法律構成力を修得させることを目的としている。そのような目的に照らして、法曹養成教育としてふさわしい内容の授業になっているものとする。

- (イ) 授業の計画については予めシラバスに明記しているほか、各回ごとの目標やポイントと予習内容については、事前に教材(2006年度は判例のコピー)とレジュメを配布しており、レジュメの中でより具体的に示している。2007年度は、レジュメについては電子媒体(TKC教育支援システム)で配信する。また、判例の検討を中心とする回は従来どおり判例のコピーを配布し、設例を中心とする回は予め配信するレジュメの中に設例と設問を記載する。

演習科目であるので、考える力や議論する力の養成は最も重要な目標のひとつであり、質疑応答が不可欠の要素である。事前に配布するレジュメ

には、留意すべきポイントとともに「Q .」を記載しており、それらに沿って質疑応答を進める。判例を素材とする場合には、まず、事実関係と判決内容、判例、学説について報告をさせ、それに対する質問や意見を出させ、その後でレジюмеに記載したポイントやQ . について質疑応答を行う。さらに、レジюмеの末尾に掲げた事例問題についても質疑応答を行う。

判例を丹念に検討することには大きな意義と学習効果があるが、報告者とそれ以外の参加者の間に予習段階からかなりの落差が生じ、報告者以外の議論への参加や反応が必ずしもはかばかしくないという事態も生じている。そこで、2007年度は、特に報告者を決めることなく設例を素材として直接質疑応答する方法をも導入することにした。

- (ウ) 予習の仕方については、最初のオリエンテーションの時間に、授業の進め方、成績評価の仕方や注意すべき点と合わせて説明している。参加者は全員、事前に配布・配信する判例のコピーを読み、レジюмеの内容に沿って準備をしていくことになっている。また、報告者は、当該判決の紹介、当該問題に関する判例、学説の状況について、レジюмеを準備し、そのコピーは法科大学院事務室を通じて事前に参加者全員に配布される。仮想設例を素材とする場合にも、レジюмеによって予習の内容が指示される。

期末試験は実施しているが、中間試験や小テストは特に行っていない。レポートに代わるのは、割り当てられた担当部分の報告（報告内容及びそのレジюме）であり、学生達はその準備にかなりの時間とエネルギーを割いている。報告の内容については授業の際に指摘や指導を行う。2007年度に導入する設例形式の演習については、事後的に何人かのグループで模範解答を作成させ、それを他の参加者に配布してコメントする機会を持つ予定である。

ク 「民法演習」

- (ア) この授業科目は、民法全体についてひととおりの知識と事例に即した基礎的な法的分析能力を修得していることを前提として、民法総則と家族法の領域について、それをより高度なものとすることを目的とする演習科目

である。すなわち、専門知識を拡充し深化させるとともに、法的分析能力に関しては、複雑な事例に対処できるだけの応用力と正確な法律構成力を修得させることを目的としている。そのような目的に照らして、法曹養成教育としてふさわしい内容の授業になっているものとする。

- (1) この科目は、二人の教員が毎回共同で担当している。2006年度はいずれも研究者教員であったが、2007年度は、研究者教員と実務家教員がそれぞれの持ち味を生かしながら協力して担当することになっている。

授業の計画については予めシラバスに明記しているほか、各回ごとの目標やポイントと予習内容については、事前に教材(2006年度は判例のコピー)とレジюмеを配布しており、レジюмеの中で具体的に示している。2007年度は、レジюмеについては電子媒体(TKC教育支援システム)で配信する。また、判例の検討を中心とする回は従来どおり判例のコピーを配布し、設例を中心とする回は予め配信するレジюмеの中に設例と設問を記載する。

演習科目であるので、考える力や議論する力の養成は最も重要な目標のひとつであり、質疑応答が不可欠の要素である。事前に配布するレジюмеには、留意すべきポイントとともに「Q .」を記載しており、それらに沿って質疑応答を進める。判例を素材とする場合には、まず、事実関係と判決内容、判例、学説について報告をさせ、それに対する質問や意見を出させ、その後でレジюмеに記載したポイントやQ .について質疑応答を行う。さらに、レジюмеの末尾に掲げた事例問題についても質疑応答を行う。2006年度は、総則部分は設例は各回ごとに1～2問であったが、家族法部分については、関連する裁判例をベースにした5～6行程度の事例問題のほか、テーマに関連する基礎的な知識を問う1～2行の仮設事例問題6～7問という構成であった。

判例を丹念に検討することには大きな意義と学習効果があるが、報告者とそれ以外の参加者の間に予習段階からかなりの落差が生じ、報告者以外の議論への参加や反応が必ずしもはかばかしくないという事態も生じている。そこで、2007年度は、特に報告者を決めることなく設例を素材として直接質疑応答する方法をも導入することにした。

(ウ) 予習の仕方については、最初のオリエンテーションの時間に、授業の進め方、成績評価の仕方や注意すべき点と合わせて説明している。参加者は全員、事前に配布・配信する判例のコピーを読み、レジユメの内容に沿って準備をしていくことになっている。また、報告者は、当該判決の紹介、当該問題に関する判例、学説の状況について、レジユメを準備し、そのコピー事務室を通じて事前に参加者全員に配布される。仮想設例を素材とする場合にも、レジユメによって予習の内容が指示される。

期末試験は実施しているが、中間試験や小テストは特に行っていない。レポートに代わるのは、割り当てられた担当部分の報告（報告内容及びそのレジユメ）であり、学生達はその準備にかなりの時間とエネルギーを割いている。報告の内容については授業の際に指摘や指導を行う。2007年度に導入する設例形式の演習については、事後的に何人かのグループで模範解答を作成させ、それを他の参加者に配布してコメントする機会を持つ予定である。

(4) 商法

ア 「商法」

(ア) 単に法律的な知識を暗記させる授業ではなく、「なぜ、そうなるのか」「どうしてそうなるのか」という、なるべく根元的な問いかけを行う内容の授業を行うことによって法曹養成教育としてふさわしいものにするように努力している。

(イ) (ア)の目的のために、商法の各制度ないし法規制の内容を平板に説明することは避けて、学生に「なぜか」「どうしてか」という問いかけをして、学生が自分の頭で考える時間を少しでも与えた上で、その解答を軸とする授業を行うように努力している。中間テストや小テストで理解度をチェックしているが、小テストの回数は、授業時間の確保のために少なかった。商法は講義科目であり、レクチャー方式中心のため、議論はあまり行わなかった。

(ウ) 学生の立場から考えれば、予習の指示内容の適切さが十分であったかどうかは疑問である。中間テスト・期末テストの論文試験の答えは添削して

返還した。

イ 「商法演習」

- (ア) 採用したテキストが、判例及び事例問題を中心とするものであり、事前に予習した上で、全員で議論して妥当な結論を探ることが授業内容であり、法曹養成に役立つ内容になっていると思う。
- (イ) 各回の授業で達成すべき目標は事前に明確に示していない。テキストを予習し、授業において、学生が各自で用意した答と教師及び多数の学生が用意した解答との違いを知り、最後に、教師の全体的なコメントを聞くことによって、各回の授業で達成すべき目標は自然に理解できればよいと考えたためである。3回の課題レポートによって、理解度をチェックしながら授業を行った。
- (ウ) テキストを予習することが前提になっているが、予習の範囲を明確に指示しないことにつき、学生から苦情が出た。しかし、演習の進行する範囲を完全に予測できず、活発な議論が出たときは無理に進行することは避けるべきと考え、また多い目に予習させることも学生のためになると考え、次回の授業の進行予定の範囲を明確には指示しなかった。3回のレポートは添削して返還した。

(5) 民事訴訟法

ア 「民事手続法」

- (ア) 1年次の必修科目のため、初めて法律学を学ぶ学生もあり、初学者が慣れることができるように配慮している。具体的には、初学者向けと半既修者向けを概ね7：3程度に力点を配分し、法学部の3年次後期頃の学力から修士課程1年次修了時のレベルに全員が到達できることを目標にすること、を冒頭に話して、授業に対する自覚を促すようにしている。1年次の授業科目として、基礎をしっかりと理解し、2年次以上の演習や実務諸科目で積み上げていくことを期待している。実務における応用的な問題も基礎がしっかりとできていなければ対応できず、新司法試験では小手先の小器用な試験勉強では対応できないと考えるから。

- (イ) 中間テストを実施。問題の解説と講評を行い、答案をもう一度書き直して提出するよう求め、個別に添削講評を行った。小テストは2回実施。学期末試験においても答案にコメントと適宜添削を行い、翌年度の講義の冒頭で問題の解説と答案に見られる問題点を指摘した。毎回、黒板に当事者の関係図、事案の時間の経過等を描いて説明の補助に利用した。講義全体の2割程度を多方向の質疑を交えるように心がけている。
- (ウ) 予習については冒頭に説明済み。次回の授業で取り扱う範囲を示し、試験の解答について講評、添削、個別指導によって、理解の完全を期している。

イ 「民事手続法演習」

- (ア) 『ロースクール民事訴訟法』中、15講分を選んで、各ユニットの事案と問題点についての2名による報告とフロアからの質疑によって進行させた。法曹養成教育の中核をなすものとして最も重視した。また、学生の学力の伸長が最も期待できる科目である。
- (イ) 達成すべき目標は事前に明確に示した。各回のユニットの設例中の当事者の関係図と時系列に沿った事案の経過、争点に関する当事者の主張を整理した表の提出を、毎週、全員に義務付け、全体をレポートとして扱った。報告者から報告について事前に相談を受けたときに個別指導をした。報告者作成のレジюме中の図を利用して、補充的に黒板に図示して説明した。
- (ウ) 取り上げる項目と報告担当者の事前の決定、演習の実施、課題の提出、課題へのコメント、報告者への個別指導、学期末試験、答案へのコメントないし添削など、質量ともに充実したものであった。

(6) 民事法の総合科目

ア 「民事法総合演習」

- (ア) 教員が作成した事例問題を、学生各自が読んで考え、法的问题点を抽出し、法的に構成する訓練や、答案作成の訓練、及び出題内容についての討論をする訓練ができた。いずれも法曹養成教育として相応しい内容であると自負している。

(イ) 各回の授業の目標は事前に講義要綱において明示してある。

2005年度においては、受講生が4名であったため、事前に学生に配付した事例問題を解かせて答案を全員に事前に提出してもらい、それに教師が目を通して、授業当日はそれら答案及び問題点について全員で討論を行ったり教員が解説を行うという形式で進めたので、学生の到達度確認にしても双方向・多方向の議論にしても充分に行えた。

2006年度においては、受講生が約50名と多くに上ったので、授業当日にやはり教員が作成した事例問題を学生に配付し、その場で各自に解かせて答案を作成提出させ、それに教員が目を通し適宜添削を行ったものを翌週に返却し、翌週の講義において、教員による解説や、全員での討論を行うというやり方を取った。これにより問題を自分で考える訓練、答案作成の訓練、議論をする能力涵養、各学生の到達度の把握や双方向多方向議論、いずれも充分に行えたと考えている。

(ウ) シラバス記載の他、第1回の授業前にオリエンテーション、及び各授業の終わりに「次回」についての予告等を行ったので、予習の指示内容には特に問題がないと思われる。

また上記のとおり各自の作成提出する答案（これがレポートの代わりとなる）について、その添削において教員から各人へのコメントやメッセージを伝え、さらに全体に対しては翌週の授業において教員がコメントを行い、また優秀な答案について毎週選んではそのコピーを全員に配布して参考に供し、さらには講義の内外で、随時学生からの質問にも応じた。以上より履修指導についても充実していたと考えている。

イ 「民事法総合演習」

(ア) 15回分の授業中、7回分は商法の研究者教員と実務家教員が担当し、専ら会社法の演習に充てた。判例及び事例問題を通じて、会社法の規定及び理論が現実の問題とどのように関わるのか、あるいは現実の問題解決に会社法がどのように機能しているかを考察することは、法曹養成教育としてふさわしい内容の授業と考えた。残りは民事訴訟法の研究者教員と実務家教員が担当した。

(イ)a (前半)判例及び事例問題を並べたテキストを使用したので、予習を十分にすれば、各回の授業で達成すべき目標は自然に理解できると考えた。多方向の議論は不十分であったが、双方向の議論は相当程度、行ったと思う。授業時間の制約のために、中間テストや小テストは実施しなかったが、授業終了時に、いくつかの問題についての長文のレポートを課し、授業評価の参考にした。

b (後半)2006年度は、実務家教員作成の演習問題を事前に配布し、担当の報告者の報告をもとに、報告者その他の参加者間の質疑の形で行い、教員は司会者役を務めた。演習問題は訴状の要点を箇条書きにした形のもので、その記述から事案を再構成させ、設問に対する解答をさせる形式のものである。参加者は3年次で相当理解が進んでいるのため研究会に似た雰囲気で行った。報告者はレジюмеを用意して全員に配布した。レジюмеは問題の理解に大いに役立った。記述の不備は演習の際に指摘した。

2007年度は、前年度の演習で取りあげたテキストのユニット以外のユニットを取りあげ、設例の概要、設問の解答について、参加者をアト・ランダムに指名した。民法などの関連問題も不意打ちを喰らわすような形で質問し、問題の多方面な観方、柔軟な対応ができることを期待した。なお、前年度の演習におけると同様、毎週、当事者の関係図、事案の経過、争点について当事者の主張を対比した表の作成と提出を義務付けた。

(ウ)a (前半)テキストの中の採りあげる問題を予め指示したので、予習の指示内容は明確であったと思う。授業終了後、課題についてのレポートを提出させ、添削して返還した。

b (後半)(イ)b に記した通り。

(7) 刑法

ア 「刑法」

(ア) 学部講義との差を意識し、判例を中心とした実務状況を基本にすえ、前提事実関係を十分に認識させた上で理論的説明を行っている。また、1

年次科目であることを意識し、法律実務での実践的手段たる刑法理論の用い方を訓練する（2年次刑事法演習の課題）前提として、手段としての刑法理論を修得する点に力点を置き、理論を用いたアウトプットではなく、理論のインプットを目指している。内容的は法曹養成教育の最初の段階の講義として適切なものであると思料する。

- (イ) 授業目標として、3年間のカリキュラムの中で上記のような位置づけにあり、従って、成績評価も、単に自説の展開能力でなく、他説の主張の理解や判例の概況への言及も要求することを告知している。毎回各単元の復習のため、ミニプリントを配布し、次回講義時に解答を示している。また、理解度チェックのため、中間確認テストを行い、成績不振者には勉強法も含めた解説指導を行っており、理解度チェックは充分と思われる。映像利用・双方向授業等は時間的に困難であるが、1年次のこの段階ではその必要も感じていない（2年次の演習では大幅に採り入れている）。
- (ウ) 予習等の便宜のため、予め毎回毎の授業内容をシラバスに掲載し、第1回の講義時に日にちまで特定したタイムテーブルを配布している。第1回講義開始前から、前年度のレジユメのファイルを学内ネットに載せ、当該講義毎の改訂版は前回講義日にネットに載せている。

イ 「刑法」

「刑法」と同様である。

ウ 「刑事法演習」

- (ア) 1年次科目である刑法と異なり、「理論から実践への入り口の通過」と位置づけ、実体刑法についての1年次の理論的学習の仕上げとして、刑法の事例問題についての分析・論述の訓練、後期以降に設定されている刑事法実践科目への架橋として、手続的側面（特に認定の問題）をも考慮した初歩的な実践的応用力の育成、を目的とすることをシラバスで明記し、かつ第1回講義でも説明している。今のところ適切な内容になっていると自負している。
- (イ) 演習方式であり、それぞれの事例の論点を見出すことも課題の一つであ

るため、事前に達成目標は示すことはできない。その代わりに各報告・討議の終了後に、各単元での教員の狙いを明らかにする解題のプリントを配布して解説している。また、全体のプログラムや各講義日毎の内容は、第1回講義時にプリントを配布し、説明している。常に双方向・多方向の議論を行い、映像教材も多用している。

- (ウ) 次回報告予定者には、研究室にてサブゼミをさせアドバイスしている。また報告用のレジюмеを除くレポート等の提出物はすべて採点・添削して返却している。

(8) 刑事訴訟法

「刑事訴訟法」

- (ア) 刑事系の科目は他に多く設置されており、その意味では、本授業は法曹としての基礎を形成するために、刑事司法制度についての基礎的・基本的理解を修得してもらうことを目標としている。

- (イ) シラバスと事前に配布しているレジюме(使用するテキストの内容をまとめたもので、A判で103頁)そして各回において次回の範囲を再確認していることによって授業内容は明確になっているものとする。單元ごとにその範囲から出題する小テストを実施し、簡単なコメントとともに学生に返却している(2007年度は4回と中間テストを実施した)。

刑事訴訟法という性格上実務で用いられている「道具」(例えば各種令状や判決書等)や統計資料も参照できれば理解が容易になると考え、これらの「道具」のモデルをコピーした資料(A3版で11頁)も事前に配布して、授業の際に適宜参照してもらっている。重要な箇所においては、学生に次回までに考えておくように一定の問題を指示し、次回において考えたところを述べてもらうように試みている(ただし、その回数は必ずしも多くないので、今後はこの点を充実させたいと考えている)。

- (ウ) 上記(イ)で示したレジюмеは、基本的にはテキストの要点をまとめたものであるが、参照すべき判例や他の論文・資料をも指示している。また、補足すべき事項が生じた場合には、適宜追加資料を作成して配布している。レポートは提出させていないが、上記小テストや中間試験の(若干のコメント)

トを付したうえで)返却によってその機能の一部は果たしているもの
と考える。

(9) 刑事法の総合科目

ア 「刑事法総合演習」

(ア) 事件の発生から初動捜査、事件送致、勾留請求、勾留後の捜査、勾留
延長、公判請求、各公判期日における手続、判決という一連の流れを物語
形式にした事例研究教材を用い、論点的な議論に加え、事実認定とか手続
上の要件の検討といった実務的に要請される事項に重点をシフトさせた
授業を行った。

(イ) 事例の検討においては、あらかじめ設問を提示しておいたが、各設問に
は必ずしも正解があるわけではなく、裁判官、弁護士、検察官それぞれの
立場から、その職責を果たすためにはどのような活動が求められるのかと
いうことを自由な発想で考えてもらい、意見の発表や質問を出してもらっ
た。

(ウ) 事例の内容(43 ページ)を読んでおくことと、設問について自分なり
の意見が持てるように準備しておくことを指示した。

イ 「刑事法総合演習」

(ア) 実際に発生した事件を題材にして作成された事件記録教材を使用し、
捜査記録・裁判記録がどのようなものを理解してもらうとともに、証拠
としての価値をどう評価するか、証拠から認定できる事実はどういった内
容か、というような刑事実務への架橋における最終段階の授業を実施した。

(イ) 検討すべき事項を指摘すると、学生間で活発な議論が展開された。現
実に生じうる事件において、刑事訴訟法理論がどのような帰結をもたらす
のかを具体的にイメージできるようになっていったように感じられた。

(ウ) 特に予習を指示していなかったが、それぞれの学生が関連判例を調べる
など、自発的に準備をしてくれた。

(10) 法律実務基礎科目

ア 「民事訴訟実務の基礎」

- (ア) 2006年度までについては、司法研修所教官の経験を生かして、そのような授業を実施しているつもりであると担当者は述べている。2007年度は担当者が代わり、また、後期に実施されるので、この報告書には記載されていない。
- (イ) 2006年度までの担当者からは、特記すべきものはないとの回答である。
- (ウ) 2006年度までの担当者からは、特記すべきものはないとの回答である。

イ 「刑事訴訟実務の基礎」

- (ア) 刑事訴訟法の理論が刑事実務ではどのような場面で生かされているかという観点から、演習問題の検討を行い、教科書の観念的理解から実務上の実践への橋渡しを図った。
- (イ) 基本的にはすべての学生に対し自発的な発言を求めたが、発言がない場合には、当該演習問題のレポート担当者に発言を求めた。理解の整理に役立てるため、表やチャート図を板書した。
- (ウ) 各授業では2問の演習問題を検討したが、各演習問題につき3名のレポート担当者をあらかじめ指名し、提出されたレポートをたたき台として授業を進めた。

ウ 「法曹倫理」

- (ア) とにかくまずは、「法曹には、法律上、このような倫理性が要求されるのだ」という、これまでおそらく皆が考えたことのない問題について、学生全員に、(テキスト等、講義の範囲を事前指定して予習させ予備知識を持たせた上で)授業の場で現実のケース事例問題(教員が自らの経験などから作成したもの)について、弁護士法や弁護士職務基本規程に基づきながら、「自分がこの場の弁護士だったらどうすべきか」を自分のこととして考えさせる、それにより法曹倫理についての理解を現実的に深めさせる、ことを実践したいと考えた。そのような各人への現実的な「体験・意識づけ・気づき」を持たせることが、法曹養成という目的上、この初歩の段階では一番重要なことなのである(より細かい具体的な知識やノウハウなどは、

後々各人が法曹として学習し体験して培っていけばよいことである。

- (イ)a 2005 年度後期にはじめて実施。必修科目であるが、この年の受講者は既修者の 4 名のみ。成立したばかりの「弁護士職務規程」を、全員に配布。毎週の授業に六法持参指示。読んでおくべき弁護士法の条文や職務規程の条文を予め指示。毎週、弁護士法や職務規程との関係で考えられるべき、教員が作成した問題(例えば双方代理についての規制、また例えば相手方からの利益供与禁止について、等の諸問題に関する事例問題)を授業開始時に配布し、約 20 分程度、各自で考える時間を与える。その後、小問毎に、ひとりの学生を指名して解答を述べさせ、それをたたき台にして、全員で自由に意見を出し合って討論を行い、またその中で教員が自分の見解や体験談などを述べる、という方法を基本として行った。法曹倫理のケースブック上問題とされるような事項は、ひととおり網羅して討議出来たと思う。期末試験として、やはり上記のような倫理規制に関連する問題を出題した。

以上のように、2005 年度は受講者が僅か 4 名と少なかったために各自の考えを述べたり討論する時間が充分にあったため、上記のような完全ゼミ形式の方法を取り、必要な文献などはその都度教員から指定したりコピーして配布するなど足りたので、特にテキスト指定はしなかった(図書館から各自で借り出したりしていたようである)。

なお「外部講師招聘授業」については後述のとおり。

- b 2006 年度(後期・3 年次)については、受講者数が約 45 名となったため授業内容も大幅に変更した。必携テキスト(あえて「やさしいケース検討形式」でない、もっぱら理論的な「固い)内容のもの)を指定し、毎回の授業の事前に、該当箇所を読んでくるとともに弁護士法や弁護士職務規程を調べてくるよう指示した上、講義当日は、当該箇所について、教員が作成したオリジナルの事例問題を配布して答案を書いて提出させる、又は上記のような事例問題を授業当日の冒頭で与えて各自に例えば 20 分間程度時間を与えて考えさせ、その後教員が学生を指名して解答や意見を述べさせる、もちろん自由討論ができればそれを行う、また教員自身の意見を述べたり解説を行う、という方法を取った。

なお予習不足などで答案の出来が悪かった学生については、特に指定して再テストを課したりもした。

- c カリキュラムが改変されて該当年次を1年次前期とした2007年度からも、基本的には上記2006年度と同様のテキスト指定及び授業内容としたが、前年のアンケート結果などから、「答案提出」方式よりもむしろ「討論方式」の方がより好評かつ上記講義の目的にふさわしいと思われたため、今年度はもうテストは行わず、かつ事例問題も事前に開示して予習の対象として、講義では徹底したソクラティックメソッドを採用した。具体的には教室内にワイヤレスマイクを2本配布し、教員から問題を提示し、これに対して学生がマイクを使って自分の席から答える、さらにそれに対して教員がまた他の学生に意見を求めたり自らの意見や解説を提示したりする、という方法を繰り返した。また、(単に「順番に」マイクを回すのではなく)『問いにきちんと答えた学生には、次の解答者たる学生を指名する「権利」が与えられる(どこの誰でもよいので強制的に指名できる)』という、ちょっと遊び心の加わった「ルール」を策定実施したところ、教室内の雰囲気は、「いつどこからマイクが飛んでくるかわからない」という、緊張しつつも楽しいものになった。

さらに、弁護士の実際の仕事に対する具体的なイメージなどを持たせることが有用であると考えて、当該講義のテーマに関係する教員自身の体験談を織り交ぜたり、弁護士法や職務規程の解釈適用あてはめを行いながら法解釈の基本を学んだりといったバリエーションも適宜加えてみた。今年の1年次は学生数が約70人と多数であったが、上記のような工夫により、真剣な中にも楽しい雰囲気で授業が行えたと考えている。

なお上記カリキュラム改変に伴う経過措置として、上記と同様の方法での授業を、3年次についても実施した。こちらの方は、対象が3年次であるだけに、上記1年次向けに比べて、より理論的かつ実践的で深みのある授業内容になったと感じている。

- d 外部講師招聘について

2005年度は、家庭裁判所調査官(川元満郎氏)、地方裁判所書記官(佐藤一理氏)、学内の専門の心理カウンセラー(本山智敬氏)の3人の方々

に、特別講師としてお招きし、ちょうど1ヶ月に1度の割合で、授業時間を使って自由にお話をしていただいた。上記講師を選んだ理由は、実務法曹はまず話を聴くことが上手でなければならないという持論から、話を聴くことの大切さや技術を本山カウンセラーや川元調査官から学び、これに加えて司法の現場で隣接職種として働く立場からの体験に基づく、期待される実務法曹像などを、同調査官や佐藤書記官の講義から学べればと考えたからである。結果として、学生にとっては初めて接する職種の方ばかりであり、第一線で活躍中の各講師による、生の体験談に基づく授業は、どれも刺激的でよい経験になったようで、アンケートでも好評であった。

このため、続く2006年、2007年についても、同様に外部講師招聘授業を行い、いずれも大変学生に好評であった。特に調査官やカウンセラーといった「人間の心理」のプロフェッショナルのお話を聴けることは、実務法曹にとって、法律知識のみならず「人の話を聴く・人の心理に精通する」といったことがどれだけ重要かを身をもって体験することとなり、本学の教育目標である「人の心の痛みがわかる実務法曹の養成」に、まさに直接的にわかりやすくアプローチできたものと自負している。

プロパーな講義内容についての時間配分を工夫しつつ、学生の見聞を広めまたモチベーションを高めるなどの目的のために、上記のような外部講師の招聘の範囲対象をもう少し広げられないかと考えている。

e 裁判官倫理・検察官倫理について

なお裁判官倫理と検察官倫理については、前者のうち民事・家事系に関しては各授業の中で（弁護士が裁判官と関わる場面などにおいて）随時触れるようにし、同刑事系及び後者については、特に刑事弁護倫理の授業の中で重点的に同時並行的に扱った。さらに2007年度前期の3年次の授業では、その刑事弁護倫理の授業に元検察官の実務家教員の応援参加を得て、元検察官としての立場からのより直裁で具体的な内容の講義を行うことができた。

(11) 以上の記述からわかるように、個別項目ごとに差はあるものの、各教員と

も「適切な授業」を行うべく努めて来たと言える。もっとも、残念ながら、ごく一部の例外として自らの科目の点検評価自体が不適切と思われるものがある（「民事訴訟実務の基礎」）が、2007年度から担当者が交替し、この科目についての不十分さは解消されると思われる。

双方向・多方向の授業になるような工夫として、とくに講義科目においては事前の質問の設定やマイクを出席者に回すなどなされている。これらはそれなりに効果を発揮しており、さらに種々の工夫をすることが望まれよう。演習科目においては、報告者を指定して報告をさせる場合が多いが、報告者以外の出席者の参加をどのように促すかという問題がある。この点について、2007年度から報告者以外への直接質問という形式で改善が試みられる科目がある（「民法演習」など）。

レポートについては、必ずしもすべての科目で採用していない。書く力の鍛錬のためにレポートは有効でありうるが、その実施の仕方（本当に自分の力で書いているか否かの確認）は成績評価の基準と関連し、研究が必要である。中間試験との優劣も含めて今後の検討課題である。

レポート以外に知識のチェックのためのテストなど試みられているが、一部の科目にとどまっている。

出席については、必修科目においては多くても50名規模の授業であり、座席指定制をとっていることもあり、出欠の確認は容易である。ただし、実際の出席の取り方及び記録方法については、各教員に任されている（9・1・2(4)）。

その他の授業における工夫として、一部の科目でプロジェクターの利用がなされている。

1年次科目については、法律基本科目におけるレジュメやプリントの用意、「法曹倫理」における解釈論への入門的要素の導入など工夫されているが、とくに法律基本科目については現状で十分かの検討が必要であろう。

フォローアップの体制としては、「拡大OH」及びその他の時間を利用して各教員により様々の形でなされている。

2. 自己評定 B

[理由]授業は、質的・量的にみて充実していると言えるが、なお改善の余地があ

る。レポートの扱いなど、科目間である程度の統一した取扱いの必要がないか検討すべきものがある。また、個々の教員の工夫を全体のものにすることも必要である。

3. 改善計画

FD活動などを通じて教員間の議論を促進する。

6 - 2 - 1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 当初は理論教育とは、従前から大学法学部でなされていた教育と基本的には異なるものと理解から出発した。そのため、開学準備の段階から、実務教育とは何なのか。その架橋とはどういうことなのかについて、実務家教員から折に触れて話をしてきた。

(2) 開学準備段階及び開学後1年頃までは、抽象的な議論ではあるが、実務教育について次のような共通認識があった。

すなわち、法律を理論的・体系的に学び理解をしたとしても、その法律を使って、法律相談者に対して解決策を示したり、的確なアドバイスをする能力を有するには至らない。法律を学ぶことと、その法律を使って、物事を解決していく能力との間には、かなりの開きがあって、これを埋めていくというか、その能力を備えさせていくことが、実務教育である、と。

開学当初は、実務家教員によって実務教育がなされ、研究家教員によって、理論教育がなされているという状況にあったが、徐々に、研究家教員と実務家教員との合同授業や、民事系、刑事系別の担当教員同士のコミュニケーションを通じ、相互理解が進んだ事で、めざすべき架橋というものが、かなり具体的にになりつつある。

(3) 必要なのは、第一に、法律(六法)を使って事案を実体法的なレベルで解決する能力を身に付けさせること。民法を例にとって説明すれば、法律行為・意思表示・虚偽表示・第三者保護規定・94条2項の類推適用・その判例という学習をして、それぞれの意味内容を知識として身に付けるだけでは使えない。その知識に加えて、民法94条が設けられた趣旨、その趣旨から導かれた法律要件の意味を自分の頭で考え抜くこと。これがもっとも大切な事であると考えている。これを日常的に繰り返させることによって、法律的な思考能力が身につくと同時に、似通った利益対立状況にその条文を使って解決が図れるのではないかという柔軟な発想が生まれることが期待できるからである。

(4) そのような意味で、1年次、2年次前期に集中している法律基本科目におい

ても、科目間による相違はあるが、常に具体的な事案を課題としてあるいはサンプルとして与え、その解決のためにどの条文がどのように使われているのかという視点を大切にしながら、授業に取り組んでいる。たとえば、とりわけ判例学習の際に、判旨だけを追うのではなく、常にどのような事実に対してどのような主張を伴ったどのような訴えが提起されたのかを重視することがあげられよう。それによって、学生だけではなく研究者教員も、判旨の一部だけを切り取って批評をしていた姿勢をあらため、事件全体から判例をみる視点が得られるのであって、理論教育そのものへの反省の機会となる。

- (5) 実体法的な解決が想定できても、現実の場面で、それをいかなる手段で望まれる結果を実現するかは、全く別の問題である。これについては、実務家になってからの経験によって身に付ける面が多いことは否定できないが、法科大学院においても問題解決のための求められるものは何かを常に考えていく姿勢が求められよう。

2年次後期からは、法律基本科目において養成されてきた理論的な法律知識と考え方を基にして、それをより実践的に的確に使いこなすことができるよう、繰り返し、具体的な事件を題材にして、その解決能力を高めるような授業を行っている。具体的には、民事法系（とくに「民事法総合演習」）においては、実務家教員と研究家教員とが共同で作成した実務的な問題を学生に検討させ、自分なりの解決策を起案させ、その講評をする中で、各自の解決策について適否について考えさせる事、また、他人の解決策についての批判能力、理解能力を高めるよう工夫するなど、その場で考えさせる授業を行う事を目指している。

刑事法系（「刑事訴訟実務の基礎」、2006年度までの「刑事法総合演習」）においても、元検察官実務家教員・弁護士実務家教員が授業の各半分を分担し、捜査・公判を通じて、検察側からの視点、弁護側からの視点、裁判所としての視点という複合的な視点を持ちながら、事案を見つめ、その事案の中から、客観的事実のみを抽出し、その中から、構成要件的に意味のある事実を的確に捉えて、構成要件事実として把握し、そのあてはめを繰り返し行わせることによって、刑事実体法をいわゆる道具として使いこなせるように訓練をしている。刑事法系においては、いわゆる共同授業は行っていないものの、情報交換は密に行っており、1年次、2年次前期において、その後の訓練に耐えうるだけの

情報と思考能力を身に付けさせることを念頭において、授業を組み立てているほか、1年次の段階で判決起案の機会を設けるなど、早い段階で実務的な課題に取り組みさせるように工夫している。

また、特別刑法は、研究者教員が担当しているが、3年次後期ということもあって、実務的な授業がなされている。

- (6) 一般的に紛争の法的処理においては、内容証明郵便等を利用した請求から、裁判外での交渉、裁判所外での各種ADRの利用、調停、審判、訴訟等の段階があるのであり、解決のために利用可能な手段とその効用・長短を示しておくことは重要である。これらについてもいわゆる実務科目、総合演習科目の中で、適宜、説明するようにしている。

2. 点検・評価

- (1) 民法系にあっては、前述のように、総合演習科目について研究家教員と実務家教員による共同授業が実施されているほか、民事訴訟実務教育においても、対学生との関係で納得を得られる体制と教育内容になっているものと考えている。

刑法系にあっては、同様の体制は、採用していないものの、分野別FD的な集まりを年に2度ほど持っているほか、既修者認定試験、サンプル問題、プレテスト、新司法試験問題等の検討の過程で議論を重ね、理論の問題と事案解決のための思考パターンの確認作業、実務的観点から見た解決の実際というところも含めて、常に議論をしているところであり、それは、理論教育・実務教育のそれぞれの中で生かされているものと思われる

公法系については、必ずしも実務家による実務教育という体制は取られていないものの、教員全員によるFD、進級判定会議、合格者判定会議等の機会を通じて、理論的な学習の中で身に付けたものを、具体的事件の中でどう使うかという視点で総合演習等を行っているほか、2007年度4月からは、訟務検事として行政訴訟の当事者の経験含む裁判官歴18年の実務経験を持つ2006年4月登録の弁護士を実務家教員として迎えるなど、公法系の実務家による教育の一定の強化を進める予定である。

なお、今年度開講された「法律相談」に研究者教員が同席する機会が得られ

た。

- (2) このように、理論教育と実務教育の架橋をめざした授業とそのための試みがなされてきているが、なお検討すべき事柄もある。

たしかに、一部の科目における実務家と研究者の共同授業などの試みによって開設当初より理論教育と実務教育の架橋についての教員間の理解は深まっているが、それをより一層進めるために、共同授業の成果を検討する、あるいは、法律基本科目において架橋のために具体的にどのような試みが可能か検討するなど、実務家教員と研究者教員との共同の研究の場があることが望ましいであろう。また、本学では臨床科目の数は多くはない。この点は教員定数の問題とも絡むので簡単には解決できない状況にあることは否定できないが、臨床科目の充実をめざすことによって理論と実務の架橋への刺激とすることができれば、より望ましいであろう。

3. 自己評価 B

[理由]理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が質的量的に充実しているといえるが、改善の余地もある。

4. 改善計画

実務家教員と研究者教員による共同研究と議論を促進する。

6 - 2 - 2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

(1) 当法科大学院では、模擬裁判、弁護士実務及び臨時開講科目ながら 2007 年度には法律相談といった科目をいわゆる臨床科目として位置づけている。以下に、各科目について報告する。

(2) 模擬裁判

ア 実際の事件記録を匿名化して教材とする。学生を原告側と被告側に分ける、教員が裁判官役となる。(2005 年度は受講者 4 人だったので 2 人ずつ、2006 年度は受講者 18 人だったので 3 人ずつの 6 人で 1 班、合計 3 班。)

「依頼者からの聞き取り書き」と、証拠書類となる資料を双方に配布。学生は、相手方がどのような内容の聞き取り書きや証拠書類を持っているか、お互いに分からない状態で(自分たち側に配布された資料だけを見ながら)まず原告が訴状を作成提出、これに対して被告が答弁書を作成提出する。そこで教員が裁判官として第 1 回口頭弁論期日を指定開催し、双方書面陳述、その後弁論準備手続きに付し、双方から準備書面や書証を提出させて、争点整理を行う。各班での争点(各班でそれぞれ異なって来る)確定後、人証役を各班原告側被告側ひとりずつ決めて、証拠調べ(交互尋問)を実施する。2006 年度は、3 班でそれぞれ主張・争点が変わり、その結果尋問もまた違った内容となるので、お互いに傍聴させた。最終的に、交互尋問で弁論終結、判決の代わりに各自レポートを書いて、それぞれの主張がどの証拠の有無から認定できるかできないか、その結果、判決はとなると予想できるのかを明らかにする。また、以上の進行の過程で、学生は常に六法を携帯しておき、教員が適宜、「裁判の進行」を中断して、民訴法及び民訴規則上の根拠条文や注意点などを話して条文読みを行う。普段なかなか見ない証拠法上の条文・規則、特に尋問(異議の対象となるような質問)に関する民訴規則などは新鮮であったようである。手続きに主体的に関わることで全体により、及び、上記のような条文読みなど民訴法の純粋な勉強の時間としての意義も持たせて、全体として民訴法の理解が深まること(弁論準備の席上等で、「求釈明」などの形で「事件」に関係しつつ民事訴訟の実務や理論的根拠についての質問が

出されることもしばしばであった) 及び、研修所や実務修習で行うような事実認定や交互尋問の練習ができたこと、は有意義であったと考える。

イ 学生の反応としては、もっと「やり方」を詳しく教えてほしいという意見が匿名で来たことがあった。しかし、自分たちで考えながら作って進めて行くからこそおもしろいしまた勉強にもなると考えているので、手取り足取りの指導は、かえってマイナスであると判断している。

また、準備書面作成等の準備に時間がかかり過ぎるとの意見もあったが、なればこそ「開廷日」を2週に1回にして(その間の1回は休講とする)時間を与えており、現にある資料からどのような実体法上の主張を組み立てて主張すべきかを班内(わずか3人である)で議論検討することで勉強が進むはずであるし、時間をどの程度かけるかはその班内で予め打ち合わせて決めれば済むことである。その旨説明して理解を得ている。

一部学生からは、「試験の役に立たない」と言わんばかりの近視眼的な浅はかな意見もあったが、上記のように実際には本人の工夫次第でいくらかでも民法の勉強の「役に立てられる」はずであるし、そのような学生には、「そんなことで本当に弁護士になれるか!」と怒りつけないような心境であった。

ウ 以上の方法の問題点としては、実際に使用する記録について、教材としてふさわしいものが限られてくるため、どうしても毎年同じものの使い回しになること。「聞き取り書き」にない事項について相手方から当事者照会や反対尋問がなされた場合の対応が区々になってしまうなど難しい点がある。

今後、学生がより緻密に主張立証の準備ができるように、「聞き取り書き」や書証となる配付資料の内容について、よりディテイルを充実させたい。また、尋問の内容・巧拙などについて、全員で講評したり意見交換したりする時間を設けたい。

エ 2007年度は、刑事模擬裁判を実施した。

取り上げた事例は、殺人の故意及び責任能力が争点となる殺人未遂被告事件であった。受講生は合計23人で、被告人役、被害者役及び目撃者役が各1人、裁判官役が6人、検察官役が10人、弁護士役が4人とし、冒頭手続きから判決の宣告まで、6回の公判期日が開かれることを想定して模擬裁判を進めた。

各公判期日において裁判長役、検察官役及び弁護士役が発言する内容は、教員がシナリオともいうべき「発言要旨」を作成しており、それにしたがって発言すれば裁判が進行できるように配慮した。

その中で、冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨及び判決書は、それぞれの担当学生に起案させたほか、要旨の告知の内容、証人尋問及び被告人質問における尋問事項、異議の申立等については、学生の準備と判断に委ねた。

(3) 弁護士実務

ア 2005 年度

(ア) 2005 年度は、刑事実務担当教員が弁護士実務を担当、受講者が 4 人ということで、授業時間に捉われることなく多くの時間を使ってさまざまな実務的経験をさせることができた。具体的な事件を一人に対して各 1 件を割り当て、全員で代理人団を組み、授業を弁護団会議と位置づけて全員で検討を続けた。当然、事件担当者は、主任的立場に立つので、訴状、答弁書その他の書面を起案し、全員で検討するということを繰り返し行えた。さらに、敷金返還請求事件については、宛先を教員宛とする内容証明郵便による請求書の起案を全員にさせ、法科大学院の教員研究室宛に実際に送付させた。また、法律扶助協会に協力を求めて、扶助審査会の見学、審査後の質疑応答を実施した。さらに、福岡県弁護士会・法律扶助協会に協力を求めて、教員が 2 週連続で、法律扶助法律相談担当者として相談に当たることとし、各 2 人ずつを同席させ、実際に相談に当たらせた。法廷傍聴も実施し、教員が実際に担当している事件の開廷期日に合わせて、刑事事件、民事事件を各法廷で傍聴させたほか、和解、弁論準備、電話会議等の現場にも同席させることができた。

(イ) これらの実施は、4 人という少数受講者だからできたという面が大きい。単位の認定については、日常的に書面を起案させることを予定していたし、いわゆる実務修習的な経験は、経験をさせることに意味があると考えていたため、試験は実施していない。試験をしなくても 4 人の実力は常に把握できていたからである。しかしながら、2006 年度以降の実施方法、単位認定の仕方については、難しい問題があるのではないかと考えていた。

イ 2006 年度

(ア) 2006年度は、民事実務担当教員が実施した。受講者数18人、当初は選抜制を呼びかけていたが、結果として希望者全員を受講させることとした。3人ずつ6班に分け、下記のような内容の授業とした。学内のクリニック室で、毎週1コマ90分の授業時間を前後半に分けて、各約45分ずつ、来訪された相談者に対する実際の法律相談を教員が行う。学生は班毎に順番に立会し、適宜教員の許可を得て質問などを相談者に対して行う(相談者については、学校内外にHPや新聞広告などで無料法律相談実施を呼びかけて、相談者を募集し、申込者に電話で対応した事務局が、上記毎週の授業時間に合わせて2件ずつの相談受付事務を行った)。相談終了後、相談内容 対応 本件についての感想、自分で考えたことなどについて、各自法情報調査を行った上で、以上 を記載したリポートを、2週間以内に提出。これを成績評価対象とする。

結果として、5つの班が4回の立ち会い、1班だけ相談者のキャンセルの都合で3回の立ち会いとなった。

(イ) 福岡県弁護士会が行っているものと全く同様の、外部から来られた相談者への無料法律相談である。実務そのものの真剣勝負に立ち会って、学生は当初は非常に緊張していたようであるが、次第に慣れて、質問なども出てくるようになった(相談者に不愉快な思い等をさせないよう気を配ったことはもちろんである)。

(ウ) 各班別の立ち会いなので、守秘義務上お互いに内容を明かさないことを徹底した。ただし学生からの要望に応じて、教員と各班員とでの自由討論等の場を事後的に授業時間外に適宜設けた。「教員はあのときなぜ、何を考えてあのような対応をしたのか」、「もっとこうすべきではなかったのか」、「相談者について気づいたこと」等々の自由な意見交換は、お互いに非常に有益であった。また、結局1回だけになってしまったが、授業時間1コマを使って全員が集まって、全員での討議に適していると思われる相談の3件(これは教員が選んだ)について、立ち会った班の3人が全員に対して事案の内容を発表紹介し、約各30分ずつ、対応その他について、全員で自由な討論を行う機会を持った(そんな相談もあったのかと、立ち会えなかった他の班の者にはお互いに新鮮であったようである)。

(I) 上記のような「生の法律相談」であるから、むろん法律論だけではどうにもならない。「最も実務的な科目」(それはそうである、実務そのものであるから)として、受講者全員にとって非常に有意義な時間であったと自負している。

(オ) 今後の改善点としては、同じ相談に立ち会っても、学生毎に受け取り方が同じでなく、そのこと自体がお互いの刺激や勉強になるので、上記のような「事後的な意見交換の場」を、できれば相談の度に、もっと設ける工夫をしたい。今回は初の試みであったので、上記の「立ち会い」と「教員に対して提出するレポート」が主となったが、今後は、相談を契機とした、能動的で実務的な作業(例えば、受任したと仮定して相手方に対する文書の作成をするなど)を行ってみる等、より「実務の経験」をするための工夫を重ねていきたい。

ウ 2007 年度

(ア) 弁護士実務(2007年度は、基本的に2005年度と同じである)

実際に提訴して判決が確定したり和解で解決した事案の中から、時効取得による所有権移転登記手続請求事件、交通事故損害賠償請求事件、売買代金請求事件、建物明渡請求事件(賃貸借契約解除)の4民事事件を題材に訴状の起案をさせた。受講者11人を4つに分け、2人ないし3人を各事件の主任とした。授業時間には、各主任を中心に全員で弁護団会議を行うという形で、主張・立証の内容や方法について議論を重ねた。

刑事事件については、係属中の殺人事件の自白の信用性について、どのような観点から信用性の有無を検討していくべきかを説明すると同時に、弁護側として信用性がないとの立証のために必要な立証・主張の方法などについて紹介した。判決は、弁護側の主張を全面的に排斥するものであったが、かかる結果もまた、当事者(検察・弁護)と判断者(裁判所)との緊張関係を実際に体験するいい機会になったのではないかと感じている。

(イ) 民事刑事を問わず、一定の資料を予め配布し、自分なりに、検討をすることを求めた。そうすることによって、教科書を中心にしてきた法律的な知識と思考方法を実際に使うための工夫が生まれることが期待できるからである。

事件主任を中心とした弁護士会議においては、主張立証上の問題点について、全員で議論した。その中では、要件事実が何であるのかという議論にとどまらず、その具体的事案の中で、どの事実を捉えて、要件事実として主張していくのか。また、その場合に過不足なくしかも当方の意図するところを読み手に誤解を与えないような形で正確に表現するためには、どのような文言を用いるべきなのかについても議論の対象にした。

講義の最初のうちには、戸惑いを見せていた受講生も終わりころには、事実を正確に表現することの重要性を意識しはじめたようである。この意識は、事実を正確に把握し、その事実を前提として飛躍することなく理論や合理的な推論を積み重ねて、求める請求権の存在を肯定するに至るという考える力を養うものであると考えている。

(ウ) その他、受講生には、福岡県弁護士会天神弁護士センターでの法律相談に立ち合わせた。実際の生の相談を体験することで、自ら勉強してきた法律的な知識が相談に対する対応の中でどのように使われるのを実体験できたものと思われる。また、同時に勉強だけでは対応できず、実務家としての経験が極めて重要であるということも理解したものと思われる。法律実務家にとって、全ての経験が、自分を育てるものであるということを実感してもらったいい機会になったのではないかと感じている。

(4) 法律相談

2007年度のカリキュラム改変・担当教員交替の結果、上記2006年度の「弁護士実務」における「一般市民向け法律相談(クリニック)」を、臨時開講科目として存続させて継続的に実施した。受講者(3年次生)が1人しかいなかったが、その分、毎週学生は相談に立ち会い、教員とも毎度の相談終了後突っ込んだやりとりができるなど、前年以上に実のある有益なものとなったと思われる。

次年度以降は、対象学生を3年次生のみならず2年次生にも広げることを検討している。

2. 点検・評価

(1) 現在提供されている臨床科目のうち、2006年度の「弁護士実務」と2007年

度の「法律相談」はクリニック科目であり、また、「模擬裁判」はシミュレーション科目である。また、2005年度と2007年度の「弁護士実務」は、クリニック科目とシミュレーション科目のそれぞれの要素を部分的に取り込んだ科目といえる。

いずれの科目においても各担当実務家教員による熱意ある工夫と事前準備によって行われている。学生も主体的に取り組んでおり、満足度も大きい。各科目そのものの改善点は1において指摘されている通りであるが、いずれにせよ、本学法科大学院において重要な位置占める科目であることはいうまでもない。

法律実務基礎科目において必修6単位を超えた単位数を他の選択科目に振り替える仕組み(5-1-1、1(2)参照)は、なるべく臨床科目を履修してほしいという趣旨によるものである(5-1-1、2も参照)。

- (2) もっとも、各科目とも週1コマの提供にとどまっている。そこで、各科目の開講コマ数を増やせないか(「模擬裁判」を刑事と民事の2つにするなど)、さらに、エクスターンシップ科目を設けることはできないかなどの指摘はありうるところである。これらを実現するためには実務家教員数を増やすなど制度的対応が必要であり、大学全体との関係もあって直ちに改善することは難しい。「模擬裁判」と「弁護士実務」について、そのどちらか1科目のみを履修するように履修指導しているのも、各科目における指導教員対学生比率の適切さを保つためであるが(各科目受講者数を含めて、5-1-1、1(2)参照)、根本には教員数に由来する担当科目数の限界がある。

成績評価は各科目の特徴に合わせて厳格になされているが、他分野科目における成績評価に関する考え方と関連させて(9-1-1参照)、位置づけを明確にすることが望ましい。また、クリニック科目が2006年度は正規科目でありながら2007年度は臨時開講科目であるのは、この科目の具体化にあたって種々の試行錯誤があるためであるが(例えば「模擬裁判」との関係での成績評価のありかたなど)、今後これまでの経験をふまえた整備を行う必要がある。

- (3) なお、臨床科目については、現に本学において実施している科目やエクスターンシップ科目のほかに、さらに充実した、いわゆる弁護実務修習的なものを実施できないか、検討する必要もあると思われる。

学生からは、法律実務の現場を実際に見るといことが、大きな経験となり、

法律を学ぶに当たってのモチベーションが上る等の声が聞かれる一方、法律的な考え方が未熟な段階で経験するよりもかなり力を付けた段階で経験できた方がさらに効果が上ると思えるとの意見も聞かれる。

そうすると、法科大学院在学中の3年間（ないし2年間）という限定的な捉え方ではなく、法科大学院教育、司法試験受験、合格発表、司法修習という全体的な法曹養成のシステムの中で、司法試験受験から修習に入るまでの期間を利用して法科大学院が主体となり弁護士会に協力を要請して事前修習的に実務経験を積ませることができないかということを考えているところである。

昨年度の合格者は2名と少なかったため、合格発表後、修習に入るまでの約2ヶ月間を利用して西南法曹会（西南学院大学出身法曹を主たるメンバーとする会）所属の法律事務所の協力を得て、実質的な弁護修習を実施しているが、今後の課題として、前向きに検討したいと考えている。

3. 自己評定 C

[理由]臨床科目が、法科大学院に必要とされる水準を満たす程度に開設され実施されているが、改善の余地がある。

4. 改善計画

科目増などを計画するためには教員定数増など大学本部との関係の手だてが必要であり、直ちに決定できるものはない。成績評価における位置づけの明確化は直ちに検討できる。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 「法曹に必要な資質と能力」を一言で言い表すのは難しく、本学法科大学院では「法曹に必要な資質と能力」を短かなフレーズ1つにまとめて学生に示すことはせず、種々の観点から「法曹に必要な資質と能力」を語っている。

まず、法曹に必要な資質は、何よりも「社会一般(人)から信頼されること」であるが、それをより分析的具体的に考察すれば、相談者その他の人の心の痛みが解るとともに痛みに関感することができる人間性、社会の様々な「不正」に怒る正義感、その「不正」を変えようという使命感、そして時には暴力と対峙することすら辞さない勇気をもっていること、人の心や様々な事象について想像ができる想像力、自分とは違う感性や考えに対して反発するだけでなく理解しようとする寛容な心、あるひとつの立場や考えにのみ偏することなく多方面から光を当てて考えることができるバランス感覚・平衡感覚、不断の勉強や知的研鑽を厭わない自己向上研鑽の意識、「既存の結論」にのみ満足依拠せず「新たな法創造」に対する興味や意欲をもつこと、社会に刻々生起する「新しい問題」に対して逃げずに取り組むという意識や好奇心、果たすべき職務を依頼者や社会のために徹底して最後までやりとげる責任感などをあげることができる。

次に、法曹に必要な能力としては、相談者、被疑者、被害者その他相手方の話をよく聴く能力(「話を引き出す」能力も含む)、紛争の核心部分を見極めて解決のための道筋や方針や「落としどころ」等をいち早く察知・判断する能力、法規範(例えば法条、判例、学説等)についての知識を前提にして当該紛争解決に必要な具体的な法規範を考え(必要に応じて調査の上)見いだして決定する能力、この法規範を用いた結果として可能な限り当事者を納得させかつ社会的にも妥当な結論を導き出せる能力及びこれを口頭や文章で表現する能力、以上に取り上げたことを迅速果断に遂行する決断力や実行力、依頼者などもっぱら一般人に法律論その他「難解」なものを解りやすく納得させられるように説明する能力、自分の「得意分野」や「専門分野」を有すること、いわゆる「金にならない」プロボノ活動を可能な限り厭わず行うこと、(従来の「敷居の

高さ」を反省し)より人々が安心して身近に感じられるような言動が日ごろから自然にできること、アクセスの行いやすい方法を意識して講じること、実務法曹としての高い倫理観に基づく日ごろの言動ができること(例えば、「法曹としての自分」を常に意識している、弁護士法や弁護士職務規程等の実務家に対する特別な規律を熟知し遵守して行動していること)などをあげることができる。

これらの資質と能力は、弁護士にとっては、まず、依頼者から相談を受ける場面及び依頼者と協議しながらその都度の方針を決めていく場面が必要となる(資質としては、心の痛みが分かって共感できること、正義感、使命感、想像力、勇気、バランス平衡感覚、新問題や新法創造への意欲や好奇心。能力としては、基本的な知識、話を聴く、察知判断決断、思考、表現、実行、得意専門分野、身近、アクセス)。また、訴訟や交渉活動の場面でも同様である。さらに、公私を問わず、日常活動すべてにおいて、倫理観、自己研鑽の意識、プロボノ活動への意欲、アクセスの容易さへの意識が求められる。

検察官に求められる資質は、不正を許さないという素朴な正義感を持って真相を解明しようとする意欲にあるが、他方において、人は正義に駆られて何事かをするときほど反省を失うときはないとも言われる。そこで、証拠からどのような事実が認定できるか、その事実をどのように評価していかなる法的結論を導くかという過程において、常に「なぜそう言えるのか。」という自問を繰り返し、先入観念や自分の偏った一方的な考えで物事を決めつけてはいないかを検証する姿勢が要求される。そして、結論の具体的妥当性は、社会通念や庶民感覚によって決せられるのであるから、被疑者、被害者、参考人などの心情に思いを致し、社会通念や庶民感覚に照らして相当なものかを謙虚に見直す態度も必要である。

裁判官の場合は、公平な立場からの判断が求められることから、とりわけバランス感覚・平衡感覚が必要である。また、既存の枠組みだけでは解決できない問題に直面することもあることを考えると、自己研鑽の意識や「新たな法創造」への意欲も必要であろう。これらの資質をふまえた能力としては、なによりも、説得力のある判断を示すために、紛争の核心部分を見極め、法規範についての確実な知識を前提にして当該紛争解決に必要な具体的な法規範を見いだ

して決定する能力、そして自らの判断を表現する能力が必要である。また、裁判員制度が導入されることを考えると、相手方の話をよく聴く能力、一般人に法律論などの争点を解りやすく説明する能力も必要になる。

- (2) 以上に示した資質と能力は、貴財団の説かれる「2つのマインド7つのスキル」と内容的にほぼ重なるものである。そして、これらの資質と能力は、本学法科大学院があげる法曹像（「専門知識や能力において優れているのみならず、豊かな人間性と強い責任感を持って奉仕の精神を実践することによって、人々から厚い信望を寄せられる法曹」報告書1・1・1参照）に適合するものである。
- (3) 上記の「法曹に必要な資質と能力」を養成するうえで最も重要な科目は必修の「法曹倫理」である。その具体的な内容はすでに6・1・2の1（10）に示されている通りであり、資質と能力の両面にわたって学生の意識を喚起させるものとなっている。とくに授業方法という観点からこの科目における実践を取りあげると、以下のようなだろう。まず、教員による講義によって弁護士法や弁護士職務規程の知識を獲得し、どのように自己規律すべきかの内容及びその必要性意識を強調するとともに、具体的事例問題の解決のために必要な法規範を（予め）リサーチし適用する能力の重要性を意識させる。また、授業中、教員からの（特に即興での）問いに応えることによって基礎知識からの思考力や応用力、判断力、決断力、表現能力、妥当な解決を導く感性や能力を養う。さらに、家裁調査官やカウンセラーら外部講師による講演やワークによって「聴く能力」、共感する能力、想像力の重要性を意識させる。そして、教員の実際の具体的な体験談を聞いたり検証したり議論したりすることによって、上記したすべての能力の涵養に加えてプロボノ活動の必要性、法曹へのアクセスを容易にする必要性、今後の目指すべき法曹像、などについての自覚を喚起、養成、涵養する。これらのすべての局面において、すべての「資質・能力」について自己研鑽の必要があることを意識させる。

次に、「弁護士実務」と「法律相談」は、とりわけ弁護士としての資質と能力の養成に資するものである。その具体的内容は6・2・2の1（3）（4）に、本学法科大学院としての評価は6・2・2の2（1）（2）に、それぞれ示されている通りである。とくに「法律相談」においては、実際の生の相談に立ち会う体験をすることによって、上記「法曹倫理」で述べたことすべてについて実践・

経験をするとともに、刺激を受け自己啓発し、モチベーションを獲得することが期待される。また、立ち会った相談について、各自がレポート作成提出することによって、法情報調査、論理展開追求の思考力、自分の結論の妥当性についてのバランス感覚、などが養われる。

実務家教員が担当する法律基本科目である「民事法総合演習 ・ 」、 「刑事法総合演習 ・ 」、法律実務基礎科目のなかの「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」は、直接的には法曹としての能力の養成に資する科目である。これらの科目の具体的内容は6・1・2の1(6)(9)(10)、6・2・2の1(2)に示されている通りである。例えば「民事法総合演習 ・ 」においては、事例問題についての解決案作成とその後の演習(問いと応え、討論)によって、法的知識の活用、思考力、決断力、表現力、説得説明能力、人の意見を聴いて理解する能力、バランス感覚、自分なりの新たな法創造、自己研鑽意識、基礎知識からの思考力や応用力、判断力、決断力、表現能力、妥当な解決を導く感性や能力などの獲得が期待される。「模擬裁判」においては、現実の記録を使い当事者双方に分かれて攻防することによって法曹に必要な能力全般の獲得涵養を期待している。

展開先端科目群にある連携科目は福岡県弁護士会から派遣される弁護士によって行われる専門分野の授業であり、他大学における連携科目とともに、弁護士の専門性の養成に資するものである。さらに、展開先端科目群のなかの「国際人権法」は外部の弁護士が非常勤講師として担当しているものであるが、これもまた弁護士としての専門性の養成に資するものである。総じてこれらの科目においては、得意分野・専門分野を開拓するとともに知識を獲得し、実社会に生起する新たな問題について取り組む意欲や好奇心、法創造への意欲、興味を深めることが期待される。

研究者教員が担当する法律基本科目も法曹に必要な能力の養成に関わっていることはいうまでもない。1年次科目から3年次科目のいずれにおいても各法分野における基礎的な知識の修得を目指すのはもちろんのことであるが、判例を扱う際に事実関係を重視し事実分析の重要性を強調すること、文書による報告であれ口頭による報告であれ聴き手にわかりやすくかつ論理的に説明・表現するようしむけること、通説・判例とは異なった見解も対置させて複眼的な思

考を促すことなど、まさに法曹としての能力養成の基本となる場面は多い。具体的手法という角度から述べると、たとえば、1年次の授業（法律基礎知識のインプット）の過程・段階では抽象的な「法律概念の伝授」ではなく、具体的な事案解決に即しての知識獲得を重視している（単なる「債務不履行とは何か」ではなく、「この事案・事例において、債務不履行とはどのようなことか。」というアプローチによる基本的知識の獲得）。もっぱら2年次以降の演習授業の過程においては、具体的事例（もっぱら判例だがそれ以外のケース検討もある）について各自が予習することによって、事例分析能力、基礎知識の獲得確認や活用、法情報調査力、論理展開追求の思考力、自分の結論の妥当性についてのバランス感覚、などが養われる。また、授業での教員の問いかけと応答や討論によって、法的知識の活用、思考力、決断力、表現力、説得説明能力、人の意見を聴いて理解する能力、バランス感覚、自分なりの新たな法創造への意識が養われる。

- (4) 以上の諸科目における実践について、研究者教員と実務家教員との間の日常的個別的な対話を行い、研究者教員も法曹に必要な資質や能力と各科目との関係について理解を深めている。

2．点検・評価

以上に述べてきたように、本学法科大学院では、教員相互間の日常的な交流と、教員と学生との真剣かつ良好な関係のなか、本学法科大学院の掲げる法曹像に適合した「法曹に必要な資質と能力」（それ自体多面的かつ複合的なものである）を想定し、単に司法試験合格だけを目的とするものではない教育活動を展開している。

ただし、その教育活動は日常的な教員間の対話を基礎にしており、「法曹に必要な資質と能力」を組織的な議論の対象として検討するという点では不十分である。すでにみたように、本学法科大学院の考える「法曹に必要な資質と能力」は貴財団の説かれる「2つのマインド7つのスキル」の内容と重なっているが、「2つのマインド7つのスキル」それ自体を再評価・検討の対象とすることはしていない。また、カリキュラム外における展開（講演会など）はなされていない。

3．自己評価 B

[理由]法曹に必要な資質と能力の養成に向けた教育は充実しているが、組織的な議論・検討をはかる必要がある。

4．改善計画

今後は、まずFD活動のなかで「法曹に必要な資質と能力」とその養成方法について組織的に議論をすることから始める必要がある。

8 - 1 - 1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

専門職大学院設置基準第 17 条によれば、「専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な成果をあげることができると認められるものとする」とされている。本学は、法科大学院の開設に際して、そのような要請に適った施設及び設備に相当するものとして本学東キャンパス内に法科大学院専用棟を新築した（2004 年 3 月竣工）。

法科大学院棟は、建築面積 1677.25 m²、延べ面積 4385.25 m²、建築規模地上 4 階、建物高さ 16.73m、主要構造鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の建物である。この中に、自習室兼図書室、教室、教員研究室、共同研究室（学生たちの自主的な勉強会のためのスペース）、リーガルクリニック室、講師控室、助手室兼プリンティングオフィス、院長室、会議室、事務室、ロビー、ラウンジ等が配置されている。

自習室は、図書室の中にキャレルを配置する方式になっている。キャレル数は 130 で収容定員 150 人よりも少ないが、これは、アメリカのロー・スクールを参考に、席を指定しないで公共のスペースとして皆で協力し合って有効に利用することを前提に割り出した数である。利用時間は 8 時 45 分から 23 時までである。定期試験の 1 週間前から最終日の前日まで及び新司法試験の 1 ヶ月前から最終日の前日まで、開館時間を 24 時まで延長している。早朝から法科大学院棟で勉強したいという希望に対しては、7 時 30 分から教室（演習室）2 室を自習室として利用に供している。

教室は、大講義室（156 席）1 室、中講義室（58 席）2 室、小講義室（30 席）6 室がある。大講義室は、模擬法廷として使えるように調度が備えられており、また、真ん中で仕切って中講義室 2 室としても利用できるようになっている。共同研究室は学生の自主ゼミ（勉強会）用の部屋で 3 室あるが、そのうちの 1 室は、現在、学生たちの談話室として利用されている。すべての教室に無線 LAN に対応できるアクセスポイントが備わっており、固定式機の有線 LAN と併せて利用可能となっている。また、すべての小講義室にはプラズマテレビが設置され、ビデオや DVD の視聴及び PC 接続による情報出力等を利用した授業ができる環境になっている。中講義室や大講義室では、備え付けスクリーンにビデオや DVD、PC 出力などを映し出せる AV 機器

が備えられている。教員研究室は 14 室で、2 階と 3 階に各 7 部屋ずつ配置されている。ラウンジは学生たちの憩いの場であり、1 階から 4 階まで全部のフロアに設けられている。

2. 点検・評価

本学の法科大学院棟は、規模については、収容定員 150 人、専任教員数 15 人という利用者の予定数に応じた広さと部屋数を備えている。

また、各施設・設備は、法科大学院教育の成果を高めるために様々な工夫がなされており、充実した内容になっている。たとえば、部屋の配置に関しては、自習室兼図書室を要として、教室及び教員研究室が有機的につながる配置になっており、学生が質問や相談などのために教員の研究室に行きやすく、また、教員にとっても図書室や教室への行き来が便利のように配慮されている。また、自習室兼図書室内のキャレルは、長時間の集中学習に適いノートパソコンの使用ができるようにスペースをゆったり取り、また、適度な囲まれ感があるように仕切と配置の仕方に工夫が凝らされている。各キャレルからは無線 LAN を通じてインターネットが利用できるなど、電子機器や電子情報の利用にも対応している。教室は、多様な授業形態に応じられるよう机・椅子の形状や配置が工夫されており、また、パソコン画面等を映せるプロジェクターやインターネットに接続できる無線 LAN の設備が備わっている。学生たちの自主的な勉強会のためのスペースとしての共同研究室は、論文試験答案練習などの目的で常時利用申し込みがあり有効活用されている。

ただ、今後生じうる問題として、学生数が定員を大幅に上回ったり教員数が将来増えた場合には、規模の点でそれに対応できなくなる可能性がある。研究室の数や備え付けロッカーの数においてその危険性が最も大きいのが、キャレルの数についてもその可能性がある。すなわち、3月に卒業して司法試験までの約2ヶ月間は卒業生の多くが引き続きキャレルを使うであろうし、また、その年に合格できなかった修了生でその後も利用を続ける者が少なくないと予想される。その点を考慮すると、キャレルが不足する事態を想定して今から対策を考えておく必要があるであろう。

3. 自己評定 A

[理由]施設・設備は整っており、改善の必要性は質的・量的に少ない。

4. 改善計画

上記のような問題点については、増改築で対応することは無理であるので、それ以外の方策で対応するほかない。たとえば、ロッカーやキャレルをどこか空いたスペースに増設をすることや、教室を自習室として開放することが考えられる。研究室の数については、現在兼任教員の中の数人は法科大学院棟の研究室ではなく学術研究所の研究室を利用しているが、将来的にもそのような形で全学的に教員数に応じた研究室を確保することで対応することになるであろう。

8-1-2 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

(1) 図書について

法科大学院図書館の所蔵文献は、主として邦文の法律関連の図書と雑誌を所蔵している。³⁶ それ以外の分野及び外国語文献は中央図書館に所蔵しているが、法科大学院生の利用も可能となっている。図書の内容については、専門書（含む研究論文集）、教科書、参考書、辞典（辞書）、法令集、判例集、判例コメントなど多岐に渡る。また、IT情報源として法学雑誌、法令集、判例集、判例コメント、辞典を用意し法科大学院図書館内に検索用パソコンを配置している。

(2) 利用環境について

法科大学院図書館内には、学生用キャレルを配備し、そこにはIT情報源へのアクセスコンセントを設けた。また、館内に相談窓口も配備し、また複写機を複数配備した。利用時間は、通常時は9時～23時までであるが、学生から開館時間の延長の要望が出され、定期試験の1週間前から最終日の前日までと新司法試験の1ヶ月前は開館時間を24時まで延長した。

2. 点検・評価

図書等の整備は、利用者の希望（教員からは研究・教育上のニーズ、学生からは学習・研究上のニーズ）を図書委員が取りまとめて購入図書等を選定しているため、学生や教員のニーズが十分に反映されている。利用環境の整備についても、学生からの希望を聞いたうえで開館時間の延長や共用書架スペースを確保するなどの改善をおこなってきた実績がある。

3. 自己評定 A

[理由]法科大学院図書館の図書・情報源及び利用環境は整っており、改善の必要性は質的・量的に少ない。

³⁶ 資料 8-1A参照

4. 改善計画

今までと同様に学生のニーズを幅広く把握し、図書の整備、利用環境の利便性の向上を図っていく予定である。

8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状

奨学金制度としては、成績優秀者に対して給付する西南法曹会成績優秀者奨学金、西南学院大学大学院法務研究科成績優秀者奨学金のほか、既存の奨学金制度や学費立替払い制度などで資金手当ができない修学意欲がある学生を支援するための応急貸与奨学金制度を新設した。また授業料等を金融機関等で資金調達をおこないし支払っている方に対する西南学院大学大学院法務研究科借入利子補給給付奨学金がある。³⁷

身体障害者に対する支援体制として、施設全体はバリアフリー化されており、教室には車いす使用者が利用できる専用机を設置している。また、各階に非常用ブザー付きの身体障害者用トイレを設置している。

セクハラ等人間関係トラブル等の相談窓口としては、専門のカウンセラーが常駐している学生相談室が学内に設置されており利用可能となっている。

2. 点検・評価

本学は日本学生支援機構の貸与奨学金を主たる奨学金制度として据え、それで補えないものを借入利子補給給付奨学金や外部ノンバンクと提携をしている学費立替払い制度などで補完する形を取っている。

学生に対する学習と生活の両面にわたってのケアについては、学生相談室のみならず、法科大学院棟内に専任教員の研究室がある利点を活かし、気軽に相談や質問などに行きやすい環境を整備している。

学生寮については、入学者の中からも要望があるものの、場所の確保、財政的な問題もあり整備するまでは至っていない。

身体障害者は、2007年度から初めて受け入れの実績ができた。当該学生へのケアは、入学準備の段階から十分に意見を聴取し、教員と事務局との連携により、柔軟な対応ができており、特に当該学生からは改善の要望は出されていない。法科大学院図書室内の自習用キャレルの中には、障害者専用席を設けている。

³⁷ 資料 8-2A参照

3. 自己評定 B

[理由]学生への支援体制は、これで充分ということはなく今後も充実を図っていく余地がある。特に身体障害者が図書室で自習する際のサポート体制については、充実を図る必要がある。

4. 改善計画

公共団体や民間企業等が運用している奨学金制度のうち本学法科大学院生が申請すれば採用される可能性がある奨学金制度がないか調査、検討中である。

8 - 2 - 2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

(1) アドバイザー制

ストレスの多い法科大学院の就学状況に鑑み、専任教員一人につき、各学年の4～5人、全学年で15人程度の学生を担当するアドバイザー制度（担当教員の名称をとって「組」と呼称されている）を採用し、いつでも学生の個人的相談に応じうる体制をとっている。まず、入学直後には、先輩との茶話会やコンパを開くなどして、頼れる上級生を作れるよう工夫する。また各月の第1回目の拡大OHの時間は、担当学生との交流にあてることになっている。それぞれ判例の検討会や択一問題の検討会などを織り込みつつ、担当学生との距離を縮め、雑談の中で学生間の状況を把握する工夫をしている。また、担当アドバイザーと学生との間に不和があり、学生が相談しにくくなったような場合には、学生の申請に基づき、教授会執行部が学生・教員双方の事情を聴取して、担当者を変更する制度も用意している。

アドバイザーへの相談は、勉強の相談、人間関係の相談、授業科目への不満、身内の法律相談等々、多岐に亘る。演習の報告グループ内での学生間の不和について、担当アドバイザーが相互に連絡をとりあい、担当科目教員とも報告方式の改善等について相談して解決したこともある。退学などの進路に関する相談も、まずアドバイザーが受け、必要に応じて学籍問題所轄の専攻主任に連絡する。

(2) 法科大学院用フリー掲示板

学内ネットに法科大学院事務室が管理するフリー掲示板を設置し、教員・学生が自由に書き込めるようにしている。個人的中傷や個人攻撃の場となるのを避けるために、特定科目や特定個人に対する要望の場合は、掲示板を使わず、まずは直接個人に相談するというルールになっているが、全般的な要望や不安等について記載があれば教員が対応している。

(3) 意見箱

本年度より、学内に意見箱を設置した。授業に対する要望をはじめ、広く大

学に対する要望一般を自由かつ秘密厳守の形で表明する機会を設けるためである。投書のしやすさを考慮して、個室の形態をとっている図書館のコピー室に設置した。投書された内容はFD委員会で内容を改めたうえ、特定の科目や教員にあてたものについては担当者に直接改善を申し入れ、全体にかかわるものについては教授会にて報告・審議している。現在のところ4通の要望が提出され、いずれも対応をすませている。

(4) TA制度

本年度より、学生の学習支援のためにTA制度を導入した。若手弁護士2人が月に1回程度、本学に出向し、学生の自主的な勉強会のチューターをする。学生はその機会に、勉強法、生活の組み立て、基本書の選び方等、多様な事項について相談を受けることができる。個人的な悩み等については、メールにて随時相談をすることもできるようになっている。

(5) 学友会を通じたコミュニケーション

学生の自治組織（学友会）との連絡も密にしている。喫煙場所の設置について学友会の要望を受けて増設したり、逆に大学側から、3年次演習科目の成績順クラス分けについて、学友会に希望調査を依頼し、その結果を踏まえて、実施を見送ったこともある。学友会主催の新生歓迎会等についての教員の参加も積極的であり、学生達と本音で語り合える貴重な場となっている。

(6) その他のコミュニケーション

もともと所帯が小さく、家族的法科大学院をめざすという点で教授会・事務室の合意があるので、必ずしもアドバイザーに限定されることなく、学生達が色々な教員や事務職員に相談を持ちかけやすい環境ができていると自負する。専任教員の研究室は法科大学院棟の中にあり、学生が気楽に立ち寄れるようにそれぞれ工夫している。事務室も法科大学院棟の入口脇にあり、法科大学院に専属するため、学生とのコミュニケーションは良好で、学費の支払い方法について事務からの連絡で教員が学生・保護者に緊急連絡をとり、解決したこともある。

2. 点検・評価

今のところ上記手段は良好に機能しており、学生の抱える問題や学生間のトラブル等について、他大学にはない親密な学生ケアが実現できていると自負している。

ただ、近い人間関係は同時に多くのトラブルも伴うものでもあり、また、うまく溶け込めない者にとっては逆に強い疎外感を生むこともあることを常に考えておく必要がある。上記の制度にうまく馴染んでこない学生とのコミュニケーションをどうはかるかは検討の課題であり、先に示した意見箱の設置はそのような思慮から導入されたものであるが、今後も有効に機能しているかをチェックしていく必要があるだろう。また、担当「組」間での学生への対応の差異の問題もある。もちろん、担当教員の個性により、それぞれの「組」に個性が生じるのは当然で、そこに味もあるのだが、あまりに差がありすぎるような場合には、全体の打合せ等を行う必要はあるだろう。他方、コミュニケーションは積極的であればいいというものでもない。相手は大人であり、それぞれに多大な学習時間を必要としているのであるから、過度の干渉に至らないように注意することも必要であろう。

3. 自己評定 A

[理由]少人数教育を活かした、有機的かつ効果的なアドバイス体制が組まれている。

4. 改善計画

特にない。

8 - 2 - 3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

学生の身体の健康維持については、毎年1回実施している定期健康診断も含めて主に学生課保健管理室(以下、保健室)が担当している。学生の心のケアに関しては、毎月の始めに開催されるクラス担任による拡大OHの中で学生の悩み相談などを行っている。また、学部生と同様に、法科大学院生も学生課・学生相談室のカウンセラーへの精神面の相談が可能となっている。

学生課・学生相談室は、法科大学院棟からは徒歩で10分足らずの本学中央キャンパス内に設置されている。開設時間は月曜日から金曜日、午前10時半から午後5時半まで、常勤カウンセラー1人と非常勤カウンセラー5人(日替わり)が2人体制を組み、学生の様々な相談に応じている。

学生には、入学時のオリエンテーションなどの機会をとらえて学生相談室が発行している学生相談室案内の資料を一人ひとりに手渡したり、定期健康診断時にメンタルヘルス面接の場を提供するなど、必要に応じた利用を案内している。また法科大学院のHPや法科大学院棟内の掲示板には、常時、相談窓口や利用方法が分かるよう配慮している。

2. 点検・評価

法科大学院生は、日々の何時間にも及ぶ学習や新司法試験に対する不安などから精神面のストレスを多く抱えていることから、拡大OH以外にもカウンセリングができる環境整備にも注力していく必要がある。法科大学院での学習や司法試験に代表される難関の資格試験に挑んだ経験がないカウンセラーにとっては、傾聴や共感をする上でより優れたセンスを求められるであろう。

この点も人的な環境整備のうえで見過ごすことのできない側面である。

3. 自己評定 B

[理由]カウンセラーとの精神面に関する相談ができる体制は、整ってはいるが、既存の学生相談室以外に物理的にもより身近なところでカウンセリングが受けられ

るよう受け皿を整えた方がより望ましい。

4. 改善計画

人の配置、施設面の整備は、全学的コンセンサスが必要不可欠であることから、学内に設けられている本学院の将来計画委員会など既存の方針策定の組織に、このような問題を提起しているところである。政策的な観点とは別に、普段の授業にカウンセラーをゲストスピーカーとして招き講話などを聞かせることにより問題が生じたときに相談に行きやすい関係作りに有益であるように配慮しており、今後も継続する予定である。

また、教職員が学生の精神的な不調に気がついた場合に適切に対応していけるよう、学生相談室との連携・協働体制をさらに強化していく予定である。

8 - 2 - 4 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

国際的な法律問題に強い法曹を養成することは本学法科大学院の目標とするところであり、カリキュラムの内容や担当者の人選においてその点には配慮している(1 - 1 - 1、1 - 5 - 1 参照)。国際関係法科目の授業内容についても、国際化する社会において生じてきた様々な法律問題と法曹の役割に目を開かせ考えさせる機会を提供するものとなるよう工夫されている。

法科大学院独自の留学制度は持っていない。また、外国人留学生の受け入れもこれまでに行っていない。この点については教員間でもいろいろな意見があるところであり協議をしたが、結局、法科大学院在学中は国際的な法律問題に対応するための基礎的な素養をしっかりと修得してその後に留学したほうが有意義であること、また、現実問題として在学中は法曹資格の取得という目標に集中せざるをえないこと等を考慮した結果、独自の留学制度は設けなかった。なお、法科大学院の学生が西南学院大学の留学制度を利用することは可能である。また、留学生用の寮(「インターナショナルハウス」)に入居して留学生と日常的に交流する機会を持つことも可能である。しかし、これまでのところいずれについても希望者は出ていない。なお、本学法科大学院の教育理念を周知させる趣旨を兼ねて、2004年の開設直後に、国際海洋法裁判所判事の朴椿浩氏(元西南学院大学法学部教授)による講演会を開催した。また、2005年秋には、本学法科大学院棟の大講義室(法廷教室)で、国際宇宙法学会主催による、世界各国の予選を勝ち残った学生たちを出場者とし国際司法裁判所の現役判事をレフェリーとする模擬裁判コンテスト決勝戦が開催された。

2. 点検・評価

国際性の涵養を目指したカリキュラムが編成されており、担当者の人選及び授業内容に関しては国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていると評価できる。しかし、それとは別個に、独自の留学制度を持ったり国際交流行事へ取り組むなど国際性の涵養に配慮した学習環境を積極的に提供するという点では、貴重な営みもなされてはいるが、あまり積極的な対応は行われていない。

3. 自己評定 C

[理由] カリキュラムや教員に関しては国際性の涵養をめざした工夫や努力がかなりしっかりなされているが、そのためのイベントや学習環境を積極的に提供するという点では十分な取り組みがなされているとは評価できない。

4. 改善計画

留学のような負担の大きいプロジェクトではなく、日本にいながら国際的な法律問題について認識を深めたり国際化する社会における法曹の役割について考える契機となるような催しをより積極的に実施するように努める。たとえば、国内のそのような催しについて学生達に積極的に情報提供して参加を促したり、講演会を開催すること、本学に留学中の法学部や法学系大学院の学生たちとの交流の場を設定することなどが考えられる。

8 - 3 - 1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

2005年度、2006年度、2007年度前期の、各開設科目の履修登録者数については、科目別受講者数表³⁸を参照いただきたい。

法律基本科目で1クラスの人数が60人以上のものはない。

2. 点検・評価

法律基本科目においては、2007年度前期が最大で51人となっている。

3. 自己評価 合

[理由]法律基本科目の1クラスの学生数が50人以内であるか、60人程度であっても50人以内となるよう適切な努力をしている。

4. 改善計画

特にない。

³⁸ 資料 5-1D参照

8 - 3 - 2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

05 年度			06 年度			07 年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
50人	42人	0.84	50人	52人	1.04	50人	64人	1.28

2005 年度、2006 年度、2007 年度の入学者数の平均人数

- ・ 過去 3 年間の入学者数の平均は約 52 人である。

2. 点検・評価

2005 年度は 84%と定員を満たすことが出来なかった。そこで、2006 年度は、入学者数が定員を満たすような歩留まりを想定して合格者数を決めたため、4%増に収まった。2007 年度は、昨年度とほぼ同様の歩留まりとなることを見越して合格者を出したが、予想に反して歩留まりが良かったため入学定員を 10%以上上回る結果となった。この結果を踏まえて、少人数を基本とする授業運営を維持するため 1 年次の法律基本科目（必修科目）の授業は、すべて 2 クラス編成とする等の措置をとっている。

3. 自己評価 合

[理由]入学者数が入学定員の 110%以内であるか、110%以内とするための適切な努力がなされている。

4. 改善計画

現時点では基準を満たしているため、特に計画は立てていない。

8 - 3 - 3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

	07 年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	50人	64人	1.28	0人	1人	
第2年次	50人	48人	0.96	0人	1人	4人
第3年次	50人	39人	0.78	0人	1人	3人
合計	150人	151人	1.01	0人	3人	7人

07 期生

2. 点検・評価

開学以来、2006 年度までは、在学者数は収容定員を超えていなかった。2007 年度において、収容定員をわずかに 1 人超える 151 人が在籍している。

3. 自己評価 合

[理由]在籍者数が収容定員の 110%以内である。

4. 改善計画

特にない。

9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1) 認可申請に際しての「開設の趣旨」には、次のような記述がある。

「本学法科大学院においては、成績評価はS（100点より90点まで）、A（89点より80点まで）、B（79点より70点まで）、C（69点より60点まで）、D（59点以下）の5段階評価とし（S、A、B及びCをもって単位修得として認定する。）評価の方法は絶対評価とする。評価の基準及び指針に関しては教員の間で事前に協議し、適正さと公平性を保持するように努める。評価に際しては、定期試験及び小テスト等のペーパーテストの他に、レポート、授業中の発言内容等も含めて総合的に考慮して厳格に判定する。学生には事前にシラバス等で成績評価の方法及び基準を明示する。」

(2) 法務研究科規則4条、5条に上記の記述に即した規定がある。このうち、A～Dの5段階評価については、よりきめ細かな評価を行うために、2007年度入学生から、S（90点以上）、A+（89点より85点まで）、A（84点より80点まで）、B+（79点より75点まで）、B（74点より70点まで）、C+（69点より65点まで）、C（64点より60点まで）、D（59点以下）とするよう規則5条が改正された。³⁹

評価の方法や基準について、これ以上に定めた規程などは存在しない。もっとも、絶対評価と相対評価の優劣や絶対評価の方法などについては種々の意見のあるところであり、教員間で議論を行ってきた。9・1・2においてふれるように、本学法科大学院では定期試験後の成績評価の際に教員間の調整を行ってきており、その場である程度共通の目安が成立してきた。そこで、2007年度前期試験採点に先立ち、2007年8月の教授会（稟議）において、演習を除く法律基本科目についてS、A+、Aを合わせて最大3割程度を目安とするよう申し合わせた。⁴⁰ また、専任教員以外の担当者（非常勤講師）にこの申し合わせを行ったことを連絡した。

³⁹ 資料9-1A参照

⁴⁰ 資料9-1B参照

より具体的な成績評価基準の設定は、各科目担当者に委ねられている。

(3) 各学期に単位を修得できなかった科目については、教員の判断により、毎年度末（3月）に再試験を行い、単位修得を認定することができる。⁴¹

(4) 2006年度及び2007年度における各必修科目の成績評価基準とその学生への開示の仕方は、以下の通りである。

ア 「統治の基本構造」

2006年度、2007年度とも、小テスト2回（20点×2）40点と学期末試験60点に出席を主にした平常点5点を総合して評価した。2006年度には第1回目の授業で学生に説明（文書配布）した。2007年度には同一内容をシラバスに明記。

イ 「基本的人権の基礎」

2006年度は、中間試験70点と学期末試験70点の合計140点中の得点を100点満点の点数に換算し、これに平常点5点分を加算して評価。以上を第1回目の授業で学生に説明（文書配布）。2007年度は小テスト2回（20点×2）40点と学期末試験60点に出席を主にした平常点5点を総合して評価する旨、シラバスに明記。

ウ 「法と行政活動」

2007年度シラバスにおいては「期末試験の結果を基本に、出席状況等を加味して評価する。」と記したが、開講に先立って3月22日に配布した「2007法と行政活動 授業の進め方」のなかで、「定期試験 70点（短答式、語句記入式、事例論述式を予定）、平常点 20点（出席、質疑等授業中の所作を通じ、目標到達への姿勢を評価）、小テスト 10点（短答式、語句記入式、簡潔な論述式を予定）」とする基準を提示した。これについては、4月2日の第1回授業冒頭に口頭で説明を加え、レポートを実施することがあること、実施した場合は平常点中で評価することを指摘した。さらに、2007年6月25日レポート課題提示時に、平常点20点のうち、レポート（1回）に5点配点とすることにつき学生の上承を得て、実施した。

エ 「公法演習」

2006年度は、短答式試験1回20点×3回=60点、説明・論述式試験1回

⁴¹ 資料1-4A 第5条の4参照

40点、論述式試験80点、さらに平常点20点分を合計し、200点満点中の点数を100点満点の場合に換算して、これをもとに評価する旨、第1回目の授業で学生に説明(文書配布)。2007年度は、中間試験(60点)と期末試験(80点)に出席状況などを加味して評価する旨をシラバスに記す。

オ 「公法演習」

2006年度は、平常点40点、練習問題(1回6点×3回=18点に2点プラス)20点、学期末試験40点の合計100点中の点数をもとに評価する旨、第1回目の授業で学生に説明(文書配布)。2007年度は期末試験(50点)に平常点(50点)合計100点とする旨をシラバスに記し、平常点の内容について第1回目の授業において学生に説明(文書配布)。

カ 「民法」

2006年度は、シラバスに、中間試験と期末試験の2回のペーパーテストの結果を主な基準としその他にレポート、授業への出席状況をも評価の対象とすることを記し、第1回目の授業でレジюмеと口頭で、筆記試験と平常点との割合(8:2)、筆記試験における中間試験と期末試験との比重(4:6)、レポートの回数(2回)、出席状況及び授業中の発言内容や回数等の評価の仕方(出席は加点要素とはならず欠席と遅刻が1回につきそれぞれ2点、1点の減点要素となること、発言内容は特に顕著なものについてのみ加減点の対象とすること)を説明。2007年度も2006年度とほぼ同様であるが、シラバスの記載をより詳しくするとともに、出席が授業回数の2/3に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない旨を明記した。

キ 「民法」

2006年度は、概ね、中間試験の得点を4割、期末試験の得点を6割として評価し、出席状況も加味する旨を開講時に学生に説明。2007年度は、2007年5月1日付け講義レジюмеの冒頭に、次のように成績評価基準を開示した。

定期試験65%、期間中に行う確認テスト25%、出席及び授業中に行う質疑応答10%の比重で採点、評価する。その後、7月2日付けで、のうち「出席」状況に代えて残りの授業時間のいずれかの時間に小テストを実施する旨開示した。以上により、概ね、定期試験65%、確認テスト25%、小テスト及び質疑応答10%の比重で評価した。

ク 「民法」

2006年度は、シラバスに、中間試験と期末試験の2回のペーパーテストの結果を主な基準としその他にレポート、授業への出席状況をも評価の対象とすることを記し、第1回目の授業でレジュメと口頭で、筆記試験と平常点との割合(8:2)、筆記試験における中間試験と期末試験との比重(4:6)、レポートの回数(2回)、出席状況及び授業中の発言内容や回数等の評価の仕方(出席は加点要素とはならず欠席と遅刻が1回につきそれぞれ2点、1点の減点要素となること、発言内容は特に顕著なものについてのみ加減点の対象とすること)を説明。2007年度も2006年度とほぼ同様であるが、シラバスの記載をより詳しくするとともに、出席が授業回数の2/3に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない旨を明記した。

ケ 「民法」

2006年度は、概ね、中間試験の得点を4割、期末試験の得点を6割として評価し、出席状況も加味する旨、開講時に学生に説明。2007年度は、小テスト、理解度チェックテスト、定期試験の結果による旨、シラバスに記す。

コ 「民法」

2006年度は、基本的には、中間試験50点、期末試験50点、合計100点満点で評価するが、場合によっては、小テスト、レポート、講義への出欠状況などによって、若干の調整をすることはありうる旨、開講時に学生に説明。2007年度は、シラバスに中間試験、期末試験その他通常の授業態度等を総合して評価すると記す。

サ 「商法」

2006年度、2007年度ともシラバスには、期末試験及び中間試験の評価による(時間があれば小テストも加える)と記した。2006年度には、授業開始後数回目に「中間試験30点、期末試験70点、小テスト(4回、短答式)20点、合計120点を100点満点に換算して評価する旨を学生に伝えた。欠席回数の多い1~2名について成績を1段階引き下げた。

シ 「民事手続法」

2006年度は、中間試験50:学期末試験50の比率で成績評価を行うことを中間試験の際に受講生に伝え、それに従って最終的な成績評価を行った。2007

年度シラバスには、中間及び最終試験によることと出席率及び授業への能動的関与も考慮することを記した。中間試験 50：学期末試験 50 で評価する予定である。

ス 「民法演習」

2006 年度は、概ね、平常点（出席状況、報告、質疑応答の内容）を 6 割、期末試験の得点を 4 割として評価する旨、学生に説明。2007 年度は、報告の内容、質疑応答の内容、定期試験等の結果による旨、シラバスに記す。

第 1 回目の授業において、演習は全出席が原則であること（ただし、2 / 3 以上出席すれば成績評価はすること）、グループによる 2 回あるいは 3 回の報告、その報告の内容及び質問に対する応答、授業中の発言内容をそれぞれ評価して採点するが、その中で を重視することを伝えた。

7 月中旬に、レポート課題を追加することを告げ、上記 を中心とした平常点とレポートにより総合評価することを伝えた。

セ 「民法演習」

2006 年度は、シラバスに、報告内容、質疑応答の内容及び期末試験の得点を総合的に評価する旨を記し、第 1 回目の授業において、レジュメへの記載と口頭で、成績評価における筆記試験と平常点との割合（50% ずつ）、平常点の中身（出席状況 10 点満点、報告の実施・内容 30 点満点、発言状況・内容 10 点満点）とその評価の仕方を口頭で説明した。2007 年度については、シラバスには、質疑応答の内容、報告内容及び出席状況等を平常点とし、期末試験の得点と合わせて総合的に評価する、両者の比重は半々とするに記載している。その具体的な内容は 2006 年度と同様である。第 1 回目の授業においてその点をレジュメに記し、口頭でより詳しく説明する。

ソ 「民法演習」

上記の「セ 民法演習」と同様である。ただ、民法演習 は二人の教員が共同で担当するので、第 1 回目の授業における口頭の説明において、期末試験（ペーパーテスト）は二人が 1 問ずつ出題すること、配点は各 50 点であることを付け加えた。2007 年度も同様の説明をする予定である。

タ 「商法演習」

2006 年度シラバスには「授業中の報告・発言等、平常点を重視する」との

み記載したが、授業開始時に「出席点・平常点・レポートの総合評価による」と学生に伝えた。実際にはレポートによってA、B、Cに分類し、BとCの学生について平常点を加味し、AとBに引き上げた。得点評価は不要と考えた。2007年度シラバスには、授業中の報告・発言等、演習に取り組む姿勢を重視して評価し、それで十分でない場合にレポートか筆記試験を課すと記した。実際の運用は2006年度と同様であった。

チ 「民事手続法演習」

2006年度は、授業の冒頭に、担当報告の内容、討論への参加の積極性を中心とし、併せて学期末の試験の成績とレポートの内容を加味して総合的に評価する旨、伝えた。それぞれの比率は伝えていなかった。2007年度シラバスには、試験、出席率、報告の担当及び授業への能動的参加、レポート等を総合的に考慮する旨記した。試験50、報告30、その他20で評価する予定である。

ツ 「民事法総合演習」

2006年度、2007年度ともシラバスには、概ね、試験成績の他、出席率、事前準備の質及び量、当該事案解決方針等についてのレポート等作成文書の内容、授業中の討論における発言態度や発言内容等を総合的に考慮と記した。

2005年度は、受講者が4名だったため、考査は行わず、毎回の授業で学生が提出する答案・レポートの内容及び授業中の討論の内容や態度を基準として評価。第1回目の授業開始時に学生に告知。

2006年度は、中間考査及び期末考査の総合得点を基準に、授業中の発言内容及び態度や出席状況を加味して評価。第1回目の授業開始時に学生に告知。

テ 「民事法総合演習」

2006年度、2007年度とも、シラバスには、授業に取り組む姿勢、発言の内容や状況、試験やレポート等により総合的に判断すると記し、演習開始の冒頭に、口頭で伝えた。

ト 「刑法」

シラバスでは、「定期試験の成績を基本とし、出席その他の講義中の対応（質問に対する対応など）、小テストなどの平常点を副次的資料として判定

する。」と記載してあるが、第1回講義、中間確認テスト実施直前及び定期試験直前に、その内容(特に「副次的資料」の意味)について詳細に補足し、

原則として定期試験(期末テスト)の成績が評価に反映すること、純粹初心者も少なくないことに鑑み、中間確認試験は、成績評価の対象とせず、むしろ答案の書き方の練習をするのを主眼とし(実際にそれを用いて解説授業を行った)最終評価において合格点に満たない場合にのみ加点の対象として利用すること、小テストは、授業時間内に実施できない可能性が高いので、その場合は期末試験において配点の40%程度で出題すること、出席については、定期試験の難度が高すぎて最終評価において合格点に満たない者が多数あった場合にのみ考慮の対象とすること、質問等については、評価対象としうるほどに全員にまんべんなくあてる時間的余裕がない可能性が高く、その場合は評価対象に加えないことを伝えた。2006年度の最終成績評価では、予告どおりに、定期(期末)試験の成績を基本とし、中間加点(定期試験得点が60に満たない場合、中間得点50点満点中の30点を超えた点数を上限として、加点後の得点が60に達するまで加点)、皆勤加点(定期試験+中間加点でも60点に満たない場合、授業無欠席の学生であれば、4点を上限に、加点後の得点が60に達するまで加点)の三点を考慮して合否を決定した。その具体的内容は、各学生に返却する答案に付した「成績票」に詳細に記載し通知してある。

ナ 「刑法」

シラバスでは、「定期試験の成績を基本とし、出席その他の講義中の対応(質問に対する対応など)、小テストなどの平常点を副次的資料として判定する。」と記載してあるが、第1回講義、及び各定期試験直前に、その内容(特に「副次的資料」の意味)について詳細に補足し、原則として2回の定期試験(中間試験・期末試験)の成績が評価に反映すること。小テストは、授業時間内に実施できない可能性が高いので、その場合は期末試験において配点の40%程度で出題すること、出席については、定期試験の難度が高すぎて最終評価において合格点に満たない者が多数あった場合にのみ考慮の対象とすること、質問等については、評価対象としうるほどに全員にまんべんなくあてる時間的余裕がない可能性が高く、その場合は評価対象に

加えないことを伝えた。2006年度の最終成績評価では、予告どおりに、中間・期末の各定期試験の平均点をを基本とし、出席点（8割以上出席につき1日1点）を考慮して合否を決定した。その具体的内容は、各学生に返却する答案に付した「成績票」に詳細に記載し通知してある。

ニ 「刑事訴訟法」

2006年度シラバスには、試験を75点、課題への取組みを25点と記載したが、具体的には、中間試験を約25点で期末試験を50点で採点すること、小テストの成績は課題への取組みの中で評価することを初回の授業時間において説明している。2007年度シラバスにも試験を概ね75点、課題への取組みを概ね25点と記載した。

ヌ 「刑事法演習」

シラバスでは、「定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、出席・報告を中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案、論告・最終弁論・判決などに対する評価の比重を高くする。それぞれの課題に全力で取り組んでもらうために、各課題間の点数の配分は事前公表しない。」と記したが、第1回講義時、及び定期試験直前に、参考として、昨年度に採用した各評価基準の配分（通常は、定期試験得点、出席及び非報告時の発言等の評価、担当報告時に作成した事例答案の点数、担当時の報告内容に対する点、及び最後に提出を義務づけている事例教材の判決の点、の五点を均等に見て評定すること）を示し、定期試験は演習で実施した事例問題を素材として行うこと、を伝えてある。2006年度も、例年通り、上記五点の均等評価にて成績評価を行い、その詳細な内訳は、各学生に返却する答案に付した「成績票」に記載して通知してある。

ネ 「刑事法総合演習」

2006年度は、事例研究教材で検討した設問のうちいずれかを試験問題とする旨開講時に説明。2007年度も開講時に説明。

ノ 「刑事法総合演習」

2006年度は、刑事裁判記録教材で検討した設問のうちのいずれかを試験問題とする旨、開講時に説明。2007年度も開講時に説明予定。

ハ 「民事訴訟実務の基礎」

2006年度は、もっぱら試験の成績によると説明。2007年度は、平常点、試験等により総合的に判断するとシラバスに記載。

ヒ 「刑事訴訟実務の基礎」

2006年度は、授業で検討対象とした演習問題のうちのいずれかを試験問題とする旨、開講時に説明。2007年度も開講時に説明予定。

フ 「法曹倫理」

2006年度、2007年度とも、最終試験の成績の他、レポート等の内容、出席率、発言し正答を総合的に考慮とシラバスに記載。

2005年度、2006年度、2007年度共に、期末考査の得点、授業中に行った小テストの成績、授業での発言内容や態度、出席状況を基準に評価。第1回目の授業開始時に学生に告知。

- (5) 再試験における成績評価のあり方については、各教員の判断に委ねられているというのが現状である。

2. 点検・評価

1で述べた通り、厳格な成績評価となるべく、評価の考慮要素、評価の区分、再試験の実施が規則において示されている。もっとも、絶対評価は、その最終的な判断は教員に委ねられるため、厳格さの担保の点で疑問があり得る。9 - 2 2で述べるように、教員間で成績評価を開示し調整する場を設けており、それによって安易な評価を防いできたということがあるものの、説明のあり方として疑問はありえよう。

本学法科大学院でも、相対評価にすべきかを含めて議論をしてきているが、絶対評価と相対評価のどちらがよいかの優劣は、評価を支える教育活動の質や説明の仕方、実際の運用への評価にもかかわり、難しい問題となっている。1(2)で述べた申し合わせは、現状のなかで少しでも改善しようとするものであるが、なお一層の検討が必要であろう。

各科目において採用されている評価基準は、その考慮要素からみて厳格な成績評価となるべく構成されていると言える。実際に何をどの程度の割合で評価の素材にするのかについて教員間で様々であるが、9 - 1 - 2の1(2)でふれる成績調整の際に他の教員による成績評価の実際を知ることができ、不適切な評価はその場で排

除されることになる。もっとも、本学法科大学院全体として真に統一的な方針をもっているのが外部からはわかりにくいという問題はある。講義科目と演習科目の相違をどのように考えるかも検討課題である。

出席を成績評価にどのように反映させるかについて、教員間で統一した扱いがあるとは言えない。2007年度シラバスにおいてかなりの数の教員が、出席回数が授業回数の3分の2にみたない場合に期末試験の受験資格を認めないといった趣旨の記述を盛り込むようになった。これは、成績評価基準統一に向けての一つの試みであるが、なお改善の余地は大きい。

学生への開示という点では、シラバスに詳細まで明記されている場合もあるが、開講時の説明になっている場合もある。どちらも一応事前の開示ではあるが、開示の時期を統一することが望ましい。さらに科目によっては、開講時よりも説明がさらに後になるものもあり、これは改善が必要である。

さらに、選択科目の成績評価をどのようにすべきかは、まだ議論が始まったばかりである。

3. 自己評定 C

[理由]厳格な成績評価基準が設定され、学生に一応事前の開示されているが、シラバスへの記載の仕方など改善の必要な点が相当ある。

4. 改善計画

成績評価の大きな方針についての議論を深めるとともに、シラバスへの記載の仕方など具体的な点について統一をはかる。

9 - 1 - 2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

- (1) まず、成績評価の厳格性・客観性をめざす前提として、期末試験だけではなく、中間試験、再試験を含めて必修科目の試験問題は試験実施後に担当教員が全教員に配布することになっている。この点についての規程はないが、教員間の合意により行われ、遵守されている。
- (2) 前期後期の期末試験の後、各学期の成績が発表される前の段階で教員が集まり、法律基本科目の成績評価原案を提示し、問題がないか否か確認し、問題があれば調整をしている。この点についても規程はないが、教員間の合意により每学期行われてきた。⁴² なお、この調整を経た後の必修科目における成績評価結果（科目ごとの成績一覧表）については、成績発表後の教授会において配布している。
- (3) 法律基本科目の各試験における学生の答えは、採点后ないし成績発表後に学生に返却している。その際、論述式問題の解答には多くの教員が添削あるいは重要ポイントの指摘をしている。また、教員からは採点基準等を示した解説プリントが配布されている。
- (4) 必修科目においては多くても50名規模の授業であり、座席指定制をとっていることもあり、出欠の確認は容易である。実際の出席の取り方及び記録方法については、各教員に任されている。
- (5) 再試験については、(1)と同様に教員間における問題配布はなされている。しかし、(2)の調整の会議には間に合わないため、再試験による成績評価について全教員で確認する場はない。
- (6) 実際に行われてきた成績評価の結果をみると、必修科目においては、規則等により設定された方針を受けて各教員が設定した成績評価基準に従ってなされているといえる。

2. 点検・評価

必修科目について実際に行われてきた成績評価の結果そのものをみると、ほとん

⁴² 9 - 1 - 1、1 参照

どの科目において成績評価の厳格な実施がなされてきたと思われる。

しかし、課題もまた残されている。

まず、試験問題は教員相互間で周知されているが、問題の適切さ自体については教員間の自主的な議論に委ねられている。試験答案の採点の仕方についても、公の場での議論が十分になされているとは言いがたい。また、各教員が設定した成績基準自体についての議論も必要であろう。これらは、成績評価の厳格な実施をより確かなものにするために必要な作業である。

とりわけ選択科目については、その成績評価の厳格性をどのように担保すべきかについて、十分な手だてがとられているとは言いがたい。選択科目の成績評価の結果について分析・検討をすすめる作業が2006年度から始められているが、具体的な改善策はこれからという段階である。

3. 自己評定 合

[理由]成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていると言えるが、改善の必要性がある。

4. 改善計画

とくに選択科目について改善策をまとめる。

9 - 1 - 3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

本学開設時から約3年間は、「成績評価に対する学生からの異議申立手続」に関する規程類は存在しなかった。このような状態が続いてきたのは、9 - 1 - 2の1(3)に記したように、学生の実験結果を試験終了後ないし成績発表後に学生に返却しており、これに加えて多くの教員が解説プリントを配布していること、常日頃から学生が教員の研究室を気安く訪れることのできる雰囲気を作っていること、以上のことから、自己の実験結果の採点に関し疑問を抱いた学生は担当教員を訪れて説明を求めることができるし、実際にその結果として成績評価が訂正されることがあるからであった。

けれども、評価権を持つ教員に対して疑問を直接述べることのできない場合があるのではないかという指摘にも理由があるところである。そこで、2007年1月24日に「西南学院大学大学院法務研究科成績評価不服申立てに関する内規」を制定した。この内規は2007年度学生便覧51頁に掲載されており、2007年度学生便覧は2007年度新生だけでなく在学学生にも全員配布されている。また、2007年度前期期末試験の採点に先立って、あらためて内規の存在を学生に確認してもらうために、2007年8月1日付けで学生向け掲示を行った。⁴³ なお、本報告書執筆時点でこの内規の適用例はまだ存在していない。

2. 点検・評価

1に記したように、事実上の異議申立てが可能であるだけでなく、異議申立手続が内規として規定されるに至った。今後どのように運用されるか、追跡していく必要がある。また、内規の存在について一応全学生に周知させるための手だてはとられているが、よりわかりやすい形でできないか、検討する余地がある。

3. 自己評価 B

[理由]成績評価の説明や異議申立ての手続は整っており、学生にも周知されているが、改善の余地がある。

⁴³ 資料9-1-3A参照

4. 改善計画

運用状況を常にチェックする。

9 - 2 - 1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

(1) 本学における修了認定は、必要授業科目の単位数取得によってのみ判定される。修了認定試験のような修了のための特別の制度は置いていない。退学勧告制度は設けていない。

修了認定基準の内容を 2007 年度入学生に即してしてみると、

ア 法務研究科学則第 5 条、第 9 条により、3 年以上在学し 96 単位以上を修得すること（法学既修者の場合は 2 年以上在学し 66 単位以上修得）が必要である。さらに、法務研究科規則第 3 条 1 号及び 3 号により、法律基本科目群から 62 単位（法学既修者の場合は 32 単位）、法律実務基礎科目群から 6 単位、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から 28 単位以上（基礎法学・隣接科目群から 4 単位以上を含む）が必要である。

イ また、同条 4 号ないし 6 号により、入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位と、本学法科大学院在学中に他の大学院において履修した科目について修得した単位は、両者を合わせて 30 単位を超えない範囲で本学法科大学院の授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。同条 7 号により、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとしてみなされる単位数と入学前の来修得単位の認定による単位数並びに単位互換にかかる単位数は、合わせて 30 単位を超えることができない。

ウ 法務研究科規則 6 条には留年及び再履修についての定めがあり、それによると、1 年次の法律基本科目について 22 単位以上修得できなかった者は 2 年次への進級が認められず、1・2 年次の法律基本科目並びに「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」の計 56 単位中 50 単位以上修得できなかった者は 3 年次への進級が認められない。進級を認められなかった者は、当該年次において S、A + 又は A 評価を受けた科目以外については、単位修得を無効とし再履修しなければならない。また、2 年を超えて各年次に在籍することはできない。

(2) 修了認定のうち、3年次生が法科大学院の修了認定を受ける(司法試験受験資格を得る)ための認定(上記アとイに係るもの。「狭義の修了認定」)は、まず各科目の成績評価がなされ、所要の単位が認定されたことの確認を受けて、教授会で修了判定を行うという手順でなされる。「教授会による修了判定」は、単位認定がなされて所要単位がそろえば修了判定されないことはないという意味で、形式的な手続である。法務研究科学則等に「教授会による修了判定」を定める規定がないのは、そのためである。

1年次及び2年次生の進級に関する認定(上記ウに係るもの)も、まず各科目の成績評価がなされ、所要の単位が認定されたことの確認を受けて、教授会で進級判定を行うという手順でなされる。「教授会による進級判定」が形式的な手続であること、法務研究科学則等に「教授会による進級判定」を定める規定がないことは、「教授会による修了判定」と同様である。

(3) 修了認定基準のうち、アについては、毎年度の入学希望者向けパンフレット(各年度とも5月連休明けから配布)において明示しており、学外向けHPにおいても明示している。イとウについては、入学者希望者向けパンフレットや入試要項には記載されていない。

2. 点検・評価

修了認定基準の内容のうち、アとイには問題はない。ウの留年制度については、法曹になるために法律学に関する基礎的素養が不可欠であることなどから、制度の必要性は肯定できる。また、進級のための要件についても現在のところ大きな問題は生じていない。もっとも、要件の適切性については今後の運用を追跡検討し、常に吟味する必要がある。

なお、現在の制度を変更して修了認定試験制度を設けるべきか否かについても、議論を行ってきた。現時点では、認定試験制度は、多くの場合、司法試験合格率の調整のために用いられるが、法科大学院制度は必ずしも司法試験合格のみを存在理由とするものではない、特に、必要単位を取得している学生が、経済的な理由から修了を希望する場合に、司法試験の合格率という大学側の事情で修了を拒むのは、問題がある、等の理由から、当面、取得単位のみに基づく修了判定制度を維持している。ただし、これらの点は、法科大学院と新司法試験との関係という制度理

念ともかかわる問題であるので、今後とも、他大学の趨勢も見ながら検討を重ねていくべき問題であろう。

修了認定の体制・手続の整備に関しても問題はないと思われるが、「教授会による修了判定」・「教授会による進級判定」という手続を法務研究科学則等に明記し、学生便覧等に掲載するべきだという考え方もありえよう。

修了認定基準の開示の点では、修了認定基準の中核をなすアは開示されているが、イとウは開示されていない。

3. 自己評定 C

[理由]修了認定の基準・体制・手続は一応適切に設定されており、修了認定基準の開示もなされているが、改善の必要性がある。

4. 改善計画

修了認定基準のうち、単位互換にかかわるものと進級にかかわるものについての開示を行う。

9 - 2 - 2 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 2006年度の修了判定の実施状況は下記のとおりである。

既修者

対象者数	修了認定者数	修得単位数		
		最多	最小	平均
2人	2人	68	66	67

未修者

対象者数	修了認定者数	修得単位数		
		最多	最小	平均
43人	42人	98	94	95.76

修了認定されなかった者1名は、卒業に必要な単位のうち2単位を修得できなかった者である。

(2) 同年度における進級判定の実施状況は、下記のとおりである。

()内は、比率

	学生数	進級者数	留年者数
1年次	50人 (100.0%)	45人 (90.0%)	5人 (10.0%)
2年次	35人 (100.0%)	34人 (97.1%)	1人 (2.9%)

2. 点検・評価

現在のところ、修了認定は、所定の修了認定基準、体制・手続により実施されている。

3. 自己評定 合

[理由]修了認定が、修了認定基準・手続に従い適切に実施されている。

4. 改善計画

特にない。

9 - 2 - 3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

9 - 2 - 1 の 1 (2) に記載の通り、本学法科大学院における修了認定は、通常の単位認定の延長上で行われる形式的なものになっている。そのため、9 - 1 - 3 で扱われる成績評価に対する異議申立手続が実質的には修了認定に対する異議申立手続になると考え、これまでのところ、修了認定に対する特段の異議申立手続は設けられてこなかった。

2. 点検・評価

修了認定に対する異議申立手続そのものが存在しない理由は上記の通りであり、これまでは、成績評価に関する異議申立手続が実質的に修了認定に対する異議申立手続となると考えてきた。けれども、単位そのものの認定との関係では形式的な手続であるが、単位数の計算間違いや単位互換についての計算間違いの可能性もあるのではないかという指摘はありうる。実際には、毎年度始めの履修届などの機会を通じて事務室が個々の学生との間で確認をするなど、計算間違いがないように常に留意されている。それでも、万一の可能性を考えて修了認定に対する異議申立手続を用意しておくことは考えられる。

3. 自己評定 B

[理由] 修了認定についての異議申立手続は整っており、学生にも周知されているが、改善の余地がある。

4. 改善計画

修了判定や進級判定について独自の異議申立手続の意義について検討する。

別紙 学生数および教員に関するデータ

入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部 出身者	他学部 出身者	実務等 経験者
05年度入学者	50	42	2	23	7	12
06年度入学者	50	52	2	35	8	9
07年度入学者	50	64	3	42	8	14

学生数の推移

単位：人

		05年度	05年度	06年度	06年度	07年度	07年度	休学者数	在籍者数
		退学者数	留年者数	退学者数	留年者数	退学者数	留年者数		
05年度 入学者	未修	1	0	1	1	0		0	38
	既修	0	0	0	0	0		0	0
06年度 入学者	未修			4	5	0		2	46
	既修			0	0	0		0	2
07年度 入学者	未修					0		1	61
	既修					0		0	3

修了者

単位：人

		修了者総数	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
		05年度 入学者	未修 既修	42	29
06年度 入学者	未修				
	既修	2	2	0	1
07年度 入学者	未修				
	既修				

教員一覧

氏名	年齢	性別	職名	専任/みなし専任/非常勤の別	「5年以上の実務経験」の有無	着任年月	担当科目
横田 守弘	48	男	法科 大学院長	専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 統治の基本構造 公法演習 (人権と違憲審査) (2007年度後期) 基本的人権の基礎 公法演習 (司法審査論)
多田 利隆	58	男	教務主任	専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 民法 (総則・物権) 民法 (担保物権法) (2007年度後期) 民法演習 民法演習
和田 安夫	57	男		専任	無	2007年4月	(2007年度前期) 民法 (債権総論・契約法) 民法演習 (2007年度後期) 民法 (不法行為法等) 民事法総合演習
沢野 直紀	64	男		専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 民事法総合演習 商法演習 (2007年度後期) 商法 金融法

紺谷 浩司	66	男		専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 民事法総合演習 執行倒産法 (2007年度後期) 民事手続法演習 民事手続法
梅崎 進哉	50	男	専攻主任	専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 刑法 (総論) 刑事法演習 (2007年度後期) 刑法 (各論) 特別刑法
石森 久広	45	男		専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 法と行政活動
小山 雅亀	55	男		専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 刑事訴訟法
大隈 一武	67	男		専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 国際取引法 経済法 (2007年度後期) 外国法 国際商事仲裁
古賀 衛	58	男		専任	無	2004年4月	(2007年度前期) 国際社会と法 (2007年度後期) 国際紛争解決法
坂梨 喬	64	男		専任	無	2007年10月 就任予定	(2007年度後期) 民法 民法演習

松本 正文	44	男		専任	有	2004年4月	(2007年度前期) 法曹倫理 (2007年度後期) 法曹倫理 民事法総合演習
小野寺 雅之	49	男		専任	有	2004年4月	(2007年度前期) 刑事法総合演習 模擬裁判 (2007年度後期) 刑事法総合演習 刑事訴訟実務の基礎
一瀬 悦朗	48	男		みなし専任	有	2004年4月	(2007年度前期) 刑事法総合演習 (2007年度後期) 刑事法総合演習 刑事訴訟実務の基礎
西郷 雅彦	48	男		みなし専任	有	2007年4月	(2007年度前期) 民事法総合演習 (2007年度後期) 民事訴訟実務の基礎
河島 幸夫	65	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度後期) 政治学
神宮 典夫	59	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度後期) 法制史
片山 寛	55	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度前期) キリスト教倫理
田中 英司	48	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度前期) 土地私法

山田 憲一	41	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度後期) 知的財産法
菊池 高志	66	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度後期) 労働法
岩間 徹	57	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度後期) 国際環境法
松隈 潤	43	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度後期) 国際組織法
毛利 康俊	44	男		非常勤	無	2007年4月	(2007年度後期) 法哲学
李 黎明	49	女		非常勤	無	2004年4月	(2007年度前期) 外国法
江口 厚仁	47	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度前期) 法社会学
Mark Fenwick	39	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度前期) 法律英語
細江 守紀	61	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度前期) 法と経済学
今里 滋	56	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度集中講義) 行政学
宮谷 俊胤	68	男		非常勤	無	2004年4月	(2007年度集中講義) 税法
平田 広志	51	男		非常勤	有	2007年4月	(2007年度前期) 消費者問題
松井 仁	39	男		非常勤	有	2007年4月	(2007年度後期) 刑事弁護実務
宇都宮 英人	57	男		非常勤	有	2004年4月	(2007年度後期) 高齢者・障害者問題

多田 望	41	男		非常勤	無	2007年4月	(2007年度後期) 国際私法
近藤 真	54	男		非常勤	有	2004年4月	(2007年度前期) 国際人権法
勢一 智子	36	女		非常勤	無	2006年4月	(2007年度前期:10回分) 環境法
齊藤 善人	45	男		非常勤	無	2006年4月	(2007年度前期) 倒産法特講
吾郷 眞一	59	男		非常勤	無	2006年4月	(2007年度前期) 国際経済法
松村 弓彦	66	男		非常勤	無	2006年4月	(2007年度集中講義:5回分) 環境法
木下 比奈子	36	女		非常勤	有	2006年4月	(2007年度前期) 倒産法入門
岡本 博志	57	男		非常勤	無	2007年4月	(2007年度後期) 地方自治法